令和２年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業

諸外国及び国内における
クレジットカード等に関する規制調査

調査報告書

令和３年３月

株式会社 NTT データ経営研究所

目次

Appendix

第1章　　調査の目的

第1節　　調査の背景

ICTの進展に伴う決済テクノロジーの進化を背景に、決済分野においてFin Tech企業の事業展開が拡大している。また、IT系・SNS系企業やECモール系企業など、異業種からの決済分野への参入も含め、「業」の垣根を越えて多様な決済主体・サービスが登場している。特に、従来型のクレジットカードサービスとは異なる少額・低リスクのサービスなど、消費者ニーズにきめ細かく対応したサービスが拡大してきた。しかし、利便性の高いサービスが登場する一方で、不正利用や無権限取引からの利用者保護の問題も生じている[1]。

こうした状況を受け、様々な場面で、決済横断法制論が議論され、イノベーションの促進や金融の質の向上、規制の隙間がない様設計すべき等の指摘がなされてきた[2]。

第2節　　調査の目的

第 1 節で述べた、社会環境の変化や技術の進歩・新たな事業類型の登場といった事情および議論内容を踏まえ、本調査では、引き続き消費者保護を適切に確保していくために必要なクレジットカード等を巡る規制の枠組みやペイメント事業を巡る実態を調査し議論の場を設けることを目的とする。

第2章　　調査アプローチ

本件調査は以下のアプローチで実施した。

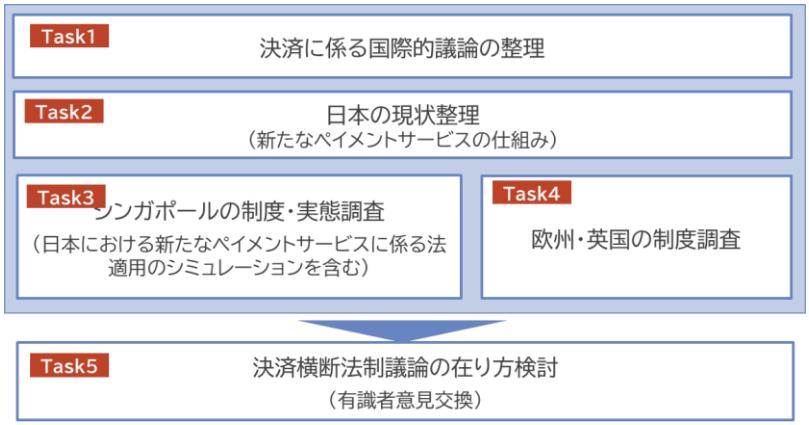

図 1 本件調査のアプローチ

[1] 例：令和 2 年度 1 月 23 日独立行政法人国民生活センターにおいて「（特別調査）消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題」発表

[2] 例：参議院「割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和 2 年 5 月 12 日）「決済関連法制の横断化に向けては、AI・ビックデータやブロックチェーンといった近時の技術革新の進展及び国際的な動向等を踏まえ、利用者・事業者双方にとってシームレスで利便性の高い制度となるよう、関係省庁間で緊密に連携し、その具体的な検討を更に進めること。その際、消費者保護の観点からは、規制のすき間が生じることのないよう、その制度設計に留意すること。」その他、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」（令和元年 12 月 20 日）、「成長戦略実行計画」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）でも議論

第3章　決済に係る国際的議論の整理

第1節　概要

各種国際機関において、ペイメント関連規制の対応の必要性について検討がなされていることから、本章では、主要な国際機関が発行しているそうした文書の考察、指摘内容を整理する。

各文書の具体的な内容は、次節以降に示しているが、概要は表 1 の通りである。特に、①大企業ノンバンクによるペイメントサービスへの参入による影響（現段階では限定的だが変化のスピードの速さを考慮した検討を要する）、②ペイメントサービスの範囲　について検討する必要が示されており、「エンティティベース（組織体基準）」から「アクティビティベース（活動基準）」への規制変更が必要との指摘されている。

表 1 本章で整理した国際機関の関連文書と主な内容

#	文書名	発行年月	発行者	概要
1	IMF Working Paper: FinTech and Payments Regulation : Analytical Framework	2020年5月	IMF	IMF の公式見解ではなく、IMF の研究者による Fin Tech、ペイメントの規制枠組みに係る検討文書。 既存の規制が対象とする商品の境界の曖昧化等によりペイメントサービスの活動範囲の再規定が必要としている。検討におけるステップおよびこれまでの事例による対応、傾向を示している。
2	Annual Economic Report 2019	2019年6月	BIS	2019 年の経済活動を振り返り、現段階では、大手テック企業による金融分野への影響は限定的としつつも、その変化スピードを勘案し、テック企業によるリスクを抑制し、便益を得られるように政策コンパスを活用して、対応を検討する必要はある。競争当局・金融規制当局・データ保護当局間、および国際的なバランスをとる必要がある。
3	FinTech and market structure in financial services: Market developments and potential financial stability implications	2019年2月	FSB	技術革新の中でも、特に Fin Tech（信用・ペイメント等）、大規模テック企業、サードパーティによるサービス等による市場構造や金融安定性への影響を整理。 現段階では影響は限定的としつつも、非金融の大企業による、金融サービス参入に係る既存サービス別の機能比較、リスク分析の必要性や、当局による、委託先第三者に対する定期的なリーチ構造の検討の必要性を指摘している。
4	Financial Stability Implications from FinTech Supervisory and Regulatory Issues that Merit Authorities' Attention	2017年6月	FSB	金融サービス分野において当局が注意すべき規制監督上の課題（国際的・その他の課題 10 点を列挙）に係る報告書。規制をエンティティベースからアクティビティベースに変更していく必要性があるとともに、俊敏に変化するビジネスモデル等の変化をとらえるため、継続的な規制範囲のレビューが必要であると指摘している。

第2節　IMF Working Paper:FinTech and Payments Regulation:Analytical Framework

同文書では、Fin Tech の近年の展開は、規制アプローチとその法的基盤が、市場構造の変化に伴う活動とリスクへの注目を高めながら、エンティティベースの規制を強化する必要があることが示されている。

第1項　Fin Tech の進展に伴う規制枠組みの変化の必要性

FinTech の発展による市場構造の変化に伴い、規制アプローチとその法的基盤が、アクティビティベースのアプローチへの着目を高めながら、エンティティベースの規制を強化する必要がある。具体的には、FinTech や大規模なテクノロジー企業、大規模テック企業など、必要に応じて新しいタイプのサービスプロバイダーを規制対象とするためには、従来のエンティティベースの規制による認可制度を再設計する必要がある。

近年、小口決済サービスの状況の変化は、これまでで最も目立つ動きの 1 つであり、キャッシュレス化、競争、金融包摂、金融統合、コルレス銀行関係（CBR）からの離脱に対処する等、そのサービスへの参入動機はさまざまである。これらの FinTech 事業者は、金融システムに比べて、規模が小さく、現状、「金融安定リスク」は顕在化していないものの、それらの成長と監督・規制の問題は当局の注目に値する。

第2項　規制枠組みの近代化の取組み例と示唆

一部の法域では、活動基準およびリスク重視のアプローチを使用して、ペイメントサービスの法的および規制の枠組みを近代化していることを紹介している。

- 近代化の目的
  - 安全性、効率性、革新性、競争を促進すること。
- 問題の所在
  - ペイメントサービスの新しいビジネスモデルは、電子マネー発行者および送金ビジネスとしての認可の対象となる商品の境界線を曖昧化し、規制の重複につながった。
  - 両認可を受ける場合と一方の認可しか受けていない商品との間で、規制のギャップを生じた。
  - 現行規制では対処できない、または適切に対処できない可能性のある新たなリスクを生じている。
- 必要な対応
  - 監視フレームワークを近代化する際には、関連する規制を調整し、規制対象の「活動範囲」を修正して、新しいビジネスモデルとペイメント事業を促進する必要がある。

IMF では、規制枠組みの近代化を進めるに際して、Step1:ペイメントサービス活動の特定、Step2:事業者認可と指定制度、Step3:リスク分析と管理、Step4:法的確実性の促進　といった検討

ステップを示しており、以下の通り、ステップごとに、その設計アプローチを分析している。

1. Step1:ペイメントサービス活動の特定

企業が行う経済活動がペイメントサービスであるか否かを識別することで、規制の重複を回避しながら、効果的な監視および監督のフレームワークを設計する。

国際的な経験から、ペイメントサービスは、①口座発行、②電子マネー発行、③国内送金、④国際送金、⑤加盟店アクワイアリング、 ⑥デジタル決済トークン[3] に分けられると考えられる。

大規模テック企業も、これらサービスに該当すると考えられる。

表 2 大規模テック企業におけるペイメントサービス提供状況

	Google Pay	Amazon Pay	Facebook Pay	LinePay	Apple Pay	Baidu Wallet	Alipay	Tencent WeChat Pay
口座発行	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
電子マネー発行	N	N	N	Y	Y	Y	Y	Y
国内送金	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
国際送金	N	N	N	N	N	Y	Y	Y
加盟店アクワイアリング	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y
デジタル決済トークン	N	N	N	N	N	N	N	N

資料:IMF ワーキングペーパーより NTT データ経営研究所加工

また、IMF は、新たなペイメントサービスのうち、特に論点となるサービスとして、通信事業者のモバイルマネーサービスとデジタル決済トークンを挙げ、異なるセクター間の境界線が曖昧になる、あるいはその活動が既存の規制対象と関連づけられる内容である場合に、監督の必要が生じ得るとしている。

モバイルマネーサービス

- MNO モバイルマネーサービスは、そのシステム上の重要性の高まりの一方で、規制負担が軽くなっており、多くの法域で規制上の課題を提起している。

[3] 電子的に転送、保存、取引可能なデジタル表記された価値で、何等かの通貨に固定されていないもの。商品・サービスの支払いや債務履行のために、公衆(または一部の公衆)によって受け入れられる交換媒体を指す。

- 多くの法域で、リスク比例の規制が採用されており、こうしたアプローチは、金融包摂の促進やイノベーション抑制の回避につながると評価される。
- 顧客基盤と取引額の増加等、MNO のサービス活動が広まるにつれて、潜在的な金融安定リスクが、当局による監視を正当化する可能性が出てきている。
- 特にこれらの製品がより複雑で不透明になり、異なるセクター間の境界線が曖昧になった場合には、「サブスタンスオーバーフォームアプローチ」に基づく適切な規制処理が新製品に適用されることを保証するために、監督上の警戒が必要となる。
- 規制対応例：欧州 ペイメントサービス指令 1（PSD1）では通信事業者は認可取得を免除されていたが、規制改革により、ペイメントサービス指令 1（PSD2）では認可取得対象に含まれるようになっている。

デジタル決済トークン

- デジタル決済トークンによるステーブルコインの出現が、以前の暗号資産のいくつかの制約に対処しようとしている段階である。
- 暗号資産の基本的な活動は、ペイメント手段または価値の保存に関連付けられ、他の機能は証券または商品に似ている可能性がある。それにも関わらず、それらが規制・監視の外にある場合、規制のギャップが生じる可能性がある。
- その他、GSC（グローバルステーブルコイン[4]）は、ガバナンス、投資ルール、経済的完全性、ペイメントシステムの安全性、効率性、完全性、サイバーセキュリティと運用の回復力、市場の完全性、データのプライバシー・保護・移植性。消費者/投資家の保護、税務コンプライアンス等の問題も生じ得る。
- デジタル決済トークンのメリットとリスクは、公共政策の目標と比較検討する必要がある。
- 規制対応例：シンガポール、スイス、米国等の法域では、支払い手段としてデジタル支払いトークンに対処するための規制改革に取り組んでいる。

2. Step2:事業者認可と指定制度

2 番目のステップは、ペイメントサービスを提供するエンティティについて、認可もしくは指定を必要とするかどうかを判断することである。 ペイメント関連活動の規制責任は幅広く、主に、プルデンシャルな監督(Supervision)と監督（Oversight)の 2 つの役割に分類でき、前者は、ペイメントサービス事業者、後者は決済システムにフォーカスしている。

(1) プルデンシャルな監督の認可事業者(Supervision)

世界的に、ペイメントおよび価値移転サービスのライセンスは、完全な銀行ライセンスに加えて、他の限定的または多様な金融ライセンスを通じて提供されている。

サービス提供事業体は次のようにグループ化することができ、この識別は、適用される法律、

4

ライセンスおよび規制要件、管轄当局、および規制ギャップを決定するのに役立つ。

(i)信用機関、(ii)電子マネー機関、(iii)郵便局機関、(iv)ペイメント機関、(v)中央銀行。

支払機関が顧客の残高を収集する場合(e ウォレットなど)や、PSP が提供するサービスが、銀行の提供する預金および当座預金サービスと類似し、事実上同じ受託者機能を持っている場合、顧客の残高を保護する監督の役割がある。

ペイメントサービス法では、特定の事業体を認可から免除する可能性がある。

また、しきい値は、リスクプロファイル、したがって規制の強度を決定するのに役立つ。

しきい値は、認可要件と登録要件を分離するのに役立ち、認可・免除ベンチマークを研究宇、効果検証して設定することができる。

当局は、ベンチマークと検討の一環として、事業計画におけるペイメント取引合計額などの情報を検討する。これには、フロートの 1 日の平均残高、過去 12 か月の支払い月平均取引高等が含まれる場合がある。

(2) ノンバンクペイメントサービスプロバイダーの認可・指定プロセス

ノンバンクのペイメントサービスプロバイダーについては、一般に、以下の様な認可・指定プロセスがとられていることが示されている。

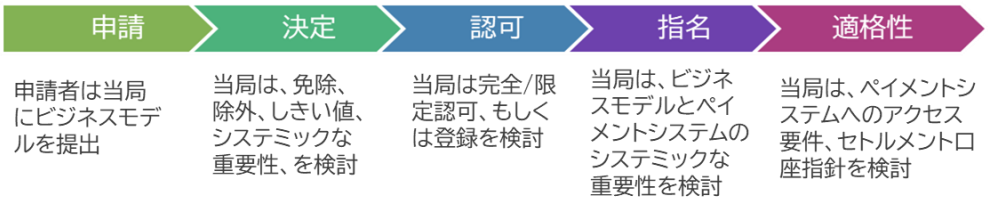

図 2 一般的なペイメントサービスプロバイダーの認可・指定プロセス

3. Step3:リスク分析と管理

現行の規制フレームワークでは効果的に対処できない可能性のある新たなリスクを特定する段階である。リスクは、資金保護、金融の完全性、サイバー/データセキュリティ、決済システムへのアクセス、相互運用性など、5 つのカテゴリに分類することができるとしている。

表 3 ペイメントに係るリスク分類

リスク分類	基本的な考え方
資金保護	・ 送金中の資金・電子マネーフローと等顧客資金の保護メカニズム。効果的なオフサイト・オンサイトの監督が、そのメカニズムの前提となる。分離保管、保険、保証の他、パススルー預金保険（アフリカ等）や中銀口座での保全（中国）等もある。
金融の完全性	・ AML/CFT の規制要件を課す必要がある。 ・ リスクベースの考えについては FATF ガイダンスを参照。
サイバー/データセキュリティ	・ サイバーリスクを管理するための適切なリスク管理と管理の実装を確保する必要がある。特に、ユーザー認証、データ損失保護、サイバー攻撃の防止・検知等の分野で重要となる。 ・ 技術リスクには、「安全ではないペイメントサービス」のリスクと「事業者の脆弱な IT ガバナンス」のリスクがある。 ・ 認可要件や規制コンプライアンスの一部を形成する技術標準・ガイドライン等を活用して実装することができる。
決済システムへのアクセス	・ アクセスに関する考慮事項は、安全性と効率性という公共政策の目的から検討される可能性がある。 ・ 認可された非銀行 PSP、セトルメントの直接参加者、セトルメント口座等の要件が参照される場合がある。
相互運用性	・ EU のように地域レベルで標準化を図るほか、国レベルでもシンガポールように断片化されたペイメントエコシステムのリスクを軽減する例がみられる。

上述の 5 つのリスク分類について、ペイメントサービス活動別のリスクの程度について、IMF では以下の通り整理している。

表 4 IMF によるペイメント活動別のリスク分析

	資金保護	金融の完全性	サイバー/データセキュリティ	決済システムへのアクセス	相互運用性
口座発行	M	H	H	L	M
電子マネー発行	H	L	H/M	M	L
国内送金	H	H	H/M	H	L
国際送金	H	H	H/M	H	L
加盟店アクワイアリング	H	L	H/M	M	M
デジタル決済トークン	M	H	H/M	H	L

4. Step4:法的確実性の促進

決済システム・サービスに係る、透明で包括的で健全な法的フレームワークにより法的確実性を促進するステップである。

ペイメントサービスが近代化するにつれ、健全な法的根拠は不可欠となっており、大規模テック企業の銀行業務への参入に対応して、一部の当局は「同じ活動には同じ規制」の基本原則に従って既存の銀行規制を大規模テック企業に拡張している。そのため、新しい技術を法律に適合させる場合、その枠組みは、機能的に(アクティビティベースで)設計する必要が生じる。

なお、法的確実性の促進は、CPSS のガイドラインに記載されている内容をペイメントサービスにも適用可能としている。

表 5 IMF の整理による法的確実性促進のために必要な取組み

法的確実性の促進に必要となる事項	補足説明
制度開発のための法的フレームワークの組み替え	法的な改革は、国際法機関もしくは比較可能な他国の法律が開発した関連する「モデル」法に基づく。 契約合意等の法的な手段は、迅速な制度改革とより満足な制度改革をつなぐ手段となりうる。
コンサルテーションを介した法的フレームワーク開発	法的フレームワークの基礎的な改革にはステークホルダーグループ(サービスプロバイダー、ユーザー、システム参加者)や規制・法策定者、いずれとのコンサルテーションも必要である。
法的フレームワークの透明性とアクセス可能性の確保	明確な法規制やシステム規則の起草や、それらが標準的な合意の形式で広く受け入れられること。法規制は、一般に閲覧可能であり、重要な情報は、容易に関心のあるステークホルダーにアクセス可能でなければならない。
中央銀行機能のための法的基礎の提供	中央銀行は、明示的な法定または契約上の手段、もしくは全体的な機能的義務に関する一般的な合意から、監督の責任と権限を導き出すことができる。
中央銀行の関与	ペイメントシステムに係る法律専門家が限定される場合、中央銀行は、法的な開発のモニタリングや、ペイメントシステムに影響をもたらす、重要な法的な問題の特定を助けることができるかもしれない。

第3項　ペイメントおよび Fin Tech に係る政策上の課題

フィンテック企業や大規模テック企業など、必要に応じて新しいタイプのサービスプロバイダーを規制対象とするためには認可制度の再設計が必要となっており、「活動」への着目を高めながら、「エンティティベース」の規制を強化することが必要になっている。ペイメントと Fin Tech の発展は、中央銀行に、以下のような新たな政策上の考慮事項と課題をもたらしている。

1.　ペイメントの安定性

① **システミックな重要性**:大規模テック企業は、デジタル決済トークンの発行等を通じて国境を越えた資金移動を提供する可能性がある。彼らは、グローバルなアウトリーチを持ち、既存のネットワーク・金融メッセージングサービスから独立してシステムを運用し得る。そ

のため、SIPS としての認可・指定という課題に直面する可能性がある。

② **国際的な問題**：規制の裁定取引は、より緊密な規制協力を必要とする。

③ **協力的な監視**：ペイメント・セトルメントの安全性とセキュリティを確保するために、ペイメントと見なされない他の活動に対する追加規制要件を他の当局と連携して検討する必要がある。

2. 金融の安定性

① **暗号資産**：規制のギャップは、市場規制当局と決済システムの監視の範囲外であり、国際的な基準や推奨事項がない場合に発生する可能性がある。

② **大規模テック企業**：大規模テック企業の PSP は、市場構造を変更し、集中度と競争力に影響を与える可能性がある。ペイメントサービス等のアンバンドリングは、既存金融機関の収益性に圧力をかけ、よりリスクの高い活動に追いやる可能性があり、金融安定性の懸念を引き起こす。また、中国のようにモバイルペイメント市場の非銀行ペイメント機関への集中等にみられる集中リスクは、運用上およびサイバーインシデントが発生した場合等に不安定な影響を与え得る。

③ **人工知能（AI）/機械学習（ML）**： AI / ML アプリケーションは、ペイメントを含む金融サービスで急速に進化しており、綿密な監視が必要である。個人データの使用に関しては、特に個人データと金融データの分離に関連した問題を引き起こす可能性がある。 AI / ML は、サードパーティのサービスプロバイダーへの依存、規制対象外となる新たなシステム上重要なプレイヤーの出現、AI / ML メソッドの解釈可能性または「監査可能性」の欠如、不透明性など、潜在的な財務安定性のリスクをもたらし、その結果、意図しない結果が生じる可能性がある。

3. 通貨の安定性

① **モバイル通貨**：金融政策の伝達と中央銀行の流動性管理が、（MNO モバイルペイメントの普及など）新たな決済システムの開発によって複雑になる可能性がある。 自律的な流動性要因としての電子マネーおよび/またはモバイルペイメントの発行から生じるフロートの役割と量に関する問題は、これまで、電子マネー口座に課せられた制限と取引の緩やかな増加を考慮して、金融政策へのリスクは無視できると評価されてきた（仮想通貨も同様）。しかし、モバイルマネーと仮想通貨の拡散と進化するリスクによって、この状況が急速に変化する可能性もある。

② **デジタル決済トークン**：暗号資産が広く受け入れられれば、クレジットマネーではなくコモディティティマネーへ、口座ベースからトークンベースへの取引へと移行する可能性があり、金利・信用等の金融政策を弱体化させる可能性がある。多くの当局が中央銀行のデジタル通貨の調査、分散型台帳技術の実証に取り組んでいる。

第3節　BIS Annual Economic Report 2019　Ⅲ　Big tech in finance : opportunities and risks

第1項　テック企業の金融参入に係る課題意識と必要な対応

BIS は、2019 年の経済報告書の中で、金融分野におけるテック企業の活動について整理し、現段階ではそれらの影響は限定的としつつも、リスク抑制と便益の観点から、政策的な対応が必要であると指摘している。

- 近年、大手テック企業の金融業務への参入として、主に以下の 2 つの方法での参入がみられる。
  - ①　既存のサードパーティ決済インフラに依存して、ペイメントを処理・決済する方法（例：Apple Pay,Google Pay, PayPal）
  - ②　大手テック企業独自のシステムで処理・ペイメントを行う方法（Alipay,M-Pesa）
- テック企業の参入は、金融安定、競争、データ保護の間で複雑なトレードオフを示している。現段階では、大規模テック企業の影響は限定的ではあるものの、その規模と消費者へのリーチを勘案すれば、業界に急速な変化を引き起こす可能性を有しており、特にテック企業の低コスト構造は、銀行口座保有率の低い国でのスケールアップが容易と考えられる。
- また、大手テック企業の参入は、伝統的な金融安定と消費者保護という問題の他、競争とデータプライバシーの問題という新たな問題も生じる。
- そのため、大手テック企業の金融業務への参入に対応し、リスクを抑制し、便益を得られるように政策的な対応をとることが必要となる。

第2項　テック企業への政策検討における留意事項

これまでの金融規制では、①個別金融機関のソルベンシー（支払能力）、②金融システム全体の健全性確保、③消費者保護　の 3 つの目標を組み込んできた。

しかし、テック企業の参入によって、金融規制のみならず、競争やデータプライバシーを含むより包括的なアプローチを必要とする可能性等も生じている。

特に、同じ活動には同じ規制を課すという考え方に基づき、①大手テック企業のペイメントサービスに対するマネロンや KYC ルールの適用拡張、②テック企業が、既存の金融規制の範囲外で構造的な変化をもたらす場合には、特定の市場セグメント（特に決済システム）に注意を払い、リスクベースの原則に従って、比例した方法で規制ツールを適応させること　等の対応を検討することが必要となっている。

第3項　競争の再考のための整理軸

新たな金融規制のアプローチを検討するに際しては、競争当局・金融規制当局・データ保護当局という 3 つの異なる当局は、常に互換性があるとは限らないこと、デジタル経済は国境を越えて拡大するため、国際的なルールと標準の調整が必要となること、等から、政策立案者は、

国際的・国内の当局の取組みが矛盾する行動につながることの無い様、新たな「コンパス」が必要となり、それによって、各種公共政策ツールの適切なバランスを見出す必要があると指摘している。

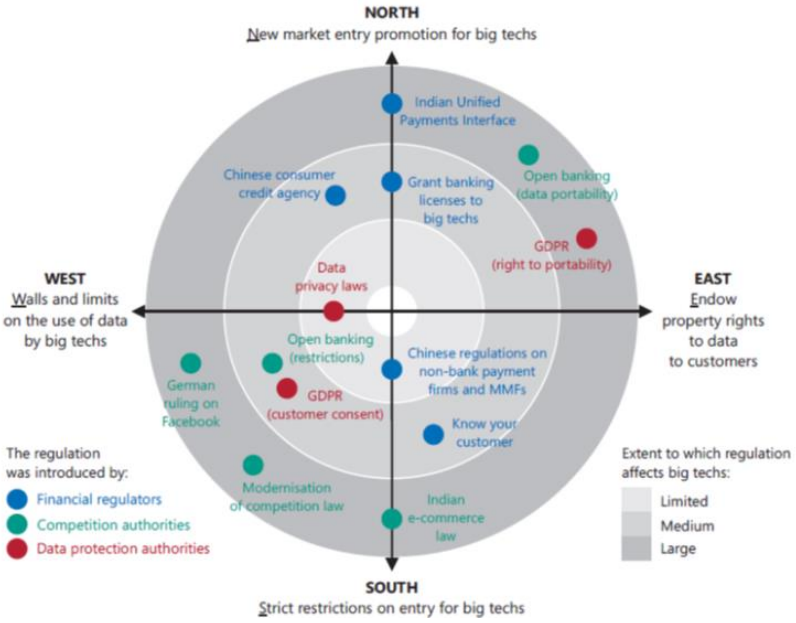

図 3 BIS がレポート内で示した政策検討に係る新たなコンパス

Y 軸(N-S):新規参入の奨励 VS 新規参入に対する厳格な制限
X 軸(E-W):データを消費者が管理 vs テック企業によるデータの利活用に障壁を課す

Y 軸(N-S)
- 新規企業の金融参入(N)が、競争を促進するとの考えがある一方、金融安定のために集中した金融セクター(S)が望ましいとする考えもある。
- ただし、大手テック企業に関しては、市場参入と競争の関係は明らかではない。
- 競争力の指標としての、市場定義、企業規模、価格設定、集中等に係る伝統的な考え方はテック企業には適合的ではないとされる。
- 一部の法域は、反競争的行為を評価する規則・方法論を更新している。
- データへの幅広いアクセスは、顧客の囲い込みを軽減し、競争と金融包摂を促進する。

X 軸(E-W)
- デフォルトは、テック企業が顧客データの事実上のオーナーシップを有し、顧客が他社に関連情報へのアクセスを簡単に許可できない状況
- E:データの利活用に適切に設計された制限を設け、競争の平準化を図る(例:オープンバンキング規制、EU 一般データ保護規則)
- W:プライバシーの観点を考慮し、データ共有範囲を制限する規制を設ける(オープンバンキング規制、データ共有可能な機関等を制限する等)

第4節　FSB　FinTech and market structure in financial services: Market developments and potential financial stability implications

FSB では、 2019 年 2 月、技術革新による、金融サービスの市場構造変化や金融の安定性に与える潜在的な影響に係る報告書を発行し、特に、Fin Tech（信用・ペイメント等）、大規模テック企業、サードパーティによるサービス等による影響を整理している。

第1項　Fin Tech による金融分野への影響可能性

Fin Tech 企業や大規模テック企業の金融分野への参入は、「市場集中度」と「競争力」に影響を与え、金融安定に係る潜在的な利益とリスクの両方をもたらし得る。

具体的には、金融サービス分野における競争の激化と多様化により、より効率的で回復力のある金融システムを構築可能となるという利益、競争の激化によって金融機関の収益性の圧迫を招く、既存事業者は、利益確保のため追加的リスクを取る可能性があり、金融安定に影響を及ぼす可能性がある等のリスクが考えられる。

同レポートでは、新たに影響を及ぼす 3 つの金融革新の例を挙げ、それぞれ以下の通り、その影響可能性について整理しているが、現段階においては、総じて既存金融機関と Fin Tech 企業の関係は補完的で協力的であると述べている。

1. Fin Tech による信用やペイメント等の銀行的なサービスプロバイダーの登場

新規参入者の効率が向上することで、長期的に金融サービスの向上を改善する可能性。

一方、これらの活動は銀行その他既存の金融機関の収益基盤に影響を及ぼし、収益性を高めたり、あるいは損失を生じたり、内部資源を減少させる可能性があり、金融セクターの回復力やリスク選好に影響を及ぼす。

2. 大規模テック企業による金融サービスへの参入

既存金融機関との競争激化の要因となる可能性がある。特に、大規模テック企業は、他のサービスを通じて取得したデータを活用した低コストサービスを提供可能であるため、この優位性が既存市場に多様な影響を与える可能性を有している。

3. サードパーティによるサービス提供

金融機関はデータ提供、クラウドサービス等、サードパーティのサービスへの依存を高めている。

重要な機関もしくは市場が、サードパーティへの委託に伴うリスクを適切に管理できていない場合、運用やセキュリティリスクを生じる可能性がある。

第2項　Fin Tech による影響の現状と当局に求められる検討

前項で示した 3 つの金融革新による影響として、現段階では限定的としつつも、以下の 4 点を挙げている。

1. **より効率的で便利な金融サービスの提供と低コスト化**

既存の顧客関係の粘着性が低下し、競争が改善される可能性がある。（ただし他の粘着性に置き換わる可能性もある） また、このことが金融サービスへの平等なアクセス、効率的な価格、優れた信用配分等を通じて、金融安定向上にも資する可能性がある。

2. 競争とビジネスモデルの混乱が収益性に及ぼすリスク

Fin Tech と既存企業の競合領域、顧客の流動性を高める領域において不適切な貸出基準緩和等の懸念がある。

3. サイバーインシンデントとリスク

リスクの可能性もあるものの、クラウドの活用は寧ろ回復力を強化し、リスク軽減につながる可能性がある。

4. 大規模テック企業に対する規制

データ利活用により様々な無料サービスを提供する可能性があるにも関わらず規制対象外である場合においては、被規制機関よりもガバナンスが未発達な可能性があり、法的リスクを高める可能性がある。

以上を踏まえ、金融当局においては、以下の課題に対応していく必要があることを指摘している。

① 新たな大企業が金融セクターの外部から金融サービスを提供する可能性に対して、機能の比較性、関連するリスクレベルとタイプ、それらの活動規模を念頭において、安定性リスクを評価する等の必要性

② 第三者への委託については、殆どの監督者は、既に方針・ガイダンス等を発行し、ある程度のリーチを有しているものの、定期的なリーチのための構造までは有していないことへの対応の必要性

第5節　FSB Financial Stability Implications from FinTech Supervisory and Regulatory Issues that Merit Authorities' Attention

第1項　Fin Tech の規制・監督上の対応における留意事項

Fin Tech の金融分野への参入は、以下の便益及びリスクをもたらし得る。当局は、これらを念頭に置いて、均衡を保った対応が求められる。

① 分散化と多様化に関連する潜在的メリット：信頼可能な既存企業が少ない新興市場や発展途上経済において、より大きなメリットを生じる可能性があるが、それ以外では、ネットワーク効果と規模の経済によって集中が促進される可能性がある。

② 高い効率性とデータ利活用の組み合わせが金融安定をサポートする可能性（景気循環やボラティリティ等のリスクが適切に管理されている場合）：効率性の向上が、管理リスクを犠牲にしてもたらされる可能性もあるため、金融システムのプロシクリカリティと過剰なボラティリティにつながる可能性もある点に留意が必要。

③ Fin Tech の発達（RegTech やクラウド等）によって、レガシーシステムの刷新、プロセス合理化が図られ、一部のオペレーショナルリスクが軽減される可能性：一般にレガシーシステムの維持に関連するオペレーショナルリスクの方が新技術の場合よりも大きくなる。ただし、Fin Tech イノベーションはサイバーリスク、第三者への依存から生じるリスクや法的不確実性に対して脆弱な場合も多い。

④ Fin Tech による企業・家計双方への金融サービスへのアクセス改善可能性：信用へのアクセス増加が短期的な便益をもたらす一方で、時間の経過とともに金融の不安定化や金融システム全体としての費用増加をもたらす可能性がある。ただし、付随リスクがシステムの信頼を維持し、金融の不安定化につながるリスクを回避する様管理される場合には、持続可能で包括的な成長を高める可能性がある。

⑤ Fin Tech から生じるリスク評価に要するデータ・情報が改善されない限り、当局が変化速度に追いついて金融システムにおけるリスクを監視・対応することが、より困難となる可能性：急速な変化を伴う環境では、企業は、より多くのリスクを引き受けるプレッシャーに直面する可能性があり、特にペイメントやデータ等をめぐって、既存の金融システムや機関も同様である可能性がある。しかし、Fin Tech によるリスクの重要性を評価するためのデータや指標が不足していることを勘案すると当局の対応がより困難となる可能性がある。

第2項　Fin Tech への監督および規制アプローチ

多くの管轄区域において、FinTech 対応の規制措置を既に講じているか、講じる予定である。特に、ペイメント、資金調達の分野、その他、程度は低いものの投資管理の分野での規制変更や明確化が図られている。

しかしながら、現状、多くの国では、「エンティティ（組織体）」単位の規制となっており、FinTech 活動が規制対象外となっている、もしくは報告要件を課されていない活動であるために、規制当局

が Fin Tech を監督するための公式データが少なく、データがある場合でも、そのデータ品質は低い[5]。また、テック企業や E コマース企業等の金融サービス参入により、他のサービスの顧客データを金融に活用するなど、金融と非金融主体の境界が曖昧化しているという問題もある。

そのため、Fin Tech への規制・監督アプローチを、現状多くの当局が採用している「エンティティベース」から「アクティビティベース」へと変更していく必要性がある。

なお、殆どの法域では、国内の金融市場への影響に焦点を置き、国際的な問題については議論していない場合が多いが、シンガポール等では、クロスボーダーペイメントでの問題について更なる協議が必要としている。

第3項　当局が着目するに値する Fin Tech の問題

1.　国際的な連携を優先すべき問題

FSBは、「多くの FinTech 活動はグローバル展開しており共通性があるため、『国際協力』には、規制間の裁定取引を縮小する等の明らかなメリットがあると指摘し、特に国際連携進めるべき事項として表 6 に示す通り、3 点を挙げている。

[5] 多くの当局は、規制サンドボックス、イノベーションハブ、イノベーションアクセラレーター、その他市場参加者とのワークショップ・カンファレンス、規制ダイアログ等のイノベーションファシリテーター機能を導入していることから、それらを Fin Tech の活動やビジネスモデルの情報源として活用することが挙げられている。

表 6 FSBが指摘する国際的な連携を優先すべき問題

サードパーティのサービスプロバイダーからのオペレーショナルリスクの管理	・ 特に「クラウド」と「データサービス」の分野でサードパーティのサービスプロバイダが目立ち、重要性を増している。 ・ 多くのサードパーティプロバイダが規制対象外となっているという事実は、関連するオペレーショナルリスクの管理の重要性を強調しており、最終的に、金融の安定性を損なう可能性も有している。 ・ そのため、当局は、金融機関における、重要なサードパーティプロバイダーの現在の監視フレームワークが適切か否かを判断する必要がある（特に、複数ではなく、特定のサードパーティに依存している場合）。これには、金融当局全体と、IT の安全性・セキュリティを担当する当局との協力とグローバルな調整が必要になる可能性がある。
サイバーリスクの軽減	・ レガシーシステムの置き換えによって、一部の領域では、サイバーリスクを軽減できる可能性がある一方、他の領域では高まる可能性もある。 ・ また、市場投入までの時間の短さが競争上の優位性につながるため、十分な試験を受けていない、または必要なセーフガードを備えていない新技術が採用されてしまう懸念もある。 ・ システムの初期設計におけるサイバー攻撃等へのセキュリティの組み込みや、金融と技術のリテラシーに係る計画は、金融の安定性に悪影響を与える出来事の抑制に役立つ可能性がある。
マクロ金融リスクの監視	・ 一部の市場セグメントへの集中化や、FinTech レンディングでの資金調達フローが不安定になる場合等、様々な要因から、システム上の重要性やプロシクリカリティが生じる可能性がある。 ・ 現段階では、FinTech が金融の安定性に与える影響は、公式・非公式のデータの可用性が限定されているために、評価が困難な状況にある。 ・ 規制当局、監督者が利用可能な情報の質を向上させ、規制遵守の効率と有効性を向上させる機会があり、それによって、短期的にはコンプライアンスコストを削減し、長期的には、レグテック等を通じて新たな洞察を生み、規制データからより大きな価値を引き出す可能性もある。 ・ こうしたメリットを活用するため、当局が、企業の規制報告負担を制限するのに役立つ可能性のある FinTech 等様々な手段を通じて、既存・新規の情報源へのアクセスと評価能力の開発を推奨する。

これらの問題は、従来からあった問題ではあるものの、FinTech の成長スピードや新たな相互接続形式、サードパーティへの依存度の高まりから重要性を増していく可能性があると指摘している。

2. その他の問題

国際的連携を深めるべき問題の他、FSB は、各国の当局が着目するに値する Fin Tech の問題として、表 7 の 7 点を挙げている。

特に、規制範囲の評価については定期的にレビューを行うべきとしており、それに関連して民間セクター等との共有学習を進めることも勧めている。

表 7 FSB が指摘するその他の問題

国際的な法的考慮事項と規制の取り決め	・ 国際的な当局間の協力と調整は、十分機能する金融システムの実現に重要である。 ・ (例)クロスボーダーの貸付、取引、ペイメントの革新は、国の法的枠組みの互換性に疑問を生じており、スマートコントラクトやDLT[6]のアプリケーション等の法的有効性や強制力は場合によって不確実である。また、DLTやスマートコントラクトに関する特定の技術構造は、必ずしも全ての管轄区域の法律に準拠するよう設計されているとは限らず、国際的な使用が妨げられていない状況にある。
ビッグデータ分析をサポートするガバナンスおよび開示フレームワーク	・ ビッグデータの複雑さと透明性は、当局が、モデルの堅牢性や市場の行動における新たな予期しないリスクを評価したり、市場参加者が完全にそのシステムを統制しているかを決定したりすることを難しくしている。 ・ 非伝統的なデータと AI ベースのアルゴリズムの利点を完全に評価し、リスク測定と価格設定を行うには、まだ時間が必要であり、データプライバシー等の消費者保護の問題も関連する可能性がある。
規制範囲の評価とタイムリーな更新	・ Fin Tech の急速な変化に対応し、定期的に規制をレビューするプロセスには、規制当局が機敏である必要がある。 ・ そのためには、技術中立的であり、金融サービス活動に基づくアプローチを採用することで、より容易かつ効率的に達成できる可能性がある。
様々な民間セクター関係者との共有学習	・ 共有学習や開発に係る情報へのより多くのアクセス等を介して、イノベーションのメリットを支持するために、当局は民間セクターとのコミュニケーションチャネルの改善を継続し、規制サンドボックスや、アクセラレーター、イノベーションハブ、その他の形態の経験を共有すべきである。 ・ それらアプローチから導出された成功と課題は、新たな規制関与モデルへの意義ある洞察を提供する可能性がある。
デジタル通貨の新たな構成の研究	・ デジタル通貨の、国内金融システムにおける構成や国際的通貨枠組への影響を調査する必要がある。 ・ 関係当局は、デジタル通貨によるクロスボーダー取引の進展を監視することに加え、金融政策、金融の安定性、世界の金融システムに対する潜在的な影響を分析する必要がある。例えば、(サイバー攻撃を含め)違法行為にデジタル通貨を使用する問題等が挙げられる。
その他能力開発等	・ 関連当局間のオープンなコミュニケーションラインの更なる開発、必要な専門知識のスタッフの能力開発

[6] DLTとは、Distributed Ledger Technology(分散台帳技術)の略で、各参加者がネットワーク上で同じ台帳を管理、共有することができる技術である。

第4章　　我が国におけるペイメント環境

第1節　　近年のペイメント取引の実態

近年、ペイメントの分野では、主に以下の 4 つの動きが見受けられる。

① ペイメント手段の発行者によるペイメント時の媒体・認証方式の多様化（レイヤー構造化/複層化）

② 新たな認証方式により、各種ペイメント手段に接続

③ 複数のペイメント手段等をまとめて管理

④ あらゆるペイメント手段・媒体・認証をワンストップで提供、相互利用

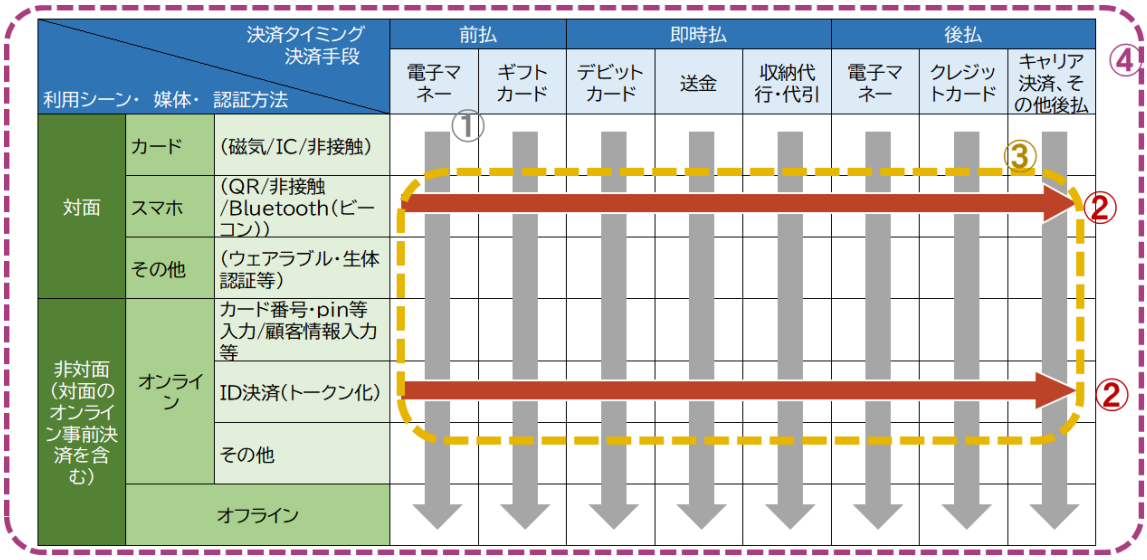

図 4　ペイメントにおける主な動向（図中の番号は、上述の 4 つの動きの番号に対応）

現行の日本法は、上記①に対応したペイメント商品別の規制枠組み（図 4 縦軸方向）となっているものの、近年の新たな動きは、図 4 横軸方向の活動が多く見受けられることから、法の適用において、曖昧さもしくは分かりにくさを生じている可能性がある。

第2節　　新たなペイメント取引の実現スキーム

現行法の適用上の課題に触れる前に、まず、近年台頭している新たなペイメントサービスのうち、特に、図 4 の横軸方向の動きとして、「コード決済」、「ID 決済」を、また、縦軸方向の動きではあるものの、法規制の適用対象外となる「後払い電子マネー」、「その他後払いサービス」を例として、具体的なサービスの実現スキームについて調査した結果を示す[5]。

（非公表）

第5章　　シンガポールにおけるクレジットカード関連規制

本章では、シンガポールにおけるクレジット関連規制として、ペインメントサービス法、銀行法（クレジットカード・チャージカード）、及び信用情報機関法について、主な内容について整理する。

その上で、第 4 章で整理した、近年台頭している新たなペイメントサービス例について、シンガポール法を適用した場合の法の適用関係について整理を行う。

また、シンガポール法の適用の背景や規制内容実際の監督の在り方等について、現地当局であるシンガポール金融管理局（MAS)およびペイメント関連事業者のコンプライアンスオフィサー、法律事務所弁護士にヒアリングした結果についても記載する。

第1節　　ペイメントサービス法

ペイメントサービス法はペイメントサービスに係るアクティビティベースの包括的な規制として 2020 年に施行された法律である。その主な規定内容について、以下に示す。

表 8 シンガポールペイメントサービス法の概要

項目	説明
根拠法	ペイメントサービス法、電子ペイメントユーザー保護ガイドライン等
規制対象	・ 両替サービス ・ 口座発行サービス ・ 国内送金サービス ・ 国際送金サービス ・ 加盟店獲得サービス ・ 電子マネー発行サービス ・ デジタル決済トークンサービス
規制の階層化の仕組み	・ 両替サービスのライセンス ・ 標準ペイメント機関ライセンス ・ 大規模ペイメント機関ライセンス　に分かれる。
規制免除対象	・ 銀行法に基づくライセンス取得銀行 ・ シンガポール金融管理局法に基づき、金融機関として承認されたマーチャント銀行 ・ 金融会社法に基づき認可された金融会社 ・ 銀行法 57B 条に基づき、シンガポールでクレジットカードまたはチャージカードを発行する事業を行うことを許可された者
資本要件	・ 認可区分別に、満たすべきベースキャピタルの額が規定されている。 ・ 標準ペイメント機関 10 万 SGD、大規模ペイメント機関 25 万 SGD

資金保全	・ 全ての大規模ペイメント機関に担保が求められる ・ 国内送金サービス、国際送金サービス、加盟店獲得サービス、電子マネー発行サービスを提供する大規模ペイメント機関には、担保に加えて、利用者の資金保護が求められる。
無権限取引対応	・ 口座利用者が必要な通知等を行わないなど、電子ペイメントユーザー保護ガイドラインに従わず、そのことが不正取引によって生じた損失の主な原因の場合には、口座利用者が責任を負う。 ・ 金融機関の作為または不作為から生じた損失である場合、利用者は責任を負わない。
その他	・ ペイメント口座とペイメントシステム間の相互運用性を確保する当局の権限、決済システム間の相互運用性を確保する当局の権限について規定しており、書面の通知により事業者に対して、ペイメントシステムの参加者になること、ペイメントシステムの運営者との取り決めを締結すること、共通基準の採用等について指示することができる。

以下、制定の背景及び各規定内容について詳細を説明する。

第1項　背景

シンガポールのペイメントサービス法は、シンガポール「Smart Nation[7]」に資する取組みとして、2016 年に策定された「シンガポールペイメントロードマップ」に記載された課題、取組みに基づき、制定されたものである。

同ロードマップでは、現状のシンガポールにおけるペイメントに係る主な課題として、①電子的で革新的なペイメントの利用が限定的であること、②消費者および企業が現金・小切手によるペイメントに依存していること、③ペイメントに係るコストが高いことを挙げ、「迅速、シンプル、安全で、全ての人がアクセスでき、全ての人に受け入れられるペイメントソリューションの実現」を目標として上述の 3 つの課題を解決するために必要な 4 つの取組みを示している。

4 つの取組みのうち、ペイメントサービス法の制定は、2 つ目の「規制枠組みの合理化・強化によるレベルプレイイングフィールドの確保と透明性の向上」に係る活動となっている。

[7] 技術やデータ活用を積極的に導入することで、経済成長や生活水準の向上を目指す、国家主導のデジタルイノベーション戦略。「技術と組織の確立」「インフラと競争の監督」「シームレスな経験の提供」の3つの目標が掲げられている。

表 9 ペインメントの課題を解決するために必要な 4 つの取組み

1	戦略的プロジェクトの成功促進	統合 POS 端末の開発と展開/中央アドレッシングスキームの構築/シームレスな請求書支払いと回収/ATM の相互運用性
2	規制枠組みの合理化･強化によるレベルプレイイングフィールド[8]の確保と透明性の向上	将来に向けた規制枠組みの適応/ペイメント活動の規制(商品ではなく活動基準、バリューチェーン全体のカバー)/レベルプレイイングフィールドの確保/セキュリティの維持と消費者保護の強化
3	ペイメントに係る新たなガバナンスモデルの確立	ペイメントカウンシル(需給双方の代表から構成)等
4	電子ペイメントの採用強化	市場全体の FAST[9]利用促進/現金の利用削減/ペイメントカードに係る追加料金の排除/インターチェンジキャップの影響の監視の継続

第2項　規制対象(活動の定義)

1. 規制対象となるペイメントサービス

ペイメントサービス法は、その目的が、「迅速、安全、シンプルでユビキタスなペイメント環境の構築」にあることから、ペイメント取引に係る全ての活動を対象とした包括的な規制となっており、ペイメント商品を発行する事業者のみならず、その商品に対して指図を出す者や、アクワイアラ(加盟店獲得)等も規制の対象とされている。

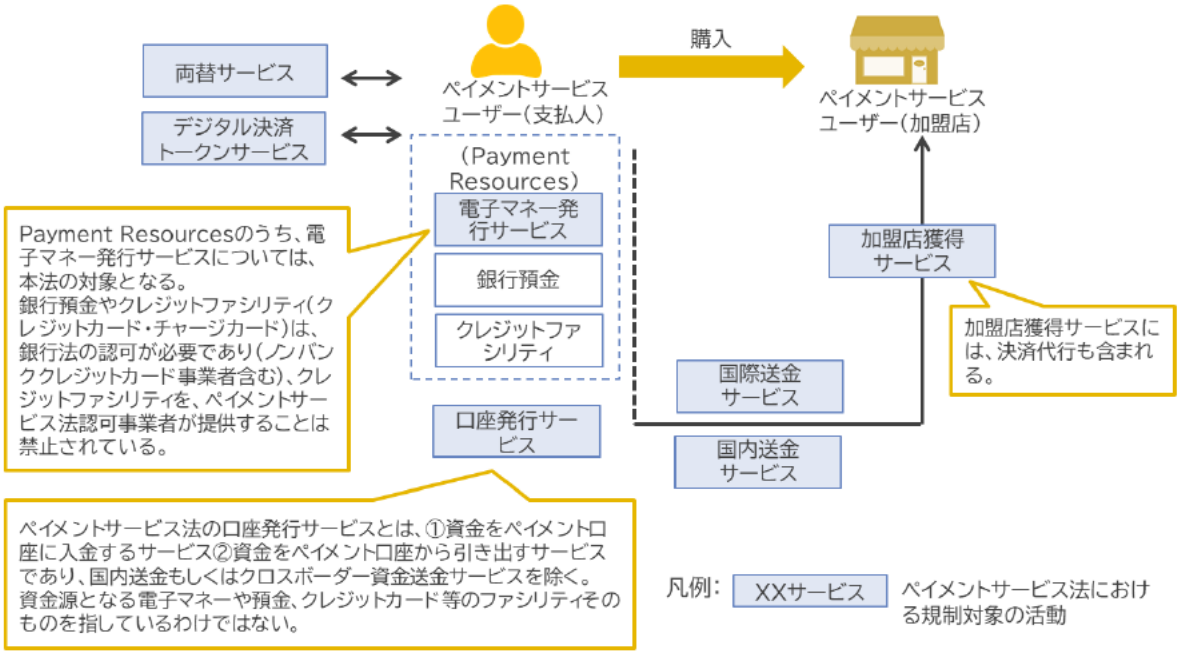

図 5 ペイメントサービス法が対象とするペイメント活動[10]

[8] 公平な競争条件をつくっていくことを目指す思想を明確に打ち出したもの

[9] リアルタイムの銀行間決済システム

[10] MAS 資料を参照として、NTT データ経営研究所作成

以下、MAS が規制対象としている活動別に、活動の定義内容について説明する。

- 口座発行サービス
  - シンガポールの人にペイメント口座を発行するサービス
  - ペイメント口座に必要な運営に係るサービスであり、以下のものを含む
    - 資金をペイメント口座に入金するサービス（国内送金もしくはクロスボーダー資金送金サービスを除く）
    - 資金をペイメント口座から引き出すサービス（国内送金もしくはクロスボーダー資金送金サービスを除く）

  - なお、ペイメント口座とは、以下の口座、デバイス、ファシリティを意味する。
    - 任意の人の名前で保持されているか、「一意の識別子」に紐づけられており、その者によって支払開始指図のために使用される、もしくはペイメント取引の実行のため、もしくはそれらの両方のために使用される口座、デバイス、ファシリティ
    - 2 人以上の名前で保持されているか一意の識別子で関連づけられており、それらの者のいずれかによって支払開始指図、もしくはペイメント取引の実行、もしくはそれらの両方のために使用される口座、デバイス、ファシリティ
      - 上記の口座、デバイス、ファシリティには、銀行口座、デビットカード、クレジットカード、チャージカードを含む

    - 「一意の識別子」とは、大規模ペイメント機関による、ユーザーの個人ペイメント口座の発行を容易にするために、ペイメントサービスユーザーによって大規模ペイメント機関に提供される以下の一意の識別子のいずれかを意味する。
      - 国民登録 ID カード番号
      - 外国の ID 番号
      - パスポート番号
      - 電子メールアドレス
      - 携帯電話番号
      - 規定された場合、その他の一意の識別子

- 国内送金サービス
  - 国内送金は、以下のペイメント取引のいずれかを実施するため、あるいは実施手配のために資金を受入れるサービスを意味する。ここでのペイメント取引は、シンガポール国内に居住する支払人と受取人間で発生するものであり、支払人・受取人のいずれも金融機関ではない場合を指す。
    - ペイメント口座を通して実行されたペイメント取引；

- ✧ ペイメント口座を通した口座引き落とし（一時的な口座引き落としを含める）；
- ✧ ペイメント口座を通した口座振替（口座自動振替を含める）；
- ✧ 他人のペイメントアカウントに送金をするために、いかなる個人からあらゆる資金を受け入れること

- 国際送金サービス
  - ➢ 以下のいずれかを指す
    - ✧ 本人か代理人かに係らず、シンガポール外の者に資金を送金もしくは送金の手配を行う目的でシンガポール国内において資金を受け入れるサービス
    - ✧ 本人か代理人かに係らず、シンガポールの者によって、シンガポール国外からの資金を受け取る、受取を手配するサービス

- 加盟店獲得サービス
  - ➢ サービスプロバイダーと加盟店間の契約に基づき、加盟店のためにペイメント取引の受け入れ、処理を行うサービス。サービスプロバイダーがペイメント取引に係る資金を保有することになるか否かに係らず、以下のような場合に、ペイメント取引によりマーチャントに資金を移転する結果となるもの。
    - ✧ 加盟店がシンガポールで事業を運営している、もしくはシンガポールで法人化、設立、登録している。
    - ✧ サービスプロバイダーと加盟店間の契約はシンガポールで締結されている。

- 電子マネー発行サービス
  - ➢ ペイメント取引実施を可能にするために、個人に対して電子マネーを発行するサービス。
    ※電子マネー：以下の電子的に保存された金銭的な価値を意味する。
    - ✧ 任意の通貨建てもしくは発行者によって任意の通貨に固定されている
    - ✧ ペイメント口座を使用してペイメント取引を行うことができるよう、前払いされている。
    - ✧ 発行者以外の者に受け入れられている。
    - ✧ 発行者に対する請求を意味するが、シンガポールで受け入れられた/シンガポールの者からの預金は含まない。

- デジタル決済トークンサービス[11]
  - ➢ デジタル決済トークンサービスは以下のサービスを示す：
    - ✧ デジタル決済トークンの取引に関わるあらゆるサービス（当局が定めた場合、そのサービスを除く）

[11]電子的に転送、保存、取引可能なデジタル表記された価値で、何等かの通貨に固定されていないもの。商品・サービスの支払いや債務履行のために、公衆（または一部の公衆）によって受け入れられる交換媒体を指す。

✧ デジタル決済トークンの交換を促進するあらゆるサービス（当局が定めた場合、そのサービスを除く）

- 両替サービス
  - ➢ 両替サービスは、外貨紙幣の売買を行うサービスを意味する

2. 新たに規制対象となった事業者

ペイメントサービス法が包括的な規制対象を規定されていることから、その施行によって、シンガポールでは新たに認可取得が必要となった事業者は約 300 社に上っている。 例えば、ウォレットサービスを提供する事業者、テック企業、新たなサービスであるデジタル決済トークンや、電子マネーのうち、これまで規制対象外であった一定規模以下の事業者等が新たに規制対象とされている。

表 10 新たに規制対象となった事業者の例とそれらが提供するサービス[12]

	口座発行	国内送金	国際送金（被仕向）	加盟店獲得	電子マネー発行（合計フロート額が30M以下）	デジタル決済トークン
ペイメントサービス規制2019（特定期間の免除）	2020年1月28日から30日以内に、その人が提供する事業を開始した日付を当局のインターネットWebサイトに指定された形式および方法で当局に通知した場合、その日付の直後12か月間					同左6か月認可免除
AMAZON ASIA-PACIFIC HOLDINGS PTE LTD	○			○	○	
APPLE SOUTH ASIA PTE. LTD.	○				○	
GOOGLE ASIA PACIFIC PTE. LTD.					○	
GOOGLE PAYMENT SINGAPORE PTE. LTD	○	○	○	○	○	
PAYPAL PTE. LTD.	○	○	○	○		

第3項 認可

シンガポール法では、両替サービスに係る認可の他は、規制対象の活動別の認可制度とはしておらず、取扱額の規模によって、標準ペイメント機関と大規模ペイメント機関に区分している。大規模ペイメント機関には、資金保全・担保に係る規制を追加的に設けている。また、必要となる認可を受けていれば、複数のペイメント活動を行う場合でも、追加の認可を受ける必要はないシンプルな構成になっている。

[12] https://www.mas.gov.sg/regulation/payments/entities-that-have-notified-mas-pursuant-to-the-ps-esp-r より一部を抜粋

表 11 シンガポールのペイメントサービスの認可種別

		両替ライセンス	標準ペイメント機関		大規模ペイメント機関	
ライセンスの区分	活動内容	両替サービスを営業	いずれか1つを営業 • 口座発行 • 国内送金 • 国際送金 • 加盟店獲得 • 電子マネー発行 • デジタル決済ﾄｰｸﾝ	いずれか2つを営業 • 口座発行 • 国内送金 • 国際送金 • 加盟店獲得 • 電子マネー発行 • デジタル決済ﾄｰｸﾝ • 両替サービス	以下のいずれかを営業 • 口座発行 • 国内送金 • 国際送金 • 加盟店獲得 • 電子マネー発行 • デジタル決済ﾄｰｸﾝ	電子マネー発行サービスを営業
	残高等要件				決済取引合計額月平均額 • 上記のうち1サービスで300万SGD以上 • 2以上のサービスで600万SGD以上	電子マネーの合計残高平均値 • 500万SGD以上
主な規制内容	共通項目	• シンガポール国内に恒久的な事業所・登録事務所の設置 • 広告規制、無認可のエージェントの利用禁止 • 信用枠(Credit facility)付与の禁止、電子マネー発行者の場合は、顧客への貸付や、顧客資金の事業活動での利用の禁止 他 • 事業者の経理部長(controller)による出資制限				
	担保				ユーザーに対する債務の履行のため、現預金・銀行保証等の担保を当局に預ける必要	
	資金保全				顧客のために受け取った資金の全部またはその一部の保全 • 国内送金・国際送金・加盟店獲得：資金受け取りの翌営業日まで • 電子マネー発行：資金を受け取った時から	
	無権限取引	• 口座利用者が必要な通知等を行わないなど、ガイドラインに従わず、そのことが不正取引によって生じた損失の主な原因の場合には、口座利用者が責任を負う。 • 金融機関の作為または不作為から生じた損失である場合、利用者は責任を負わない。				

1. 認可取得に係る要件

認可の種類ごとに要件が定められており、それぞれの要件を満たす場合にライセンス取得が認められる。

(1) 両替認可の要件

- ✧ 申請者がシンガポールに恒久的な事業所または登録事務所を有していること
- ✧ 申請者が「適合的で適切な(Fit and Proper)基準に関するガイドラインに基づく適合的かつ適切な人物であること
- ✧ 申請者が、当局の求める財務状況を満たしていること
- ✧ 申請者が、関連する認可付与要件を満たしていること
- ✧ 申請書に、当局が要請する情報と所定の申請手数料が添えられていること

(2) 標準ペイメント機関・大規模ペイメント機関認可の要件

- ✧ 申請者が会社であるか、シンガポール国外で設立または法人化された法人であること
- ✧ 申請者がシンガポールに恒久的な事業所または登録事務所を有していること
- ✧ 申請者の常務がシンガポール市民もしくは永住者であるか、申請者が、所定の条件を満たす場合には、所定のクラスの者であること
- ✧ 申請者が規定された経済的要件を満たしていること
- ✧ 申請者が「適合的で適切な(Fit and Proper)基準に関するガイドラインに基づく適合的かつ適切な人物であること
- ✧ 申請者が、当局の求める財務状況を満たしていること
- ✧ 認可付与によって公益をもたらすこと
- ✧ 申請者が、関連する認可付与要件を満たしていること
- ✧ 申請書に、当局が要請する情報と所定の申請手数料が添えられていること
- ✧ 申請者は、当局が指定した場合、その運用要件を満たしていること
- ✧ 申請書に、当局が要請する情報と所定の申請手数料が添えられていること

(3) 資本要件

上述の「当局の求める財務状況」については、「ペイメントサービス法ペイメントサービスプロバイダー認可付与ガイドライン」に具体的な金額の記載がある。申請者は、事業の規模と範囲、および損益の可能性を念頭に置いて、基本資本要件を超える十分な資本バッファーを維持しなくてはならず、認可申請時および、認可付与期間中にわたり、以下の資本要件を満たしていなければならない。りペイメントサービス法第 6 条(9)(d)では、申請者が規定された経済的要件を満たしていない場合、当局が申請を拒否しなければならない旨、規定されている。

表 12 ペイメントサービスプロバイダー認可付与ガイドラインに規定された資本要件

認可区分	標準ペイメント機関		大規模ペイメント機関	
法人区分	シンガポール法人	外国企業	シンガポール法人	外国企業
資本要件	ベースキャピタル 10万SGD以上 （約750万円）	純本社資金 10万SGD以上 （約750万円）	ベースキャピタル 25万SGD以上 （約1,875万円）	純本社資金 25万SGD以上 （約1,875万円）

ベースキャピタル＝（ｉ）＋（ii）

(i)払込済普通株式資本＋償還不能で非累積的な優先株式資本

(ii)未処分利益/損失ー(中間損失＋配当)

(4) 担保要件

ペイメントサービス法第 22 条(1)により、大規模ペイメント機関は、当局に対して、現金預金、要件を満たす銀行保証、または、その他当局が指定した方式によって、所定額の担保を差し入れる必要があるとされている。

その担保の額は、ペイメントサービス規則 13 条・ペイメントサービス法ペイメントサービスプロバイダー認可付与ガイドライン 3.1.6 により、以下の通り、規定されている。

表 13 担保要件

認可区分	両替サービス 標準ペイメント機関	大規模ペイメント機関	
対象事業者		ペイメント取引の1か月間合計額平均600万SGD以下 （約4.5億円）	左記以外
担保提供必要額	不要	10万SGD以上 （約750万円）	20万SGD以上 （約1,500万円）

(5) 継続的要件

標準ペイメント機関および大規模ペイメント機関は、ライセンスが有効である期間にわたり、規定される場合には財務要件、また、当局が書面の通知により指定する場合、運用要件およびその他の要件を満たさねばならないものとされている。

- 免除ペイメントサービスプロバイダー

以下の者については、ペイメントサービスを提供するためのライセンス取得を免除される

- ✧ 銀行法に基づくライセンス取得銀行
- ✧ シンガポール金融管理局法に基づき、金融機関として承認されたマーチャント銀行
- ✧ 金融会社法に基づき認可された金融会社
- ✧ 銀行法 57B 条に基づき、シンガポールでクレジットカードまたはチャージカードを発行する事業を行うことを許可された者
- ✧ 規定された場合、その他の者または、その他のクラスの者

第4項　規制内容

ペイメントサービスに対する規制内容については、まず、活動別のリスク分析（表 14）を行い、それに基づいて、具体的な規定内容の検討が進められている。

表 14 活動別のリスク分析

<table>
<tr><th>リスク
活動</th><th>ML/TF</th><th>利用者保護</th><th>相互運用性</th><th>技術的リスク</th></tr>
<tr><td>Activity A
口座発行サービス</td><td rowspan="3">特定のプロバイダーに AML/CFT 要件</td><td>資金アクセスの保護</td><td>アクセスレジーム、共通プラットフォーム、共通標準</td><td>技術管理ガイドラインの適用（例：技術リスクガバナンス、利用者認証、データ暗号化、フラウド）</td></tr>
<tr><td>Activity B
国内送金サービス</td><td rowspan="3">移動中の資金保全</td><td>—</td><td rowspan="5">モニタリング、検知、分散型サービス拒否攻撃からの保護</td></tr>
<tr><td>Activity C
国際送金サービス</td><td>—</td></tr>
<tr><td>Activity D
加盟店獲得サービス</td><td>—</td><td>アクセスレジーム、共通プラットフォーム、共通標準</td></tr>
<tr><td>Activity E
電子マネー発行</td><td>—</td><td>フロート（滞留資金）の保全</td><td>—</td></tr>
<tr><td>Activity F
デジタル決済トークン</td><td rowspan="2">全てのプロバイダーに AML/CFT 要件</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>Activity G
両替サービス</td><td>—</td><td>—</td></tr>
</table>

1.　規制内容①：マネーロンダリング・テロ資金供与対策

MAS の「通知」により、ペイメントサービス法に定める活動のうち、口座発行、国内送金、国際送金、両替サービス、デジタル決済トークンについては、 AML/CFT の対応が求められている。一定の要件のものについては、「低リスク」として、適用除外とすることができる一方、認可免除事業者にも適用される。

AML/CFT について求められる対応[13]

- ペイメントサービスプロバイダーは、取引が商品またはサービスの販売者へのペイメントの意図された目的のためにのみ行われることを高い確実性で確認する必要がある。
- ペイメントサービスプロバイダーは、ペイメントの対象となる加盟店が商品またはサービスを提供する事業に合法的に従事していることを確認するための適切かつ合理的な手段を採用する必要がある。これは、技術的、契約的、および/またはその他の手段(例:サイト訪問)を使用して達成することができる。

2. 規制内容②:利用者保護:移動中資金・フロートの保全

(1) 国内送金・国際送金・加盟店獲得・その他の大規模ペイメント機関

国内送金・国際送金・加盟店獲得・その他規定された場合、そのペイメントサービスを提供する事業者で、大規模ペイメント機関に該当する者は、顧客から、または顧客のために受け取った資金の全部またはその一部を、受け取った日の翌営業日までに、以下の方法のいずれかにより保全せねばならない。

- ✧ 保全機関からの約束により、関連資金について全額責任を負うこと
- ✧ 関連資金に係る保全機関による保証
- ✧ 保全機関の信託口座への関連資金の預託
- ✧ 規定された場合、その他の方法

(2) 電子マネー発行その他の大規模ペイメント機関

電子マネー発行サービス、もしくは規定された場合当該サービスを提供する大規模ペイメント機関は、顧客から、または顧客のために、資金の全部またはその一部を受け取った時から、以下の方法のいずれかにより保全せねばならない。

- ✧ 保全機関からの約束により、関連資金について全額責任を負うこと
- ✧ 関連資金に係る保全機関による保証
- ✧ 保全機関の信託口座への関連資金の預託
- ✧ 規定された場合、その他の方法

(3) 口座発行サービスを提供する大規模ペイメント機関

口座発行サービスを提供する大規模ペイメント機関は、以下を遵守する必要がある。

- 大規模ペイメント機関がユーザーに発行する個人ペイメント口座に含まれる電子マネー相当通貨が、所定の金額を超えないようにする。
- 大規模ペイメント機関によって発行された個人ペイメント口座から、年間に移転された電子マネーの合計額が、ペイメントサービスユーザーによって指定された、もしくはユーザー名義の預金口座である場合を除き、規定された額(もしくは外貨の同等額)を超えない

[13] 出典:MAS"GUIDELINES TO MAS NOTICE PS-N01ON PREVENTION OF MONEY LAUNDERING AND COUNTERING THE FINANCING OF TERRORISM"

こと

- 大規模ペイメント機関が 2 以上の個人ペイメント口座をペイメントサービスユーザーに発行する場合には以下を確保せねばならない。
  - ✧ 大規模ペイメント機関によって、そのペイメントサービスユーザーに発行された全ての個人のペイメント口座に含まれる電子マネーと同等の通貨額が、規定された額を超えないこと

※上記の計算において、①小規模な個人ペイメント口座に含まれる電子マネー、②無記名口座に含まれる電子マネー、③その他、規定された場合は当該電子マネーについて、電子マネーに相当する合計通貨額の計算から除外することができる。

- ● 大規模ペイメント機関によってそのペイメントサービスユーザーに発行された全ての個人ペイメント口座から年間に移転した電子マネーの合計通貨額が、そのペイメントサービスユーザー名義もしくはそれが指定した個人預金口座である場合を除き、規定された額を超えないこと(もしくはそれと同等の外貨額)

➢ 全ての大規模ペイメント機関は、全てのペイメントサービスユーザーに対する債務の履行のため、所定の金額の担保を以下のいずれかの方法で当局に提供する必要がある。

- ✧ 現預金
- ✧ 当局が書面の通知で指定した銀行保証
- ✧ 当局が指定した場合、その他の形式

3. 規制内容③:相互運用性

ペイメントサービス法において、当局は、ペイメント口座と決済システム間、および、決済システム間の相互運用性を高めるため、ペイメントサービスプロバイダーに、指定する決済システムの参加者になることや、共通の基準を採用するよう指示することができるものとしている。

(1) ペイメント口座とペイメントシステム間の相互運用性を確保する権限

ペイメントサービス法 25 条 1 項にて、当局は、書面による通知により、ペイメントサービスプロバイダーに対して、ペイメント口座(またはそのクラス)と決済システム間の相互運用性を確保するため、①当局が適切と考える条件で、決済システムの参加者になること、②決済システムの運営者との取り決めの締結 のいずれか、または両方を行うよう指示することができるものとされている。

なお、上述の書面の通知を発行するに際して、当局は、①ペイメント口座と決済システム間の相互運用性が公益に資するか否か、②決済システムの既存の参加者および運営者の利益、③今後、決済システムに参加することが要請求される、または望まれる可能性のある者の利益、④当局が関連するとみなすその他の事項 を考慮して決定することが必要とされている。

(2) 決済システム間の相互運用性を確保する権限

ペイメントサービス法第 26 条 1 項にて、当局は、書面による通知により、決済システムを運用

するペイメントサービスプロバイダーに対して、当局が適切と考える条件で共通の標準を採用するよう指示することができるものとされている。

なお、上述の書面の通知を発行するに際して、当局は、①異なる決済システム間の相互運用性を確保することが公益に資するか否か、②共通の基準を採用するように指示されるすべてのペイメントサービスプロバイダーの利益、③将来、共通の基準を採用することを要請される、または望む可能性のある者の利益、④当局が関連するとみなすその他の事項　を考慮して決定することが必要とされている。

4. 規制内容④：技術リスク

ペイメントサービス法ペイメントサービスプロバイダー認可付与ガイドラインにより、オンラインでサービス提供する場合のテスト実施や、全ての認可者に係るサイバー衛生要件の遵守について規定されている。

なお、認可免除事業者（クレジットカード・チャージカード発行事業者等）は本規定の対象外であるが、銀行法に係るサイバー衛生の規定がおかれているため、技術リスク・サイバーリスクの対象外となっているわけではない。

表 15　技術リスク・サイバーリスク要件

認可区分	全ての認可者	認可者のうち オンラインサービス提供者
技術リスク・サイバーリスク要件	認可付与ガイドライン4.4 • サイバー衛生に関する通知[ペイメントサービス通知06]に記載されているサイバー衛生要件を遵守し、顧客情報を保護するための適切な保護手段を講じねばならない。	認可付与ガイドライン3.1.8 • オンライン金融サービスの侵入テストの実行、および高リスクとして特定された事項について修正を行った上、その修正の有効性について検証せねばならない。
	サイバー衛生に関する通知の概要 • すべての管理アカウントが、そのようなアカウントへの不正アクセスまたは不正使用を防ぐために保護されていること • セキュリティパッチの適用 • セキュリティ基準の確立と準拠 • ネットワーク境界への制御実装により許可されていないトラフィックの制限、マルウェア対策の実装 • 重要システムに関する全ての管理アカウント・顧客情報にアクセスするために利用される全てのアカウントについて多要素認証の実装	

5. 規制内容⑤：ガバナンス規定

MAS が発行しているガイドラインの 1 つである”GUIDELINES ON FIT AND PROPER CRITERIA”は、MAS が所管する規制対象活動（ペイメントサービスを含むがそれに限らない）について、「誠実さ」、「能力」、「財務」の観点から、関係者が適合的で適切であることの要件を定めた文書である。MAS は、関係者[14]が法的義務を履行できることの保証として、このガイドラインを定めている。ただ

[14] ペイメントサービス提供者の関係者には、(i)認可者、(ii)認可者の取締役、(iii)認可者の最高経営責任者または副最高経営責任者、(iv)認可者の最高財務責任者、(v)認可者の財務責任者、(vi)(iii)・(v)と同様の責任を有する他の役員、(vii)認可者の従業員、(viii)認可者のパートナー、(ix)認可者の 5%、12%、20%支配株主、または間接支配株主、(x)認可免除 PSP、(xi)その他 PS 法の規定に基づき MAS に申請する者　が含まれる。

し、関係者が基準のいずれかを満たさなかった場合でも、自動的に認可が拒否されるわけではなく、要件を満たさない関係者の重要性と関連性を考慮して措置の判断がなされる。

以下、それぞれの観点を構成する項目について一部を紹介する。

(1) 適合的で適切な基準

- **誠実さ・・・正直・誠実・評判(以下に該当していないか)**

・ 業務遂行のための権限を有していない・制限されている
・ MAS その他の当局により営業が禁止されている
・ MAS その他の当局、政府機関、市場、クリアリング機関等により参加・登録が一時停止・拒否された
・ 規制対象の活動が(法域に係らず)苦情対象となっている
・ (法域に係らず)懲戒・刑事上の訴訟を受けているもしくはそれらにつながる可能性のある通知を受けている
・ 法を害し有罪判決を受けたもしくはそれにつながり得る手続きの対象となっている。民事責任(特に詐欺または不実表示等に係る)の判決を受けたもしくはそれにつながる可能性のある訴訟の当事者である
・ 身元保証(Fidelity bond)、保証状(surety bond)を拒否された
・ 規制要件・倫理基準に従わない意向を示した　等

- **能力・・・コンピテンスとケイパビリティ**

・ 関係者が、その事業/義務を遂行するに十分な実績・専門知識を有しているか
・ 関係者が並行して責任を負担する個人である場合、利益相反とならないか、規制対象活動に関わる職務遂行能力を損なうことがないか

- **財務・・・財務の健全性(以下に該当していないか)**

・ 金銭債務不履行の実績がある
・ その債権者と和解・取り決め(scheme of arrangement)を行った
・ 全体または一部が満たされていない裁定債務の対象である
・ 関係者が個人である場合、その者は下記に該当していないか
　(i)破産申請の対象である/対象であった
　(ii)破産宣告されている
　(iii) (i) (ii)と同様の、外国の手続き対象である
・ 関係者が法人である場合、その法人は下記に該当していないか
　(i)清算の対象、または対象であった
　(ii)解散した、または解散過程にある
　(iii)管財人、レシーバー、レシーバー兼マネージャーが任命されている法人

(iv) (i)から(iii)と同様の、外国の手続き対象である

(2) シンガポールペイメントサービス法における役員・監査人・株主の制限

- **20%以上支配株主**

・ 個人は MAS の承認を得ることなく、認可者の 20%の支配権を有することはできない。

・ MAS は以下の要素を勘案して支配権に係る承認を与えるか否かを判断する。

  - 認可者は、その個人の影響可能性を考慮して、慎重に事業を行い、ペイメントサービス法および MAS が管理するその他の法律の規定を遵守する
  - FIT and Proper ガイドラインの下で、20%支配権者となる適合的で適切な人である
  - 20%支配権者を認めることが公共の利益となる

- **役員 （最高経営責任者、取締役、またはパートナー）**

・ 認可者は MAS の承認を得ることなく、認可者の最高経営責任者、取締役、またはパートナーを任命することはできない。

・ MAS は、「通知」によって指定する基準を考慮して承認するか否かを決定する。

・ ただし、MAS が、事業者からの意見聴取を行うことなく申請を拒否できる場合として、例えば以下のような場合が挙げられている。

  - 有罪判決を受けている個人（詐欺または不正(Dishonesty)に係る犯罪、(ii)個人が詐害的または不正に行動した内容を含む有罪判決、等
  - 免責が未済の破産者である場合

- **監査人**

・ 認可者は会社法の規定にかかわらず、毎年、自費で監査人を任命せねばならない

・ 認可者が監査人を任命しない場合、もしくは他の監査人によることが望ましいと判断される場合、MAS が認可者の監査人を任命することができる。

・ 監査人は以下の業務を行う。

  - 任命された年度の会計監査の実施
  - ペイメントサービスに関連する取引の監査の実施（特に、ペイメントサービス法その他の法律の遵守について）
  - 監査報告書の MAS 宛提出
  - シンガポールの認可者の場合会社法に基づく財務諸表又は連結財務諸表
  - シンガポール国外の認可者の場合、貸借対照表及び損益計算書、シンガポールでのライセンシーの事業から生じる資産と負債および利益または損失を示した注記

6. 規制内容⑥その他の規制

- 加盟店審査

シンガポールにおいても、実務上「加盟店管理」は為されているものの、当局は、①加盟店獲得としての認可の審査や、 ②AML/CFT 管理 を目的としている。(消費者保護の観点からの管理ではない)

また、ペイメントサービス法で定義された以上に対象活動を細分化することなく、これらの規定を設けて対応している。(上記①については加盟店獲得、②については口座発行、送金、両替の活動を対象)。

表 16 加盟店審査に係る規定及び実務対応[15]

根拠文書等	審査内容	概要
MAS 認可付与ガイドライン	加盟店契約書内容とビジネスモデルの整合性確認	当局は、「加盟店獲得」の活動に係る認可を申請する事業者から、加盟店契約書の提出を受けることとなっている。 MAS“Guidelines on Licensing for Payment Service Providers under the Payment Services Act“では、消費者保護や詐害的取引のリスクといった観点ではなく、申請されたビジネスモデルと契約書の内容が一致しているかを確認することが主な目的とされている。
MAS 通知/ガイドライン	AML/CFT	加盟店は、犯罪やテロ資金等に関与しておらず、制裁対象ではなく、適法に事業を運営していること、政治的に重要な人物ではないこと等について、審査を受ける必要がある。
各アクワイアラの実務対応	財務面の安定性の確認(信用管理)	通常、アクワイアラの加盟店審査の際に確認している。 財務面が安定していない場合は、取扱金額を下げる等によってリスクを制限するか、加盟店の信用と安定性を確保するために、加盟店から資金提供を要求することができる。

- 事業所・登録事務所
  - ライセンスを受けた者は、恒久的な事業所もしくはシンガポールに登録事務所を有していない限り、いかなる種類のペイメントサービスも行ってはならない。

- 無認可のエージェントの利用禁止
  - 認可者は、以下の場合を除いて、シンガポールで、エージェントを通してペインメントサービスを提供してはならない。
    - エージェントがそのタイプのペイメントサービスを提供するための有効なライセンスを有している

[15] MAS ガイドラインの他、シンガポールペイメントサービス事業者コンプライアンス担当(元 MAS 職員)からのヒアリング結果に基づき記載

- ✧ エージェントは、そのタイプのペイメントサービスに関して、免除ペイメントサービスプロバイダーである

- 特定の事業を行うことの禁止
  - ➢ 認可者はシンガポール市民に信用枠を付与する事業を行ってはならない。
  - ➢ 電子マネー発行サービスを提供する権利を有し、その事業を営む認可者は以下の点を行ってはならない。
    - ✧ 顧客にお金を貸してはならない
    - ✧ 認可者が行う事業活動の全部または重要な領域で資金を調達するために、顧客の資金または顧客の資金で得た利息を使用してはならない

第2節　銀行法（クレジットカード・チャージカード）

銀行法の 57 条にクレジットカード、チャージカード[16]に係る規定があり、銀行以外でクレジットカード、チャージカードを発行する者は、この規定に基づく認可を取得する必要がある。

表 17 シンガポール銀行法（クレジットカード・チャージカード）の概要

項目	説明
背景	・　個人が自らの資力を超えた信用を利用しない様、規制
根拠法	・　銀行法、銀行法規則、電子決済ユーザー保護ガイドライン
規制対象の規定	・　クレジットカード・チャージカード
規制の階層化の仕組み	・　階層化ではないが、完全担保、一部担保、無担保、保証付きの区分による規定が置かれている。
規制免除対象	①　発行者との間で、クレジットで商品・サービスを購入するためだけのカードで、発行者がカード所有者の信用リスクを負うもの。 ②　発行者がそのカード所有者に付与する与信限度額の合計 500 ドル以下
情報提供	・　遅延料や延滞時の情報提供について銀行法規則に規定あり
無権限取引対応	・　口座利用者が必要な通知等を行わないなど、ガイドラインに従わず、そのことが不正取引によって生じた損失の主な原因の場合には、口座利用者が責任を負う。 ・　金融機関の作為または不作為から生じた損失である場合、利用者は責任を負わない。
与信審査	・　収入・金融資産等の要件あり ・　信用情報機関を使用した調査の義務付け
弱者への対応（未成年者他）	・　クレジットカード・チャージカードの発行には、個人の所得・金融資産等の要件があり、基本的に発行は難しい。 ・　海外旅行用の補足カードとして発行する、規制対象外となる、500 ドル以下で発行する、完全担保のカードで発行するなど
近年の改正	・　2020 年の銀行法の改正（57FA-57FE）で、クレジットカード・チャージカード発行会社の役員に係る要件が追加された。 ・　役員変更等について、事前に当局の承認を要する。

第1項　背景

無担保信用に関する規制は、個人が自分の資力を超えて支出することを思いとどまらせるという政府の社会政策を実施するために導入されたものである。時間の経過とともに、業界と市場の発展

[16] チャージカードはクレジットカード同様、商品・サービスの購入等に利用可能な後払いのカードである。ただし、クレジットカードが（シンガポールの場合）通常年収の 2 倍もしくは 4 倍等を目途として利用限度額が設定されるのに対して、チャージカードにはそのような限度額が無い（但し、利用状況によってカード会社が利用を制限する場合がある）。また、クレジットカードでは、分割払い等が可能である一方でチャージカードは一括払いとなり、遅延利率は一般にチャージカードの方が高いと言われている。

により、既存の規制制度を見直して、政府の社会政策の実施において適切かつ適切であり続けることを保証する必要性等から改正が重ねられている[17]。

第2項　規制対象

シンガポール法では、クレジットカードの与信枠の機能と、ペイメント活動に係る機能とを分離して規制している。

クレジットカード・チャージカード等の与信機能については、銀行法（クレジットカード・チャージカード）の認可を要し、申込人の信用度調査、信用情報機関の活用、セキュリティ対策、ガバナンス体制等が求められる。

表 18 クレジットカード・チャージカード発行者の認可取得と規制適用有無の関係

		銀行法（クレジット・チャージカード）（57B条）		ペイメントサービス法	
		認可	規制	認可	規制
クレジットカード・チャージカード発行	下記以外	○ 対象	○ 対象	× 対象外	○ 対象と想定される
	発行者・発行者関連法人が所有者に付与する与信限度額合計が500ドル以下	× 非対称	× 非対称	○ 対象と想定される	○ 対象と想定される

また、これら事業者は、ペイメントサービス法に基づく認可を取得する必要はないが、同法の規制の適用を受ける（但し、全ての規定ではなく対象となる条文のみ適用を受ける）。

認可免除事業者[18]にも適用されるペイメントサービス法の規定
- 15 条：特定のイベントについて当局に通知するライセンシーの義務
- 16 条：当局に情報を提供するライセンシーの義務
- 17 条：定期報告書を提出するライセンシーの義務
- 18 条：無認可のエージェントの使用の禁止
- 19 条：ペイメント口座から引き出された電子マネーをシンガポール通貨に交換することの禁止
- 20 条 2 項：特定事業を継続することの禁止（信用枠以外の項目）
- 20 条 4 項：20 条 2 項違反者の罰金
- 20 条 5 項：クレジットファシリティ
- 23 条：顧客資金の保全
- 24 条：電子マネーを含む個人ペイメントアカウントの制限

Division5：認可者の監査

[17] MAS”Legislative Amendments to Unsecured Credit Rules”(2007.12)

[18] 認可事業者が行っているペイメント活動がいずれのペイメント活動であるかに係らず適用される。

また、シンガポールのペイメントサービス法では、ペイメントサービスの認可取得者が、信用枠を付与する事業を営むことが禁止されており、もし信用枠を付与する場合は、銀行法による認可取得が必要となっている。

なお、クレジットカード・チャージカード発行者の与信機能に限れば、ペイメントサービス法の適用を受ける必要は無いが、通常、カード発行者は、ペイメントサービス法における口座発行サービスも併せて提供していると想定されることから、、カード発行者がペイメントサービス法の規制を受ける場合が多いため、表 18 では「ペイメントサービス法の規制対象と想定される」と記載している。

第3項　認可

「クレジットカード」または「チャージカード」の発行を行う者は、シンガポール当局の認可を取得する必要がある。なお、シンガポール銀行法において、「クレジットカード」または「チャージカード」とは、物理的または電子的形式を問わず、カードが即座の利用に有効か否かを問わず、一般に、クレジットカードまたはチャージカード、もしくはクレジットで商品またはサービスを購入するために使用することを目的とした同様の物品を意味するとされている。

ただし、銀行法 57G 条にて、以下に該当する形で発行されている、あるいは発行される予定のクレジットカード・チャージカードは、適用除外となる旨、規定されている。

(a) 発行者との間で、クレジットで商品またはサービスを購入するためのみのクレジットカードまたはチャージカードであり、発行者がカード所有者の全信用リスクを負うもの。
(b) 発行者、および発行者が法人である場合は発行者の関連する法人が、そのカード所有者に付与する与信限度額の合計 500 ドルを超えないこと。 または
(c) クレジットカードまたはチャージカードの発行が、規定されるその他の基準を満たしていること。

また、銀行法 57 条 1 項の認可を受けた者以外は、クレジットカードまたはチャージカードを発行する事業を行う（継続する）過程においてクレジットカードまたはチャージカードの申し込みを受領したり、受け入れたりしてはならない。また、認可を受けた者、もしくは、シンガポール内の銀行、その他規定された条件に合致するか規定された者である場合を除き、他の者に代わってクレジットカードまたはチャージカードの申し込みを受領したり、受け入れたりしてはならないこととされている。

1.　認可申請方法

銀行法 57A 条 1 項にて、「シンガポールでクレジットカードまたはチャージカードを発行する事業を行うための認可の申請は、当局が要求する方法で行われなければならない」と規定がある。

その他、申請に際しては申請手数料を支払う必要があること、当局は、その申請に関連して必要と考えられる情報の提供を申請者に求めることができる旨が定められている。

2. 認可の取り消し

- 57E 条 1 項：当局は以下の場合に認可を取り消すことができる。

(a) 認可者が以下に違反した場合

i. 本パートの規定

ii. クレジットカードまたはチャージカードの発行者の業務または活動に関して当局によって作成された規制

iii. 第 57B 条に基づいて当局によって課された条件または制限

iv. 第 57D 条に基づいて当局が発行した指示

(b) 認可者が公益に反する方法で事業を行っているとみなされる場合

(c) 認可者から当局に提供された情報または文書に虚偽または誤解を招くものがある場合

(d) 認可者が認可を受けた事業の継続を停止する場合

第4項　規制内容

クレジットカード・チャージカードを発行する者が適用を受ける規制の概要を表 19 に整理した。以下、規制項目ごとに説明する。

表 19 シンガポール銀行法におけるクレジットカード・チャージカード発行に係る規制の概要

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="5">クレジットカード/チャージカード発行に係る規制</th></tr>
<tr><td rowspan="2">規制対象カード</td><td>活動内容</td><td colspan="5">クレジットカードまたはチャージカードの発行を行う
※一般に、クレジットカードまたはチャージカード、もしくはクレジットで商品またはサービスを購入するために使用することを目的とした同様の物品(物理的・電子的、即座に利用可能か否かを問わない)</td></tr>
<tr><td>適用除外</td><td colspan="5">発行者との間でのみ利用するもので発行者が全信用リスクを負う場合
発行者・発行者関連法人が所有者に付与する与信限度額合計が500ドルを超えない場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">カード種別ごとの規制</td><td>完全担保</td><td>一部担保</td><td>無担保</td><td>保証付き</td><td>補足カード</td></tr>
<tr><td rowspan="6">規制内容</td><td>最低発行要件</td><td></td><td colspan="2">55歳以下・・・3万ドル以上の年収/100万ドル超の金融資産/200万ドル超の純個人資産のいずれか
55歳以上・・・1.5万ドル以上の年収/75万ドル超の純個人資産/年収3万ドル以上の保証人
既に完全無担保・一部担保のカードを持っている</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他発行要件(担保・保証等/年齢等)</td><td colspan="2">1万ドル以上の預金により担保されている
金融機関による1万ドル以上の補償</td><td></td><td></td><td>18歳未満の個人については海外旅行目的の利用の要請があった場合を除き補足カード発行禁止</td></tr>
<tr><td>与信限度</td><td colspan="5">1)55歳以上、年収15,000ドル以下、純個人資産合計が750,000ドル超、200万ドル以下の場合・・・2,500ドル
2)1.以外の者で年収3万ドル未満の者・・・月収の2倍
3)1.以外の者で年収3万ドル以上の者・・・月収の4倍</td></tr>
<tr><td>与信審査書類</td><td colspan="5">• カードの発行要件により、年収確認書類、純個人資産確認書類、金融資産確認書類のうち、必要な書類</td></tr>
<tr><td>信用情報機関</td><td colspan="5">カード発行前、総与信限度額の増加前、カード所有者の信用度に疑問を呈する情報を受け取った場合に信用情報機関の情報を取得し、信用度評価を行う必要がある。
保証付きカードの場合は保証人についても信用情報機関による信用度評価が必要</td></tr>
<tr><td>無権限取引</td><td colspan="5">口座利用者が必要な通知等を行わないなど、ガイドラインに従わず、そのことが不正取引によって生じた損失の主な原因の場合には、口座利用者が責任を負う。
金融機関の作為または不作為から生じた損失である場合、利用者は責任を負わない。</td></tr>
<tr><td>延滞の扱い</td><td colspan="5">• 60日以上延滞しているカード所有者のカードへの新たな請求の禁止
• 3か月以上指定収入を超える残高のクレジットカードもしくはチャージカードへの新たな請求の禁止</td></tr>
</table>

1. クレジットカードおよびチャージカードの発行および広告に関する制限

認可取得者、シンガポール国内の銀行、その他別途の規定により認められた場合を除き、他の者に代わってクレジットカードまたはチャージカードの申し込みのために、オファーまたは招待状を含む広告を提供、招待、発行してはならないものとされている。

なお、「広告」には、直接的か間接的かに係らず、クレジットカードまたはチャージカードの申し込みを意図する広告の他、同様の意図が合理的に推定される広告も含まれる。

ただし、例外として、シンガポール国外で発行された広告が、①主にシンガポール国外で新聞、雑誌、ジャーナル、その他の定期発刊物(other periodical published and circulating)、②主にシンガポール国外での受信のために伝送される音声放送またはテレビ放送、③主にシンガポール国外での流通または受信のための、その他の放送または通信手段による方法 に該当する場合は例外として認められている。

2. 与信上限額

銀行法規則 5 条 3 項にて、表 20 の通り、合計与信限度額(overall credit limit)」について規定されている。

表 20 与信上限額規定

	対象者(且つ条件)			合計与信限度額
	年齢等	年収	純個人資産	
1	55 歳以上	1.5 万ドル以下	750 万ドル超 200 万ドル以下	2,500 ドル
2	1 に該当しない者	3 万ドル未満	—	月収の 2 倍
3		3 万ドル以上	—	月収の 4 倍

なお、「合計与信限度額」とは、銀行法規則 5 条 1 項において、以下の全ての金額の合計額とされている。

(a) そのカード発行者によって、そのカード所有者に発行された全てのクレジットカードの与信限度額の合計、および、もしそうしたクレジットカードの下で、その主たるカードとは別の与信限度を持つ 1 以上の補足クレジットカードが発行されている場合には、全てのそれら補足クレジットカードの与信限度額の合計

(b) そのカード発行者によってそのカード所有者に発行した、全てのチャージカードの与信限度額の合計、および、もしそうしたチャージカードの下で、その主たるカードとは別の与信限度を持つ 1 以上の補足チャージカードが発行されている場合には、全てのそれら補足チャージカードの与信限度額の合計

(c) カード発行者によってカード所有者に付与された全ての完全無担保のカード無しクレジットファシリティの限度額の合計

(d) カード発行者によってカード所有者に付与された全ての、一部担保カード無しクレジットファシリティの限度額の合計

3. 徴求書類

(1)　クレジットカード・チャージカードの発行もしくは増額をする前の徴求書類

カード発行会社は、銀行法規則第 23A 条(2)に従い、以下の書類を取得せねばならない。

(a)　完全無担保もしくは一部無担保のクレジットカードもしくはチャージカード(保証クレジットカード保証チャージカードを除く)の、まだ、そうしたクレジットカードもしくはチャージカードの発行を受けたことの無い個人への発行の前に、表 21 に記載された文書を取得すること

表 21　カード発行前の徴求書類

対象カード	徴求書類
完全無担保もしくは一部担保のクレジットカードもしくはチャージカード (規則 8 条 2 項(a)もしくは(b)(ⅰ))	個人の年収を確認するための書類
完全無担保もしくは一部担保のクレジットカードもしくはチャージカード (規則 8 条 2 項(a)(ii)、(iii)および(b)(ii))	個人の金融資産(関連する負債を除く)を検証するための文書。また、個人の金融資産(関連する負債を除く)が 100 万ドル(または外貨での同等額)を超えないことが文書に示されている場合は、個人の年収を確認するための文書も取得する必要がある。
上記に該当しない、完全無担保もしくは一部担保のクレジットカードもしくはチャージカード	個人の年収または純個人資産の合計を確認するための文書

(b)　既に、発行を受けたクレジットカードもしくはチャージカードの総与信額の増額を付与する前に、表 22 に記載された文書を取得すること(但しその個人の総与信限度額の増加が完全に担保されている場合を除く)

表 22　カード総与信額増額前の徴求書類

対象カード	徴求書類
①完全無担保または一部担保のクレジットカードまたはチャージカードを発行されたシンガポールのカード所有者で、年収が 120,000 ドル(または外貨相当額)以上、または純個人資産の合計が 200 万ドル(または 外貨での同等物)を超える者	カード発行会社が、カード所有者のカードの未払残高の合計が最大与信限度額を超えること、または無担保の未払残高の合計が全体の与信限度額を超えること を許可する場合、年収が120,000ドル(または同等額)以上、または純個人資産の合計が 200 万ドル超であることを確認するための文書。その他の場合は、シンガポールのカード所有者の年収を確認するための書類。
② ①に該当しないシンガポールのカード所有者	シンガポールのカード所有者の年収を確認するための書類
③ ①②に該当しないカード所有者	カード所有者の年収または純個人資産の合計を確認するための

(2) 保証付きクレジットカードもしくは保証付きチャージカードを発行もしくは増額する場合の徴求書類

銀行法規則第 13 条 3 項に基づき、カード発行者は、保証付きカードの発行もしくは与信額の増額前に、それぞれ、以下の書類を取得せねばならない。

(a) 保証付きクレジットカードもしくは保証付きチャージカードの発行前に、表 23 に記載された文書

表 23 保証付きカード発行前の徴求書類

対象カード	徴求書類
シンガポールの保証人が保証する保証付きクレジットカードまたは保証付きチャーカード	シンガポールの保証人の年収を確認するための書類
上記に該当しない保証付きクレジットカードまたは保証付きチャージカード	保証人の年収または純個人資産合計を確認するための書類

(b) 保証付きクレジットカードもしくは保証付きチャージカードの与信限度額の増額前に、そのクレジットカードもしくはチャージカードの与信限度額の増加が完全に担保されている場合を除き、表 24 に記載された文書

表 24 保証付きカード増額前の徴求書類

対象カード	徴求書類
①保証人の年収が 120,000 ドル(または外貨相当額)以上、金融資産(関連する負債を除く)100 万ドル(または外貨相当額)、または純個人資産 200 万ドル超の保証付きクレジットカードまたは保証付きチャージカード	カード発行者が、シンガポール保証人のカードの未払い総額がシンガポール保証人の最大与信限度額を超えることを許可する場合、またはシンガポール保証人の無担保未払い額の合計がシンガポール保証人の全体的な与信限度額を超えることを許可する場合は、シンガポール保証人の年収を確認するための文書 が少なくとも 120,000 ドル(または外貨での同等額)である、シンガポール保証人の金融資産(関連する負債を除く)が 100 万ドル(または同等の外貨で)を超えている、またはシンガポール保証人の純個人資産の合計が 200 万ドル(または 外貨で同等); その他の場合は、シンガポールの保証人の年収を確認するための書類
② ①で言及されていないシンガポールの保証人によって保証された保証付きクレジットカードまたは保証付きチャージカード	シンガポールの保証人の年収を確認するための書類
③ ①、②に該当しない保証付きクレジットカードまたは保証付きチャージカード	保証人の年収または純個人資産合計を確認するための書類

(3) 完全無担保または部分担保のクレジットカードまたはチャージカード(保証付きクレジットカードまたは保証付きチャージカードを除く)のカード所有者の信用力に疑問を呈する者から情報を受け取った場合

カード発行者は、銀行法規則第 13 条 4 項に基づき以下の場合を除き、カード所有者に、表 25 に記載された文書を提供するように要求せねばならない。

(a) カード発行者が、発行済の全てのクレジットカードおよびチャージカード、および付与済の完全無担保もしくは一部無担保カード無しクレジットファシリティの残高が全額支払われていない限りは、さらなる金額が、そのカード発行者からそのカード所有者に発行/付与されたクレジットカードもしくはチャージカードに請求されることを、もしくは、完全無担保もしくは一部無担保のカード無しクレジットファシリティから引き落とされることを、許可することをやめたもしくは許可しない場合

(b) 情報提供者が、カード発行者が、その者が求める程度にその身元を秘密に保つことを約束した後においても、その身元を明かすことを拒否する場合

表 25 完全無担保・部分担保のカード所有者の信用力に疑義が生じた場合の徴求書類

対象カード	徴求書類
シンガポールの保証人が保証する保証付きクレジットカードまたは保証付きチャーカード	シンガポールの保証人の年収を確認するための書類
上記に該当しない保証付きクレジットカードまたは保証付きチャージカード	保証人の年収または純個人資産合計を確認するための書類

(4) 保証クレジットカードまたは保証チャージカードのカード所有者、またはその保証人の信用力に疑問を呈する者から情報を受け取った場合

カード発行者は、以下の場合を除き、保証人に、表 26 に記載された書類の提出を要求せねばならない(銀行法規則第 13 条 5 項)

(c) カード発行者が、発行済の全てのクレジットカードおよびチャージカード、および付与済の完全無担保もしくは一部無担保カード無しクレジットファシリティの残高が全額支払われていない限りは、さらなる金額が、そのカード発行者からそのカード所有者および同じ保証人に対して発行/付与されたクレジットカードもしくはチャージカードに請求されることを、もしくは、完全無担保もしくは一部無担保のカード無しクレジットファシリティから引き落とされることを、許可することをやめたもしくは許可しない場合

(d) 情報提供者が、カード発行者が、その人の身元を、その人に求められた程度に秘密に保つことを約束した後でも、カード発行者に身元を明かすことを拒否する場合

表 26 保証付きカードの所有者・保証人の信用力に疑義が生じた場合の徴求書類

対象カード	徴求書類
①保証人の年収が 120,000 ドル(または外貨相当額)以上、金融資産(関連する負債を除く)100 万ドル(または外貨相当額)、または純個人資産 200 万ドル超の保証付きクレジットカードまたは保証付きチャージカード	カード発行者が、シンガポール保証人のカードの未払い総額がシンガポール保証人の最大与信限度額を超えることを許可する場合、またはシンガポール保証人の無担保未払い額の合計がシンガポール保証人の全体的な与信限度額を超えることを許可する場合は、シンガポール保証人の年収を確認するための文書 が少なくとも 120,000 ドル(または外貨での同等額)である、シンガポール保証人の金融資産(関連する負債を除く)が 100 万ドル(または同等の外貨で)を超えている、またはシンガポール保証人の純個人資産の合計が 200 万ドル(または 外貨で同等); その他の場合は、シンガポールの保証人の年収を確認するための書類
② ①で言及されていないシンガポールの保証人によって保証された保証付きクレジットカードまたは保証付きチャージカード	シンガポールの保証人の年収を確認するための書類
③ ①、②に該当しない保証付きクレジットカードまたは保証付きチャージカード	保証人の年収または純個人資産合計を確認するための書類

(5) 徴求書類の発行日付等

カード発行者が受領する書類については、申請内容等によって、日付が定められている。(銀行法規則第 13 条 8 項)

(a) カード発行者が関連するクレジットカードまたはチャージカードの申込に際して受領する書類は、申込日の前 3 か月以内の日付であること

(b) カード発行者が総与信限度額の関連する引き上げに際して受領する書類は、引き上げの前 3 か月以内の日付であること

(c) カード発行者が関連するクレジットカードまたはチャージカードを申請する際に受領する書類は、申請日の前 3 か月以内の日付であること

(d) カード発行者が、関連する与信限度額の引き上げに際して受領する書類は、引き上げの 3 か月以内の日付であること

(e) カード発行者が書面でカード所有者に提出を要求する場合、カード発行者が文書を受け取った日の前 3 か月以内の日付であること

(f) カード発行者が書面で保証人に提出を要求する場合、カード発行者が文書を受け取った日の前 3 か月以内の日付であること

(6) 罰則

規則に違反した場合は、25,000 ドルを超えない罰金を科せられる(銀行法規則第 13 条 6 項)。

なお、カード発行者は、補足カード所有者としての能力を確認するために、その者の収入を確認するための文書を入手することを要求してはならないものとされている。(銀行法規則第 13 条 7 項)

4. 発行要件

(1) 完全無担保・一部担保カード等の発行および与信額の引き上げ

● カード所有者の年収・資産要件

完全に無担保もしくは一部担保のクレジットカードまたはチャージカードを発行する場合、以下の要件を満たしていなければならない。(銀行法規則第 8 条 2 項)

(a) 55 歳以下の個人の場合、その個人はの収入、資産が以下のいずれかに該当すること

i. 少なくとも 30,000 ドル(または外貨での同等額)の年収

ii. 100 万ドル(またはそれに相当する外貨)を超える金融資産(関連する負債を除く)

iii. 200 万ドル(または外貨での同等額)を超える純個人資産の合計

(b) 55 歳以上の個人の場合、以下のいずれかに該当する、収入、資産を有しているか、以下の保証人を有していること

i. 少なくとも 15,000 ドルの年収

ii. 750,000 ドルを超える純個人資産[19]の合計

iii. シンガポールの保証人以外の保証人を有する

iv. 年収が 30,000 ドル以上のシンガポールの保証人を有する

(c) 個人は、(2) (a)または(b) (i) (ii)項に従ってカード発行者によって発行された、完全無担保、または一部担保のクレジットカードまたはチャージカード(補足クレジットカードまたは補足チャージカードを除く)をすでに保持している場合

● 法人カード・ビジネスカードの例外措置

カードを発行する対象である個人が(1)で述べた要件を満たしていない場合でも、以下に該当する場合には、完全無担保もしくは、一部無担保の法人カードまたはビジネスカードを発行することができる。(銀行法規則第 8 条 3 項)

(a) その個人は、関係する法人、パートナーシップ、または個人事業主の事業の目的で、旅行するか、外国に派遣される予定であること。そして

(b) 法人カードまたはビジネスカードが、そうした旅行、派遣、またはビジネスのために、またはそれに関連して商品またはサービスを購入するために必要であること

[19] 純個人資産合計の算定については、銀行法規則 6a 条に規定があり、個人の主たる住居の価値の場合、「居住地の推定構成市場価値から、居住地を担保提供している信用枠の残高を差し引いた額」と、100 万ドルのいずれか低い額とされている。

但し、上述の法人カードまたはビジネスカードを発行する場合、カード発行者は、その目的に照らして必要な合理的な使用期間を考慮して、カードの有効期間を指定することが求められている。(銀行法規則第 8 条 4 項)

● **発行会社に対する罰則**

発行要件の規定に違反したカード発行会社は、25,000 ドル以下の罰金を科せられる。(銀行法規則第 8 条 5 項)

ただし、規定違反とされたカード発行者は、カードの申請時に以下のいずれかの措置をとったことを証明することで、対抗することができる。(銀行法規則第 8 条 6 項)

(a) その個人が指定された要件を満たしていることを確認するために、カード会社がすべての合理的な措置を講じたこと

(b) 指定された状況の存在を検証するために、カード会社がすべての合理的な措置を講じたこと

(2) 完全担保・一部担保のクレジットカード・チャージカード

● **発行要件**

カード発行者が、一部担保、もしくは完全担保のクレジットカードもしくはチャージカードを個人向けに発行する場合、クレジットカードもしくはチャージカードの未払残高(outstanding)が、以下のいずれかに該当する場合にのみ発行することができる。(銀行法規則第 8 条 7 項)

(a) 合計で 10,000 ドル以上の特定の預金によって担保されている

(b) カード発行会社以外の銀行、マーチャントバンク、または金融会社によって、10,000 ドル以上の金額が保証されている。

● **継続要件**

一部担保のクレジットカードもしくはチャージカードを発行したカード会社は、カード発行者は、カード保有期間にわたって、その未払残高が、以下のいずれかの要件を満たしていることを確保せねばならない。(銀行法規則第 8 条 8 項)

(a) 合計で 10,000 ドル以上の特定の預金[20]によって担保されている

(b) カード発行会社以外の銀行、マーチャントバンク、または金融会社によって、10,000 ドル以上の金額が保証されている。

完全担保クレジットカードもしくはチャージカードを発行したカード会社は、カード保有期間にわたって、その未払残高が以下のいずれか高い方以上の金額の特定の預金によって担保さ

[20] 銀行法規則第 8 条 12項にて「第 7 項、8 項、および 9 項において「特定の預金」とは、本規則3条 3 項と同じ意味を有する。」とされており、第 3 条 3 項(f)にて、「「特定の預金」とはカード所有者の名義(一人以上の個人または共同名義かを問わない)の、銀行、マーチャントバンク、または金融会社に預けられた 1 つ以上の預金、もしくは主要なカード所有者の民間投資ビークル(資産管理・保持の目的でカード所有者により/カード所有者に代わって設立された法人または信託)を指す。」と規定されている。

れていることを確保せねばならない。(銀行法規則第 8 条 9 項)

(a) 10,000 ドル

(b) クレジットカードまたはチャージカードおよび全ての補足カードの残高(outstanding)

- **発行会社に対する罰則**

上記要件に違反してカードを発行したカード会社は、25,000 ドル以下の罰金を科される。また、違反が継続する場合、1 日 2,500 ドルを上限として、追加的な罰金が科される。

(3) 補足クレジットカード・チャージカード[21]

- **発行要件**

カード発行会社は、海外旅行の目的でカードの利用を要求する場合を除き、18 歳未満の個人に対して補足クレジットカードもしくは補足チャージカードを発行してはならない(銀行法規則第 9 条 2 項)。また、海外旅行の目的のために補足カードを発行する場合には、その目的に照らして合理的な期間を考慮してカードの有効期限を定めねばならない。(銀行法規則第 9 条 3 項)

- **罰則**

補足カードの発行要件に違反したカード発行会社は、25,000 ドル以下の罰金を科される(銀行法規則第 9 条 4 項)。但し、違反の訴えに対して、カード発行会社は、海外旅行の目的のために補足カードの発行するにあたって、全ての合理的な段階を経たことを証明して対抗することができる。(銀行法規則第 9 条 5 項)

(4) 適用除外

カード発行会社またはその関連会社によって、以下の(a)から(c)に示されたクレジットカードまたはチャージカードのみの発行を受けた、もしくは所有するのみのカード所有者で、完全無担保または一部無担保のカード以外のクレジットファシリティが付与されていない者には適用されないものとする。(銀行法規則第 13 条 1 項)

(a) 発行者との間で、クレジットで商品またはサービスを購入するためのみのクレジットカードまたはチャージカードであり、発行者がカード所有者の全信用リスクを負うもの

(b) 発行者、および発行者が法人である場合は発行者の関連する法人が、そのカード所有者に付与する与信限度額の合計 500 ドルを超えないこと

(c) クレジットカードまたはチャージカードの発行が、規定されるその他の基準を満たしていい。

21

5. 信用度調査における信用情報機関の利用義務

(1) カード所有者に係る信用調査義務

カード発行会社は、以下の信用度調査を行う目的で、1 以上の信用調査機関を利用して包括的なチェックを実施せねばならないものとされている。(銀行法規則第 12 条 1 項)

(a) 個人に対するクレジットカードもしくはチャージカードの発行前における、その個人の信用度調査

(b) カード発行者により付与されるそのカード所有者への総与信限度額の増額前に、カード所有者の信用度調査 (但し、1 以上の信用調査機関によって、そのカード所有者の信用度評価の目的で包括的なチェックが、総与信限度額の増加前 1 か月以内に既に実施されている場合を除く)

(c) カード所有者の信用度に疑問を呈する人物からの情報を受け取った場合の、カード所有者の信用度調査 (但し、1 以上の信用情報機関によるチェックが、そのカード所有者に係る信用度の評価の目的で、その情報受領前 3 か月以内に既に実施されている場合を除く)

(2) 保証人に係る信用調査義務

保証クレジットカードもしくは保証チャージカードを発行する、もしくは発行したカード発行会社は、以下の場合に、所有者に係る信用調査義務に加えて、保証人の信用度調査を行う目的で、1 以上の信用情報機関を利用して包括的なチェックを実施しなければならない。(銀行法規則第 12 条 2 項)

(a) カードの発行前

(b) カードの与信限度の増額前 (ただし 1 以上の信用情報機関による包括的なチェックが、その保証人もしくはシンガポール保証人の信用度評価の目的で、そのカードの与信限度増額前 1 か月以内に既に実施されている場合を除く)

(c) カード所有者、保証人、もしくはシンガポール保証人の信用度に疑問を呈する人物からの情報を受け取った場合 (但し、保証人もしくはシンガポール保証人の信用力評価の目的で 1 以上の信用情報機関によるチェックをその情報受領前 3 か月以内に実施していない場合)

(3) 信用機関の情報により確認すべき項目

カード発行者は、個人、カード所有者、保証人、シンガポール保証人に関連して、1 以上の信用情報機関による包括的なチェックを行う場合には、以下の全ての項目を確認せねばらない。

(a) 信用情報機関に報告された全てのクレジットカード、チャージカード、カード無しクレジットファシリティに係る担保付、無担保の残高(outstanding 未払い額)

(b) 信用情報機関に報告された全てのクレジットカード、チャージカード、カード無しクレジットファシリティに係る担保付、無担保の与信限度額

(c) 信用情報機関に報告された全てのクレジットカード、チャージカード、カード無しクレジットファシリティに係る支払状況

但し、「残高」および「与信限度額」に係るデータについては、以下に係るデータを除かねばならず、その他、コーポレートカードもしくはビジネスカードに係るデータも除外することができる

(a) 事業目的のための、個人事業主またはパートナーシップのパートナー向けのローン
(b) 完全に保全されたクレジットカードおよびチャージカード
(c) 預金(deposit or deposits)によって完全に保全されたカード無しクレジットファシリティ

また、「支払状況」に係るデータについては、事業目的のための、個人事業主またはパートナーシップのパートナー向けのローンに係るデータを除かねばならず、また、コーポレートカードもしくはビジネスカードに係るデータを除くことができる。

(4) 適用除外

カード所有者の信用度に係る疑問を呈する情報を受領した場合でも、以下の両方に該当する場合には、その所有者に係る包括的なチェックをしないことが認められる。

- カード発行者が、そのカード所有者に対して発行されたカードについて、更なる金額の請求、もしくは無担保もしくは一部担保のカード無しクレジットファシリティへの更なる引き落としを認めない場合
- カード発行者がカード所有者に付与した全てのカード、および無担保もしくは一部担保のカード無しクレジットファシリティに係る残高が全額支払われている

カード所有者もしくは保証人の信用度に係る疑問を呈する情報を受領した場合でも、以下の両方に該当する場合には、その保証人に係る包括的なチェックをしないことが認められる。

- カード発行者が、そのカード所有者に対して発行し、その保証人によって保証されたカードへの更なる金額の請求、無担保もしくは一部担保のカード無しクレジットファシリティへの更なる引き落としを認めない場合
- カード発行者がカード所有者に付与した、および同じ保証人によって保証された全てのカード、および無担保もしくは一部担保のカード無しクレジットファシリティに係る残高が全額支払われている場合

(5) 罰則規定

いかなるカード発行者も、信用情報の利用義務に違反する場合には、25,000ドル以下の罰金に科されるものとされている。

ただし、カード発行者は、補足クレジットカードまたは補足チャージカードの所有者の補足カード所有者としての能力を測るために、信用調査機関によるチェックを行ってはならない。

6. 規制の階層化の仕組み

銀行法、銀行法規則において、認可の階層化の仕組みは見受けられない。

ただし、少額与信については、与信額が 500ドル以下のカードについては、適用除外とされている。

7. 顧客への情報提供

(1) 請求書の表示

カード発行会社はカード所有者に発行されるクレジットカードまたはチャージカードの請求書に、明確かつ目立つ方法で以下の情報を示さねばならないものとされている(銀行法規則 18 条 1 項)。

(a) カード発行者によって課されるもしくは課される予定の全ての金融に係る課金もしくは遅延料、および、そうした料金の計算方法

(b) カード発行者によって課されるもしくは課される予定のある全ての他の罰金もしくは支払遅延の結果

(c) クレジットカードまたはチャージカードの請求書において、未払額の迅速なペイメント(解消)を助言する通知

上記で遅延料等の情報提供の要件が規定されているものの、クレジットカードまたはチャージカードの発行に関して、カード発行会社が、金融費用または遅延料を課すことを法が要求しているわけではない旨も併せて規定されている。

(2) 未払いがある場合の表示

前月のクレジットカードもしくはチャージカードの請求に未払い分がある場合、カード発行者は、その次に発行されるカード所有者宛の請求書もしくは添付書類に、以下の情報を明瞭且つ目立つ方法で(使用フォントもしくは異なる色の紙を使う等による)示さねばならない。(銀行法規則 18 条 3 項)

(a) 当月請求書の残高総額を支払う年月、期限 および 当月の請求書の残高を全て完済するためにカード所有者が支払わねばならない合計額(元本、利息、および全ての適用される手数料、料金を含む)

(b) クレジットカードおよびチャージカードに関連して、カード所有者が追加的な料金を課さず、且つ今後 6 か月間に全く支払いをしないと想定した場合における、元本、利息、全ての適用される手数料を含む、6 か月間の未払残高

(3) 罰則規定

情報提供義務に従わないカード発行会社は、25,000ドル以下の罰金を科せられる。

但し、カード発行者が主たるカード所有者に関してこの規則を遵守している場合、補足のカード所有者についての罰則は適用されない。(銀行法規則 18 条 8 項)

8. 当局への報告義務

(1) クレジットカードまたはチャージカードの発行業務に関して提供される情報

当局は書面による通知により、認可者および銀行に対して、当局が特定した方法により、クレジットカードもしくはチャージカードを発行する事業に係る情報もしくは文書を当局に提出することを求める場合がある。(第 57EB 条 1 項)

また、情報もしくは文書提出を求める場合、銀行の場合には、銀行もしくは当局によって任命された監査人の証明、その他の者の場合には、その者が任命した監査人の証明書(その情報が正しいか否かに関するもの)を添付する様、求める場合がある。(第 57EB 条 2 項)

9. 無権限取引対応

不正な取引については、消費者と金融機関の双方の義務が、電子ペイメントユーザー保護ガイドラインに記載されている。

(1) 不正取引に係る消費者の義務(電子ペイメントユーザー保護ガイドライン 3.8-3.10)

- **不正取の報告**

保護口座[22]の口座所有者は、許可されていない取引に係るアラートを受信した場合、可能な限り早く、許可されていない取引について「責任ある金融機関[23]」に報告せねばならない。直ちに不正トランザクションを報告できない場合で、責任ある金融機関が要求した場合には、口座所有者は責任ある金融機関に報告遅延の理由を提供せねばならない。

- **不正取引に関する情報提供:**

保護口座の口座所有者は、合理的な時間内に、「責任ある金融機関」から要求された次の情報のいずれかを「責任ある金融機関」に提供せねばならない。

(a) 影響を受ける保護された口座
(b) 口座所有者の識別情報
(c) 支払い取引の実行に使用される認証デバイス、アクセスコード、およびデバイスのタイプ
(d) 保護口座の口座ユーザーの名前または ID
(e) 保護口座、認証デバイス、またはアクセスコードが紛失、盗難、または誤用されたか否か、および該当する場合以下の内容
  - ✧ 紛失または誤用の日時
  - ✧ 損失または誤用が責任ある金融機関に報告された日時

[22] 次のようなペイメント口座を指す:(a)1 人または複数の人の名前で保持され、その全員が個人または個人事業主のいずれかである(b)一度に S $ 500(または他の通貨で表された同等の金額)を超える残高を持つことができる/または信用枠である(c)電子決済取引に使用できる(d)関連する決済サービスプロバイダーによって発行された場合、指定された電子マネーを保存する決済アカウント

[23]

- ✧ 紛失または誤用が警察に報告された日付、時刻、および方法

(f) 保護口座にアクセスコードが適用される場合、下記 2 つの情報
- ✧ 口座所有者または口座トユーザーがアクセスコードを記録した方法
- ✧ 口座所有者または口座ユーザーがアクセスコードを誰かに開示したかどうか

(g) 口座所有者に知られている不正取引に関するその他の情報

● **警察への通報**

保護口座の口座所有者は、責任ある金融機関が、クレーム調査プロセスを容易にするために要求した場合、警察への報告書を作成せねばならない。

(2) 不正取引に係る責任ある金融機関の義務(電子ペイメントユーザー保護ガイドライン 4.10)

● **レポートチャネルの提供**

責任ある金融機関は、保護口座の所有者に、不正または誤った取引を報告するためのレポートチャネルを提供する必要がある。レポートチャネルは以下の特性を備えている必要がある。

(a) 有人電話回線、テキストメッセージを受信するための電話番号、テキストメッセージを受信するためのオンラインポータル、または監視対象の電子メールアドレス

(b) 報告チャネルを通じて報告を行う人は、SMS または電子メールを通じて報告の書面による確認を受け取る必要がある。

(c) 責任ある金融機関は、報告チャネルを通じて報告を行う者、または報告を容易にするためのサービスに料金を請求してはならない

(d) 報告チャネルは、有人電話回線でない限り、暦日ごとにいつでも利用できる必要がある。有人電話回線の場合は、報告チャネルは毎日の営業時間中に利用できる必要がある。

● **請求の評価と調査**

責任ある金融機関は、口座所有者の責任を評価するため、不正取引に関連して口座所有者が行った請求を評価する必要がある。当該請求が第 5 条に該当しない場合、責任のある金融機関は、そのような請求を公正かつ合理的な方法で解決する必要がある。責任ある金融機関は、請求解決プロセスと評価を口座所有者にタイムリーか透明な方法で伝達する必要がある。

● **評価期限**

責任ある金融機関は、単純なケースの場合は 21 営業日以内、複雑なケースの場合は 45 営業日以内に関連する請求の調査を完了する必要がある。 複雑なケースとしては、不正取引の当事者が海外に居住している場合や、責任のある金融機関が口座所有者から調査を完了するのに十分な情報を受け取っていない場合がある。責任ある金融機関は、これらの期間内に、各口座所有者に、調査結果の書面または口頭による報告と、第 5 条に従った口座所有者の責任

の評価を与えねばならない。責任ある金融機関は、調査レポートについて、口座所有者から承認を求める必要がある。

- **評価に対する所有者からの不同意があった場合の対応**

口座所有者が責任ある金融機関の責任の評価に同意しない場合、または責任ある金融機関が、請求が第 5 条の範囲外であると評価した場合、口座所有者と責任ある金融機関は、責任ある金融機関が金融業界紛争解決センターのメンバーである場合、金融業界紛争解決センターでの調停を含む、他の形式の紛争解決を開始することができる。

(3) 不正から生じた損失に関する責任

- **口座所有者が責任を負う損失**

保護口座の所有者は、口座利用者が、「不正取引に係る所有者の義務」に故意に従わなかった場合等、自身の無謀さ(recklessness)が損失の主な原因である不正な取引から生じる実際の損失に対して責任を負う。

その場合、口座の所有者が取引に同意しなかったとしても、口座の利用者が取引(「承認済み取引」)を知っていて同意した場合にはその取引は不正ではない。これには、口座利用者が口座所有者または責任ある金融機関を詐害するために不正に行動する状況も含まれる。口座の所有者は、口座所有者と責任ある金融機関が合意した、該当する取引制限または 1 日の支払い制限まで、すべての取引に対して責任を負う。

- **責任ある金融機関による作為または不作為に起因する損失**

保護口座の所有者は、責任ある金融機関による作為または不作為から生じた損失であり、口座ユーザーが義務を順守しなかったことから生じた損失ではない場合、不正取引から生じる損失について責任を負わない。

なお、責任ある金融機関による作為または不作為には、以下のものを含む。

(a) 責任ある金融機関、その従業員、その代理人、または保護された口座を通じて責任ある金融機関のサービスを提供するために責任ある金融機関と契約したアウトソーシングサービスプロバイダーによる詐欺または過失

(b) 金融サービスの提供に関して、責任ある金融機関またはその従業員が責任ある金融機関に当局から課せられた要件を遵守していないこと

(c) 責任ある金融機関による義務違反

- **独立した第三者の作為または不作為に起因する損失**

保護口座の所有者は、その損失が、サードパーティによる行動から生じたものである場合で、口座ユーザーの落ち度から生じたものではない場合には、不正取引から 1,000 ドルを超えない範囲で生じるいかなる損失にも責任を有さない。

- **口座所有者の責任を軽減するための合意**

責任ある金融機関は、口座契約において、またはケースバイケースで口座所有者の責任を軽減することを提案することができる。

10. カード発行に係る本人の同意取得

(1) 新規クレジットカードもしくはチャージカード発行時の同意取得

- **同意取得**

カード発行会社は、個人が署名した文書で要求しない限り、クレジットカードまたがチャージカー個人に送付もしくは提供してはならなものとされている。(銀行法規則第 10 条 1 項)

但し、以下のいずれかに該当する場合を除く(銀行法規則第 10 条 2 項)

(a) 下記によるクレジットカードまたはチャージカードの更新または交換のためカード発行会社が個人に送付する場合
- 紛失または破損したと報告されたもの
- クレジットカードまたはチャージカードに関わる詐欺の疑いで無効とされたもの
- 有効期限が切れる予定の場合、交換カードが、更新または交換されたクレジットカードまたはチャージカードと同じ種類である場合

(b) 既にクレジットカードまたはチャージカード(補足クレジット/チャーカードではない)の所有者である個人への、以下の場合における、カード発行者によるクレジットカードもしくはチャージカードの送付もしくは提供
- カード発行者が、個人に対して、追加カードに係る手数料、利息および課金(返済遅延料を含む)、利用規約について開示している場合
- その個人が、その追加カードに係る利用規約の同意についてカード発行者に書面で通知するまでは、追加カードに請求される金額について責任を有さない場合
- 追加カードに関して、その個人に係る既存の与信限度を超えて、追加的な信用が発生しないこと。

(c) 補足クレジットカードもしくはチャージカードの所有者である個人に対して、そのカード発行者が発行した、同じ主たるカード所有者である補足クレジットカードもしくはチャージカード(追加的補足カード)の送付もしくは提供が、以下に該当する場合

i. カード発行者が追加補足カードに関連する手数料、利息、料金(延滞料金を含む)および利用規約を主および補足カード所有者に開示すること

ii. 主たるカードおよび補足カード所有者の双方が追加的補足カードに関連する利用規約への同意について、カード発行者に書面で通知するまで、主および補足カードの所有者は、追加の補足カードに請求される金額について責任を

有さない場合

iii. 補足カード保有者に対する追加的補足カードに関連して、そのカード発行者によって、同じ主たるカード所有者に関連してその補足カード所有者に対して発行された補足クレジットカードおよびチャージカードの与信限度の合計を超えて、追加的な信用が付与されていないこと

iv. ⅱおよびⅲに記載された条件は、追加的補足カードが送付もしくは提供されたときか、それ以前に、主および補足カード所有者に通知されること

(d) セキュリティ機能の強化のみを目的として、カード発行者が個人に対して、代用カードが代用されるカードと同じ種類である場合において、クレジットカードまたはチャージカードの代替カードを送付もしくは提供すること。

● **希望与信限度を超えるカード発行の禁止**

カード発行者は、以下の与信限度に係るクレジットカードもしくはチャージカードを発行してはならない。(銀行法規則第 10 条 7 項)

- 保証付きではない、クレジットカードもしくはチャージカードで、希望与信限度もしくは希望する総与信限度を超えている場合
- 保証付きクレジットカードもしくは保証付きチャージカードで、次のいずれか低い方よりも大きい与信限度の場合
  (a) その個人によって、示されたもしくは合意された希望する与信限度額
  (b) 保証人によって、示されたもしくは合意された希望する与信限度額

● **罰則**

上記に違反した場合、カード発行会社は、25,000 ドルを超えない罰金を科されるものとする。(銀行法規則第 10 条 8 項)

(2) 与信限度額の引き上げに係るカード所有者の合意取得

カード発行会社は、カード所有者が、署名付きの文書で与信額の増額を求めない限り、与信増額を行ってはならない。(銀行法規則第 11 条 1 項)

但し、以下の場合を除く。

- カード所有者が、署名付きの文書で増額を要求する場合のカード所有者の総与信額を増加
- 保証付きクレジットカードもしくは保証付きチャージカードに関連して、所有者の署名付きの文書で増額が要求された場合の、その保証付きクレジットカードもしくは保証付きチャージカードの与信限度の増額

上述の「署名付きの与信限度、総与信限度額の引き上げ要求」があった場合、カード発行者

は次のことを行わねばならない。(銀行法規則第 11 条 2 項)

(a) 希望する与信限度がある場合、増額前 1 か月以内に以下のいずれかを取得すること
- カード所有者からの署名付き文書による希望する総与信限度額の表示
- 保証付きクレジットカードもしくは保証付きチャージカードの場合、カード所有者および保証人の双方から、それぞれの署名付きの文書によって、その保証付きクレジットカードもしくは保証付きチャージカードの希望する与信限度額の表示

(b) 希望する与信限度が無い場合、増額前 1 か月以内に以下のいずれかを取得すること
- 希望する総与信限度額が無い場合、総与信限度額の増加額について、カード所有者の署名付き文書でのカード所有者の同意
- カード所有者またはその保証人によって示される希望する与信限度額が無い場合、カード所有者または保証人による、その与信限度額の引き上げ額についての署名付き文書による合意

● **罰則**

- 与信限度の増額について、所有者の同意取得に係る規定に違反するカード発行者は、、25,000 ドル以下の罰金を科される。(銀行法規則第 11 条 5 項)

● **適用除外**

与信限度の増額について、所有者の同意取得に係る規定は、以下の場合において、補足カード所有者の総与信限度額の増額、または補足カード所有者の保証付きクレジットカードもしくは保証付きチャージカードの与信限度額の増額には適用されない。(銀行法規則第 11 条 6 項)

(a) 与信限度額または総与信額の増額が、主たるカード所有者が署名した文書で要求され、当局によって、書面でカード発行者に指定した目的のためであること

(b) カード発行者によるその増額は、その増額目的を考慮して、合理的な期間、合理的な金額のためであること

(c) カード発行者が、以下を超える補足カードの残高を、補足カードの所有者から回収しないことについて主たるカード所有者と合意すること。
- 2014 年 6 月 1 日より前に補足カードが発行された場合、補足カード所有者が、その日と増額の日の間に、補足カードの与信限度額、もしくは補足カード所有者に対する総与信限度額の増加を付与されていない場合、その増額の直前に、補足カードの所有者が付与されていた補足カードの与信限度もしくは総与信限度額

・ 他の場合では、その増額の前に、第 4 項もしくは 10 条 7 項に従って、補足カード所有者に付与された補足カードの与信限度額もしくは総与信限度額

・ また、以下に該当する場合にも適用されない。(銀行法規則第 11 条 7 項)

(a) 与信限度もしくは総与信限度の増加が、主たるカード所有者によって署名付きの文書で要求があった場合

(b) 補足カード所有者が、主たるカード所有者から財務的に独立した子供である場合

・ カード所有者に関連する「子供」とは、養子縁組が明文の方規定に従って登録されているか否かに係らず、継子およびカード所有者によって事実上養子縁組された子が含まれる。

11. 延滞時対応

(1) 60 日以上延滞しているカード所有者に対する新たな請求の禁止

● **禁止事項**

カード発行者は、カード所有者に対して発行されたクレジットカードもしくはチャージカード、もしくは、付与された完全無担保もしくは一部担保のカード無しクレジットファシリティの残高が、連続する 60 日間以上、期限を経過(遅延)した場合、手数料、利息、課金(遅延料を含む)を除き、カード所有者にクレジットカードもしくはチャージカードへの新たな請求を許可してはならない(銀行法規則第 16 条 2 項)[24]

上記に該当する残高があるか否かを確認する際、カード発行会社は、以下の金額については考慮しないことができる。(銀行法規則第 16 条 3 項)

(a) シンガポールのカード所有者向けの発行済みクレジットカードもしくはチャージカード、もしくはいかなる付与済の完全無担保もしくは一部担保のカード無しクレジットファシリティに係る年間手数料

(b) シンガポールのカード所有者が、取引、手数料、利息、料金を課した貸し手に対して、提起した紛争に係る、取引、手数料、利息、課金(遅延料を含む)

(c) (a) (b)に課金される手数料、利息、料金

[24] 但し、銀行法規則第 18A 条にて、公共交通機関におけるカード使用:カード発行者が、クレジットカードまたはチャージカードに、バス料金または電車料金の支払い、もしくは 500 ドルを超えない金額のカード所有者への請求を認めることは規則 14 条 2 項、3 項、16 条 2 項または 17 条2項 a に違反しないものとされている

● **例外規定**

カード発行者は、以下の場合には、60 日以上延滞しているクレジットカードまたはチャージカードであっても、そのカードに金額が請求されることを許可することができる。(銀行法規則第 16 条 4 項)

(a) カード発行者によってシンガポールのカード所有者に発行されたすべてのクレジットカードおよびチャージカード、および付与された完全に無担保および一部担保の非カードクレジットファシリティの残高が期限を過ぎていないこと。

(b) カード発行者が、場合によってはシンガポールのカード所有者または保証人の信用力を評価する目的で、スケジュール 1 のパート V で指定された文書を、ー規則 22 条に従い、シンガポールのカード所有者が金額請求の再開を許可される日付の前 3 か月以内の日付の文書をー、保有または取得していること。

● **適用除外**

60 日以上延滞しているカード所有者に対する新たな請求の禁止の規則は、以下の者には適用されない。(銀行法規則第 16 条 1 項)

(a) 補足カード所有者としての資格において、補足クレジットカードもしくは補足チャージカードを所有する者

(b) 所有するカードが、以下の商品に関連わるものである場合

・ 法人カードもしくはビジネスカード

・ 事業目的のための個人事業主もしくはパートナーシップのパートナーに対するローン

● **罰則規定**

60 日以上延滞しているカード所有者に対する新たな請求の禁止の規則に違反したカード発行会社は、5,000 ドルを超えない罰金を科せられる。

(2) 3 か月以上指定収入を超える残高のクレジットカードもしくはチャージカードへの請求・カード発行・与信増額の禁止

● **禁止事項**

無担保未払残高の累計が、連続する 3 か月間、指定収入を超えている場合、カード発行者は以下のことを行ってはならない。

・ そのカード所有者に発行された完全無担保もしくは一部担保のクレジットカードもしくはチャージカード(保証付きクレジットカードもしくは保証付きチャージカードを除く)に対して、如何なる額(カードの利用に係る手数料、利息、料金(遅延料を含む)を除く)の請求

も認めてはならない[25]。(17 条 2 項 a)

- その個人に対して、完全無担保もしくは一部担保のクレジットカードもしくはチャージカードを発行してはならない(保証付クレジットカードもしくは保証付きチャージカード等を除く)(17 条 2 項b)
- カード所有者に対して付与された総与信限度額を増額すること(その増加が保証付きクレジットカードまたは保証付きチャージカードの与信限度額の増加のみに関連する場合を除く)(17 条 2 項 c)

指定収入の計算 カード所有者に関連する「指定収入」について、以下①～③の通り計算されるものとされている(銀行法規則第 17 条 10 項) ① 2015 年 6 月 1 日から 2017 年 5 月 31 日までの期間(両方の日付を含む)・・・シンガポールのカード所有者の年収の 2 倍 ② 2017 年 6 月 1 日から 2019 年 5 月 31 日までの期間(両方の日付を含む)・・・シンガポールのカード所有者の年収の 1.5 倍、 ③ 2019 年 6 月 1 日以降の任意の期間・・・シンガポールのカード所有者の年収 但し、55 歳以上で、年収が 15,000ドル未満で、合計順個人資産が 75 万ドルを超えるが、200 万ドルを超えないカード所有者に係る「指定収入」は以下の額とする。(銀行法規則第 17 条 11 項) ① 2017 年 6 月 1 日から 2019 年 5 月 31 日までの期間(両方の日付を含む)・・・22,500ドル ② 2019 年 6 月 1 日以降の任意の期間・・・15,000ドル

- **適用除外**

3 か月以上指定収入を超える残高に係る規定は以下の者には適用されない。(銀行法規則第 17 条 1 項)

(a) カード発行者もしくはその関連会社に係るカード所有者で以下の者

- そのカード発行者もしくはその関連会社が発行する、銀行法 57G 条(b)に規定された 500SGD を超えないクレジットカードもしくはチャージカードを保有するのみである場合 かつ
- そのカード発行者もしくは関連会社によって完全無担保もしくは一部無担保のカード無しクレジットファシリティを付与されたことが無い場合

(b) 以下のいずれかに係る場合

[25]銀行法規則第 18A 条にて、公共交通機関におけるカード使用:カード発行者が、クレジットカードまたはチャージカードに、バス料金または電車料金の支払い、もしくは 500 ドルを超えない金額のカード所有者への請求を認めることは規則 14 条 2 項、3 項、16 条 2 項または 17 条2項 a に違反しないものとされている

- 完全担保クレジットカードもしくはチャージカード
- 法人カードもしくはビジネスカード

(c) 補足カード所有者の立場による補足クレジットカードもしくは補足チャージカードの所有者

● **例外規定**

① 3か月以上指定収入を超える残高に係る禁止事項全てに係る例外

その個人の無担保残高の累計金額が 3 か月連続で個人の指定収入を超えていた場合であっても、以下の(a)(b)いずれかに該当する場合には、その個人に発行された完全無担保または一部担保のクレジットカードまたはチャージカードに任意の金額の請求を許可すること、完全無担保または一部担保のクレジットカードまたはチャージカードをその個人に発行すること、もしくは、その個人の総与信限度額を増額することができる。(銀行法規則第 17 条 4 項)

(a) その個人が以下のいずれかに該当する場合
  i. 少なくとも 12 万ドルの年収を有している場合(もしくは外貨でそれと同等額)
  ii. 100 万ドルを超える金融資産(関連する負債のネット額)を有している場合(もしくは、外貨でそれと同等額)
  iii. 合計の個人純資産が 200 万ドルを超えている場合(もしくは外貨でそれと同等額)

(b) その個人の無担保の残高累計が、指定収入を超える連続する 3 か月の暦月が終わるまでの間に、指定収入以下に減少した場合

② 3か月以上指定収入を超える残高の場合の請求禁止に係る例外

カード発行者は、以下の場合に、完全無担保もしくは一部担保のクレジットカードもしくはチャージカードへの請求とを認めることができる。(銀行法規則第 17 条 6 項)

(a) シンガポールのカード所有者の無担保残高の累計額が、指定収入よりも少なくなった場合

(b) シンガポールのカード所有者の信用度を評価するため、カード発行者が以下を満たしている場合
  i. シンガポールのカード所有者の指定収入を確認するため、シンガポールのカード所有者がそのクレジットカードもしくはチャージカードへの請求額を復活することを認められる日の前 3 か月以内の書類を保有もしくは取得する場合
  ii. 1 以上の信用情報機関による包括的なチェックを実施する場合(そうしたチェックが既にシンガポールカード所有者がそのクレジットカードもしくはチャージカードへの請求額の復活を認められる日の前 1 か月以内に実施されていない場合)

カード発行者は、指定収入を超えているか否かを判定するために、直近の収入データによるか、もしくはカード所有者から収入に係る書類を取得することができる。(銀行法規則第 17 条 7 項)

- **罰則規定**

違反したカード発行者は、25,000ドル以下の罰金に科せられる(銀行法規則第 17 条 8 項)。

12. 弱者への対応(未成年他)

シンガポールのクレジットカード、チャージカードの発行要件として、年収、金融資産、もしくは、純個人資産が一定額以上あることが最低要件となっている。

> 銀行法規則第 8 条 2 項:
> 55 歳以下の個人の場合、その個人はー
> i. 少なくとも 30,000 ドル(または外貨での同等額)の年収。
> ii. 100 万ドル(またはそれに相当する外貨)を超える金融資産(関連する負債を除く)。
> または
> iii. 200 万ドル(または外貨での同等額)を超える純個人資産の合計 を有する

そのため、原則として、収入を得ていない未成年者に対して、無担保もしくは一部担保のクレジットカード、チャージカードを主たるカード所有者として発行することはできない。

発行可能となる方法としては、①補足カードの発行、②完全担保カードの発行、③規制対象額未満のクレジット額での発行 と考えられる。

① 補足カードの発行

補足カード発行の最低要件の規定により、海外旅行目的の場合であれば、合理的に必要と考えられる期間に限定して、他の主たるカード所有者の補足クレジットカードもしくは補足チャージカードを 18 歳未満の個人に対して発行することができる。

> 銀行法規則第 9 条 2 項:
> 第 3 項に従い、カード発行会社は 18 歳未満の個人に対して、その個人が、海外旅行の目的でカードの利用を要求する場合を除き、補足クレジットカードもしくは補足チャージカードを発行してはならない。
> 銀行法規則第 9 条 3 項:
> 補足クレジットカードもしくはチャージカードを第 2 項に従って発行したカード発行者は、個人の海外旅行の目的のために要求されたカード利用のために、何が合理的な期間であるかを考慮して、カードの有効期限を定めねばならない

② 完全担保カードの発行

カード所有者の収入がなくとも、完全担保のカードであれば、発行することができる。ただし、その場合は、預金もしくは、金融機関の保証等で保全される必要がある。

銀行法規則第 8 条7項:
カード発行者は、一部担保、もしくは完全担保のクレジットカードもしくはチャージカードを、クレジットカードもしくはチャージカードの未払残高(outstanding)が、次の通りとなりえる場合を除き、シンガポール市民もしくは永住権のある個人向けに発行してはならない。
- 合計で 10,000 ドル以上の特定の預金によって担保されている。または
- カード発行会社以外の銀行、マーチャントバンク、または金融会社によって、10,000 ドル以上の金額が保証されている。

③ 規制対象額未満のクレジットカードもしくはチャージカード

銀行法 57G 条において、500 ドル以下のカードについては、同法の適用対象外であることが規定されているため、18 歳未満の者にも発行することができる。

「発行者、および発行者が法人である場合は発行者の関連する法人が、そのカード所有者に付与する与信限度額の合計 500 ドルを超えないこと」場合に発行された、または発行される予定のクレジットカードまたはチャージカードには適用されない。(銀行法 57G 条)

第3節 信用情報機関法および信用情報機関の実態

信用情報機関法はペイメントサービスに係るアクティビティベースの包括的な規制として 2020 年に施行された法律である。その主な規定内容について、以下に示す。

項目	説明
根拠法	信用情報機関法(2016 年)
信用情報機関の義務	顧客情報に関する義務(使用・開示)、 データセキュリティと完全性を維持する義務、 データプロバイダーとの契約を通じて完全性を確保する義務、データへのアクセスを提供する義務、 データの修正、当局への通知義務 当局への情報提供義務、定期報告書の提出義務
参加者の義務	顧客情報の機密性を維持する義務、 データのセキュリティと完全性を維持する義務、 データを修正する義務、 認可信用情報機関にデータを提供する義務、 当局への情報提供義務 クレジットファシリティ文書に情報を提供する義務
信用情報機関	2 機関(Credit Bureau (Singapore) PteLtd/ Experian Credit Services Singapore Pte Ltd)
信用情報入手手数料	銀行/金融機関に信用枠を申請した消費者は、1 信用情報機関から無料で信用情報を取得可能
信用情報入手方法	電子的に入手可能

第1項　背景

信用情報機関が、参加者によるより包括的な信用評価を容易にするために、詳細な信用データ（大量の機密個人情報）を収集している。信用情報機関が、今後も信用データと消費者の利益を確実に保護するためには、MAS によるより正式な監視を受ける必要があるとして、2014 年に信用情報機関法案の提案に係るコンサルテーションペーパーが発行され、2016 年に信用情報機関法が制定された。

第2項　規制対象と法の目的

信用情報機関法は以下の分野をカバーしている。

(a) 信用調査機関の認可- MAS に信用調査機関にライセンスを供与し、そのようなライセンスを更新、一時停止、および取り消す権限を付与する。

(b) 認可信用情報機関とその参加者の監督- MAS は、認可信用情報機関の監督（Supervision/Oversight）を行い、認可信用情報機関参加者を規制し、違反がないか調査する権限を有する。

(c) 認可信用情報機関とその参加者の義務- 信用情報機関法は、認可信用情報機関とその参加者の既存および新規の運用要件を公式化する。

(d) 消費者の権利- 信用情報機関法は、信用記録にアクセスし、確認し、修正する消費者の権利を強化する。

信用情報機関法の目的は、「パート 1 予備」に、以下の通り規定されている。

（本法の目的）第 3 条：本法律の目的は以下の者を規制することである。

(a) 認可信用情報機関

(b) 認可信用情報機関の承認されたメンバーの以下に関連する事項

i. 信用情報機関の信用報告業務のために、彼らの信用情報機関にデータを提供すること

ii. 信用情報機関の信用報告業務の過程で、彼らが信用情報機関から受け取ったデータを利用、開示すること

第3項　認可

(1) 認可取得

- **認可取得**

いかなる種類の信用報告業務も、信用情報機関法に基づく当局からの認可を受けない限り行ってはならない旨の規定がある。（信用情報機関法パート 2 信用情報機関の認可 6 条 1 項）

認可を申請する者は、以下のいずれの業務を行うかを示したうえ、当局宛に書面にて申請する必要がある。

(a) 消費者信用報告業務

(b) 企業信用報告業務

(c) 消費者信用報告業務と企業信用報告業務の両方

当局は、上述の申請を受け付けた場合、当局は、申請内容を検討の上、条件付き認可の付与、無条件の認可付与、もしくは、認可の拒否をすることができる。

- **認可要件**

ただし、当局は、下記を満たしていない限り、申請者を認可してはならない。

(a) 申請者が法人である

(b) 申請者が、当局によって指定された財務面および運営面の要件を満たしている

(c) 申請書に次の者が添付されている。

i. 当局が要請することのできる情報

ii. 規定された額の返金不能な申請料金が、当局が指定した方法で支払われること

当局は、認可を付与した場合、および、認可信用情報機関に名称変更があった場合は、全て官報に掲載しなければならない。

当局が認可を付与した場合、その認可は、5 年間もしくは当局が指定する 5 年以下の期間において有効となり、所定の手続きをとることで更新することができる。

ただし、認可信用情報機関は、その認可が有効な期間中は如何なる時であっても、当局が 75 条 1 項に基づき、書面の通知によって指定する、財務および運用要件を満たす必要がある。

(2) 罰則

認可を受けずに営業を行った場合、以下の責任を負うものとされている。

(a) 個人の場合、125,000 ドル以下の罰金、3 年以下の懲役、またはその両方。また、継続的な違反の場合には、一日あたり 12,500 ドルを超えない、もしくは判決後に違反が続く日の一部に追加の罰金が科される。

(b) その他の場合は、25 万ドルをこえない罰金。また、継続的な違反の場合は、一日あたり 25,000 ドルを超えない、もしくは判決後に違反が続く日の一部に追加の罰金が科される。

合理的な原因なく、当局が認可信用情報機関に課した条件を遵守できない場合には、その認可信用情報機関は、10 万ドルを超えない罰金が科される。違反の判決後もその違反が継続する場合には、それに加えて、判決後も違反が継続する間について、1 日もしくは一日の一部あたり 1 万ドルを超えない罰金が科される。

当局は、認可された信用情報機関の種類に応じて、認可された信用情報機関ごとに異なる年間手数料を規定することができ、認可信用情報機関は、当局が指定する方法で所定の年間手数料を当局に支払わねばならない。

第4項　規制内容

1.　認可信用情報機関の義務

信用情報機関法　パート3　に認可を受けた信用情報機関の義務が規定されている。

(1)　顧客情報の管理

- **管理義務**

認可信用情報機関及びその役員は、以下の場合を除き、その参加者から受け取った参加者の顧客情報を使用してはならないものとされている(第 13 条 1 項)。

(a)　信用報告を作成するために、厳密に必要とされる場合　もしくは

(b)　当局が書面の通知によって認可信用情報機関に許可することができる他の目的のためである場合

また、認可信用情報機関および、その役員は、以下の場合を除き、参加者から受領した、参加者の顧客情報を他人に開示してはならない。(第 13 条 2 項)

(a)　承認された参加者が顧客の信用度を評価するために、厳密に必要である場合、認可信用情報機関の承認された参加者に対する開示　もしくは

(b)　書面の通知によって、当局が認可信用情報機関に認めた場合であって、その通知に指定される(場合がある)条件に準拠した場合、他者に対する開示

認可信用情報機関およびその役員は、公的機関、国もしくは地域の金融当局もしくは中央銀行、ソブリンウェルスファンド[26]が参加者の顧客である場合、その顧客情報及びそれらの預金情報を参加者から取得してはならず(第 13 条 4 項)、また、如何なる者に対してもその情報を使用または開示してはならない。(第 13 条 5 項)

- **例外規定**

認可信用情報機関は、もし、その開示が、認可信用情報機関の信用報告業務の遂行のみを目的とする場合には、参加者から受領した参加者の顧客情報を、その(信用情報機関の)役員に、開示することができる。また、認可信用情報機関の役員は、その開示が、その役員の義務の遂行に関連するだけの場合において、参加者から受領した認可信用情報機関の参加者の顧客情報を、認可信用情報機関の他の役員　もしくは認可信用情報機関に開示することができる。(第 13 条 7 項)

- **罰則規定**

違反した信用情報機関は、以下の罪に科される

(a)　個人の場合、125,000 ドルを超えない罰金、もしくは 3 年以下の懲役　もしくはそ

[26] 中央政府を始めとする国家の資本により運営される投資ファンド

の両方　または

(b)　その他の場合、25 万ドルをこえない罰金

(2) データセキュリティと完全性を維持する義務

- **データ管理に係る義務**

認可信用情報機関は、データ提供者から収集したいかなるデータに関しても、以下の対応をせねばならない。(第 14 条 1 項)

(a)　認可信用情報機関が処理するデータの完全性の確保(そうした情報の消去もしくは破棄する場合を除く)　および

(b)　不正アクセス、収集、使用、開示、複製、変更、廃棄もしくは同様のリスクを防ぐために、合理的なセキュリティ対策をとることによるデータ保護

- **罰則規定**

データ管理に係る義務に違反した者は、25 万ドル以下の罰金に科される。また、違反が継続する場合には、一日当たりもしくは一日の一部あたり、25,000 ドルを超えない追加的な罰金が科される。(第 14 条 3 項)

(3) データプロバイダーとの契約を通じてデータの整合性を保護する義務

認可信用情報機関は、データプロバイダーと締結または更新する契約もしくは取り決めにおいて、データプロバイダーからデータを受領する際、データプロバイダーが認可信用情報機関に完全なデータを提供することを確保する様、合理的な取組みを行う義務を含むことを確保せねばならない。(第 15 条)

(4) データ主体への、またはデータ主体の書面による同意を得た信用報告の開示

認可信用情報機関およびその役員は、①参加者から受け取った参加者の顧客情報、または、②認可信用情報機関によって作成された信用報告書を、以下の者に開示することができる。(第 16 条 1 項、2 項)

- 顧客情報または信用報告書のデータ主体　または
- 認可信用情報機関が、開示の対象となるデータ主体の書面による同意を持っている場合は、第三者

(5) 信用報告書のコピーを提供する義務

- **信用報告書の提供義務**

データ主体からの要求があった場合、認可信用情報機関は、要求を受けた 5 営業日以内、または当局が書面で通知することができる、より短い期間内に、データ主体の信用報告書のコピーをデータ主体に提供せねばならない。(第 17 条 1 項)

● **信用報告発行に係る料金**

認可信用情報機関は、上述の信用報告書のコピーをデータ主体に提供する都度、データ主体に料金を課すことができる。(第 17 条 2 項)

但し、以下の場合には、認可信用情報機関は、信用報告書を無料で提供せねばならず、その提供は、下記bの要請を受けてから 5 営業日以内、もしくは当局が書面の通知により指定できる、より短い期間以内に行わねばならない。(第 17 条 3 項)

(a) (個人である)データ主体が、信用情報機関の参加者にクレジットファシリティを申し込む場合

(b) 参加者がクレジットファシリティの申請を承認した/もしくは/否決してから 30 日以内に、その個人が、認可信用情報機関の自己に係る信用報告を要請する場合

(6) 信用報告書の発行形式

認可信用情報機関は、データ主体の選択により、以下のいずれかによって、1 項に規定した信用報告の写しを提供せねばならない。(第 17 条 4 項)

(a) 認可信用情報機関の登録事務所で、データ主体によって収集される印刷されたコピー。

(b) 書留郵便でデータ主体が指定した住所に送付された印刷物。

(c) 電子コピー。

(d) データ主体によって指定された電子メールアドレスに電子メールで送信された電子コピー

● **罰則規定**

違反した信用情報機関は、25 万ドル以下の罰金、および、違反が継続する場合には、違反が継続する期間にわたり追加的に 1 日 25,000ドルを超えない罰金が科される。(第 17 条 5 項)

(7) 当局への通知・報告義務

● **特定の状況下における通知義務**

① 速やかに通知すべき事項

認可信用情報機関は、以下のいずれかの事象が発生した場合、可能な限り、速やかに当局に通知しなくてはならない。(20 条 1 項)

- 認可信用情報機関が所有する、もしくはその管理下にあるデータの、機密性またはセキュリティの侵害につながる出来事
- シンガポール内か否かを問わず、認可信用情報機関に対して提起された民事または刑事手続
- 認可信用情報機関の運営を妨害または損なう出来事(認可信用情報機関の運営における不正行為を含む)
- 認可信用情報機関が破産している、または破産する、またはその財務的な、法定の、契約

上のまたはその他の義務のいずれかを果たすことができない可能性がある場合

・　当局が書面による通知により、随時、規定または指定することができるその他の出来事

② 14 日以内に通知すべき事項

認可信用情報機関は、以下のいずれかの出来事が発生してから 14 日以内に当局に通知しなくてはならない。(20 条 2 項)

・　認可信用情報機関の取締役または最高経営責任者以外の執行役員の変更

・　当局が書面の通知により随時規定または指定することができるその他の出来事

③ 罰則規定

違反した信用情報機関は、25 万ドル以下の罰金を科せられる。(20 条 3 項)

● **当局に対する情報提供義務**

① 情報提供義務

当局は、認可信用情報機関、または認可信用情報機関に代わって行動する人物に、書面による通知により、当局が通知で指定する期間内に、信用報告業務に関連する全ての情報を当局に提供するよう要求することができる。(21 条 1 項)

当局は、書面による通知において、認可信用情報機関、または認可信用情報機関に代わって行動する人物に対して、下記情報の提供を求めることができる。(21 条 2 項)

(a)　認可信用情報機関の運営に関連する情報

(b)　認可信用情報機関が所有または管理している、認可信用情報機関の参加者の顧客情報　および

(c)　当局が本法の目的のために要求することができるその他の情報

なお、本条の下で課された要件は、法もしくは契約によって課された情報の開示に係る機密その他の制限に関する義務に関わらず、有効であり、その要件に準拠する者は、それらの義務に違反しているものとして扱われないことが定められている。(21 条 3 項)

但し、いかなる規定も、法的特権(秘匿特権)の対象となる情報を開示することを人に要求するものではない。(21 条 4 項)

② 罰則規定

当局が発行した通知に従わなかった者は、以下の責任を負う(21 条 5 項)

(a)　個人の場合、50,000 ドル以下の罰金、2 年以下の懲役、またはその両方。および継続的な違反の場合、有罪判決後も犯罪が続く間、毎日または 1 日の一部につき、5,000ドル以下の罰金。または

(b)　その他の場合は、100,000 ドルを超えない罰金、および継続的な違反の場合は、

有罪判決後も違反が続く間、毎日または1日の一部について10,000ドルを超えない罰金。

- **定期報告書の提出義務**

① 報告書の提出義務

認可信用情報機関は、当局が書面で通知することにより指定できる形式、方法、頻度で、信用報告業務に関連する報告または応答を当局に提出せねばならない。(22条1項)

② 罰則規定

報告書の提出義務に違反した者は、10 万ドル以下の罰金に科される。さらに、継続的な違反の場合は、違反が続く間、1 日あたり、1 万ドル以下の罰金を科される。(22条2項)

2. 認可信用情報機関の承認された参加者の義務

(1) 顧客情報の機密を保持する義務

- **機密保持義務**

認可信用情報機関の参加者、および、参加者の役員は、以下のことを行ってはならない。(33条1項)

(a) 認可信用情報機関から、参加者の、もしくは認可信用情報機関の他の参加者の顧客情報(信用報告書を含む)を要請すること

(b) 認可信用情報機関から受領した、参加者の、もしくは認可信用情報機関の他の参加者の顧客情報(信用報告における情報を含む)を使用すること

但し、以下の場合を除く。(33条2項)

(a) その顧客情報が、承認された参加者の顧客の信用度を評価するために厳密に必要である場合

(b) 当局が、書面の通知によって許可することのできる、他の目的の場合に行われる場合

- **他の参加者の顧客情報の開示禁止**

認可信用情報機関の参加者、およびその役員は、その顧客の、もしくは認可信用情報機関の他の承認された参加者の顧客の情報を、認可信用情報機関に開示してはならない。

但し以下の場合を除く。(33条3項)

(a) その顧客情報が、信用報告を作成するために厳密に必要である場合

(b) 認可信用情報機関が3条2項bの開示を行うため

(c) 認可信用情報機関が117条の開示を行うため

33条4項:認可信用情報機関の承認された参加者、および、参加者の役員は、以下の場合

を除き、他人に、認可信用情報機関から承認された参加者が受領した、認可信用情報機関の他の承認された参加者の顧客情報を開示してはならない。

(a) その情報が関連する顧客に対する開示
(b) その開示が承認された参加者の役員による場合の、その参加者に対する開示
(c) 認可信用情報機関に対する開示
(d) その開示が、書面の通知により当局によって許可されている場合で、通知で指定された情報に従って他人に開示される場合

(2) データのセキュリティと完全性を維持する義務

- **データ管理義務**

認可信用情報機関の承認された参加者は、①認可信用情報機関に提供するデータの完全性の確保、②不正アクセス、収集、使用、開示、複製、修正、廃棄、もしくは類似したリスクを防ぐための合理的なセキュリティ対策を講じることによる、認可信用情報機関から受け取ったデータの保護 、③以下の場合、認可信用情報機関から受領したデータの廃棄 をせねばならない。(34 条 1 項)

i. データが提供された目的が、データの保持によって存在しなくなった場合
ii. 承認された参加者の法的もしくは事業場の目的のために、保持する必要がなくなった場合

- **データを修正する義務**

データ主体は、認可信用情報機関の承認された参加者に、認可信用情報機関によって処理され、参加者が所有もしくは管理している データ主体のデータの誤り又は欠落について、修正する様、要請することができ(35 条 1 項)、そうした要請を受けた参加者は、以下の対応をとらねばならない。(35 条 2 項)

(a) 要請を受領したら直ちに、認可信用情報機関に要請を伝える
(b) 当局が、書面の通知によって指定することのできる、承認された参加者、もしくは参加者が属する参加者クラス向けの通知で指定することのできる期間内に、データの完全性を確認するための調査を実施、完了する
(c) 承認された参加者が、修正を行うべきではないという合理的な理由について満足していない場合を除き、当局が書面で通知することにより指定できる期間内に、以下を行わねばならない。
   i. 所有又は管理下にあるデータを修正する および
   ii. 認可信用情報機関にデータ修正を行う必要があることを書面で通知する

承認されたメンバーからデータ修正を行うべきとの通知を受けた場合、認可信用情報機関は、当局が指定する期間内に、書面による通知により下記事項を行わねばならない。(35 条 3 項)

(a)　認可信用情報機関が所有又は管理しているデータを修正する

(b)　修正されたデータを修正が行われた日の前 1 年以内に、認可された信用情報機関がデータを開示した認可信用情報機関の全ての承認された参加者に送信する。

(3) 当局からの通知に基づく情報提供義務

- **認可信用情報機関に対する情報提供**

当局は、書面による通知により、認可信用情報機関の参加者に対して、指定した期間内に指定した方法で認可信用情報機関に対して、信用報告業務に関連するデータを提供するよう要求することができる。(36 条 1 項)

- **当局に対する情報提供**

また、当局は、書面による通知により、認可信用情報機関の参加者、もしくは参加者に代わる者に対して、以下に係る情報を当局宛に提供する様、要請することができる。(37 条 1 項)

(a)　認可信用情報機関の参加者のメンバーシップ

(b)　当局が指定する期間内における、認可信用情報機関の参加者としての活動

その他、当局は通知の中で、定期的な報告の形式か否かに係らず、承認参加者に以下の情報提供を要請することができる。(37 条 2 項)

(a)　認可信用情報機関の承認された参加者としての関与に係る情報

(b)　認可信用情報機関に提供されたデータの機密性、セキュリティ、または完全性に係る情報

(c)　当局が法の目的のために要求する可能性のあるその他の情報

- **顧客宛クレジットファシリティ文書への情報掲載**

当局は、認可信用情報機関の参加者もしくは参加者クラスに対する書面の通知によって、参加者の顧客に提供するクレジットファシリティ文書[27]に、当局が指定した情報を含めるよう求めることができる。(38 条 1 項)

上記に従わなかった者は、25,000 ドルを超えない罰金を科される。(38 条 3 項)

第5項　シンガポールで活動する信用情報機関事業者とサービス概要

シンガポールには、Credit Bureau (Singapore) PteLtd と Experian(前 DPCredit Bureau Pte Ltd)という信用情報機関がある。(信用情報機関法制定前、後とも 2 機関のみ)

[27] 与信枠(クレジットファシリティ)の申請に関連する申請書、承認書、却下書またはその他の文書を意味する(38 条 4 項)

1. Credit Bureau (Singapore) PteLtd(CBS)

金融業界における信用リスク管理を改善するため、シンガポール銀行協会（ABS）と業界が、2002 年にシンガポールに設立した消費者信用調査機関であり、InfocreditHoldings への外部委託により管理されている。

同社は、シンガポールで最も包括的で発展した主要な消費者信用調査機関であり、シンガポールのすべてのリテールバンク、金融機関を含む参加者を有している。

基本的な消費者情報と支払い記録のデータベースを維持しており、参加者（ABS の参加銀行を含む）は、消費者の信用度チェックを実行するために情報機関のデータベースにアクセスすることができる。また、消費者は、データベースの使用から生じる可能性のある、迅速でより多くの情報に基づいた与信判断を受ける便益を得る。

CBS はまた、2012 年に、10 周年記念式典を記念して、信用の健全性と不正防止の管理の重要性について一般の人々を教育するための一連の消費者教育イニシアチブを開始しており、クレジットカウンセリングシンガポール、シンガポール消費者協会、およびその他の組織と提携して、消費者教育を実施している。

2. Experian Credit Services Singapore Pte Ltd (前 DP Information Group).

DP Information Group は、1978 年に個人によって設立された信用情報機関であったが、Experian が 2008 年 10 月に株式の 40%を取得、2014 年後半には、完全に買収され、2019 年に Experian にブランド変更となっている。

Experian はアイルランドに本社を有する、世界 45 か国に展開するグローバル信用情報機関である。

図 6Experian 社の拠点

3. 手数料

参加者の利用手数料については公知情報からは把握できていないが、消費者が銀行、その他金融機関に信用枠を申請する目的で自身の信用情報を取得する場合、審査の結果に係らず、2 つのうち、1 信用情報機関からの取得に関しては、無料で取得できるとされている。

4. 信用情報の入手方法（消費者の場合）

SingPass ID とパスワードを使用して、指定された信用情報機関の Web サイトから、無料のオンライン信用報告書を入手することができる。（信用枠の承認または却下の通知書の日付から 30 暦日以内）[28]

第4節　現地ヒアリング

第1項　ヒアリングの目的

シンガポールのクレジット関連規制について、①調査結果および理解の正しさの確認、②公知情報調査だけでは収集困難な情報の把握　を目的として、現地へのヒアリングによる調査を実施した。うち、ヒアリングによって情報収集した主な項目（上記②の目的による情報収集）は以下の 5 点である。

① ペイメントサービス法（機能別規制）制定の背景
② ライセンス付与の実態
③ 業界のペイメントサービス法に対する反応・当局と業界の対話
④ 事業者側の規制負担
⑤ 監督の実態

第2項　ヒアリング対象先

現地へのヒアリングは以下の 4 名に対して実施した。

分類	ヒアリング対象組織名	ヒアリング対応者
当局	MAS（Monetary authority of Singapore）	（非公表）
シンガポールペイメントサービス事業者	（非公表）	（非公表）
	（非公表）	（非公表）
弁護士事務所	西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所	パートナー 弁護士　煎田勇二

第3項　ヒアリング結果

（非公表）

[28] 2016 年 ABS のプレスリリースより（https://abs.org.sg/docs/library/abs-media-release_201603217653a29f299c69658b7dff00006ed795.pdf）

第6章　各種ペイメントスキームに対する日本法とシンガポール法の適用比較

第1節　日本法との比較

日本法とシンガポール法を比較した場合、シンガポール法では、資金、電子マネーの支払・移動に係るサービスをペイメントサービスとして規定し、電子マネー発行を例外として、資金・電子的価値の保蔵、与信等については、銀行法等別途の規定としている。

その他、シンガポール法のペイメントサービスの規制対象について、日本法と比較した差分は以下の通りであり、主に、口座発行、加盟店獲得、国内/国際送金における差異が大きいと考えられる。

- 「イシュア」と「口座発行」を分離し、認証だけを提供する「口座発行」も規制している
- アクワイアラや決済代行についても資金保護や資本金等に係る義務を課している
- 与信機能とペイメント機能を別の法規制で規定している
- シンガポールでも少額与信は銀行法の規制から除外されるが、ペイメントサービス法では取引総額でリスクベースの規制を構成

第2節　日本法の適用関係

（非公表）

第3節　シンガポール法の適用シミュレーション

（非公表）

第4節　事業者単位でのシンガポール法適用関係のシミュレーション

（非公表）

第7章　　日本法と諸外国法の比較

前章まで、日本法とシンガポール法の比較を行ってきたが、主要な規定については、シンガポール法に限らず欧州の規制も参照することとした。

以下、①資本要件、②滞留資金に係る保全、③情報提供、④抗弁の接続、⑤加盟店審査、⑥顧客認証（オンライン取引）、⑦相互運用性　に係る規定について、日本、シンガポール、欧州の規制内容を比較する。

第1節　　主な規定の比較

第1項　　資本要件（参入要件）

ペイメントサービス参入時の資本要件について、日本とシンガポール、英国とでは以下の様な差異が見受けられる。

① 日本の電子マネーの純資産要件金額が、外国や割賦販売法と比較して高い

② 日本ではイシュア以外のペイメント機能について、資本要件が無い

③ 割賦販売法を除き、「資本金の額」ではなく「純資産」として要件が課されている（資金決済法を含む）

④ 英国・シンガポールのペイメントサービス法/規則では、事業者の「取引総額」を基準として要件の軽減を図っており、1 件あたりの金額に基づくものではない[29]

⑤ シンガポールでは担保提供の要件もある

[29] ペイメントサービスでは、取引総額を基準として、銀行法（クレジットカード・チャージカード）では、1 件あたりの与信額に基づいて、リスクベースの規定を設けている。

表 27 資本要件に係る日本法と諸外国法の比較

規制比較	日本 割賦販売法	日本 資金決済法	シンガポールPSA	英国 PSR
参入要件	○包括信用購入あっせん • 資本・出資額要件：2,000万円以上 • 純資産要件：資本・出資額×90/100以上	○電子マネー • 純資産要件：：原則1億円以上 ○資金移動 • 資本要件：無し	○大規模ペイメント機関 • ベースキャピタル：25万SGD（約2,000万円）以上 • 担保：10万SGD（約800万円）以上（取引合計月平均額600万SGD以下）20万SGD（約1,600万円）以上（上記以外）	○現金入出金・口座引落、資金送金、ペイメント手段発行サービス • 初期自己資本：12.5万€（約1,625万円）以上 ○支払開始サービス（PISP） • 初期自己資本：5万€以上 ○送金（MoneyRemittance） • 初期自己資本：2万€以上 ○口座情報サービス（AISP） • 初期自己資本：無し
小規模事業者等の扱い	○少額（限度額10万円以下）の分割後払サービス • 純資産要件：グループ全体で基準を満たす、又は5年以内に達成	○政令で定める限定的な地域での提供の場合 • 純資産要件：1,000万以上 ○自家発行型電子マネー • 純資産要件：ゼロ	○標準ペイメント機関 ※取引合計額月平均額が1サービスで300万SGD（約2.4億円）未満、2以上のサービスで600万SGD（約4.8億円）未満 ※電子マネー合計残高平均が500万SGD（約4億円）未満 • ベースキャピタル：10万SGD以上（約800万円） • 担保：なし	○小規模ペイメント機関 ※取引額月平均300万€（約3.9億円）以下でPISP,AISP以外 • 初期自己資本：無し

第2項　滞留資金に係る保全

滞留資金[30]に係る保全措置について、日本法では、資金移動事業者の滞留資金の規定があるに留まるが、シンガポール・英国では、加盟店獲得事業者の滞留資金についても保全措置が求められている。但し、シンガポール・英国とも、リスクベースの規定を採用し、小規模事業者については、保全措置の適用対象外としている。

なお、小規模な事業者について保全措置が免除されている点について、シンガポールの標準ペイメント機関の資本要件を見ると、「10 万 SGD 以上のベースキャピタル」という要件が課されている。そのため、1 サービスの月平均取引額が 300 万SGDだった場合、1 日の取引分程度の純資産は確保されていることになる。また、英国に関しては、小規模機関に係る資本要件は課されていないものの、契約時に資金保全措置に係る情報提供が義務付けられており、顧客が保全措置の有無を認識してサービス利用することが可能な内容とされているとも考えられる。

[30] 電子マネー事業者（前払式支払手段）が、価値を電子的に保蔵するために顧客から預かる資金を除く

表 28 滞留資金保全に係る日本法と諸外国法の比較

規制比較	日本 資金決済法	シンガポール PSA	英国 PSR
滞留資金に係る価値の保全	規制対象：資金移動業 保全方法：①供託②保全契約（1週における要履行保証額の最高額以上） ③信託契約（要履行保証額※以上） 保全時点： ①②対象週末から1週間以内 ③翌営業日まで	規制対象：大規模ペイメント機関（国内/国際送金、加盟店獲得）※ 保全方法：①保全機関からの債務を負担することの約束、②関連資金相当額の保証、③受領資金の信託 保全時点：関連資金受領日の翌営業日まで	規制対象：認可ペイメント機関（小規模、PISP,AISPを除く） 保全方法：①認可信用機関orBoEの別口座入金、認可ｶｽﾄﾃﾞｨｱﾝの別口座資産管理、②保険契約、保険会社・信用機関の保証 保全時点：資金受領翌営業日の最終時限まで
実務面の対応	保全方法により保証料、信託報酬等がかかる	同左	同左
その他報告等の対応	報告は年2回	資金保全に係る報告は無し	（不詳）
	※要履行保証額：滞留資金・還付手続きに必要な額の合計が1,000万円以下の場合には1,000万円	※標準ペイメント機関（1サービスでの月平均の取引合計額が300万SGD未満、2サービスで600万SGD未満）は対象外となっている。 日本の資金移動業は、資金保全の要件のみで資本要件はないが、シンガポールのペイメント機関は、標準ペイメント機関でも、ベースキャピタルを10万SGDが求められる。	※小規模ペイメント機関は資金保全の義務がなく、また資本要件も課されていない。

第3項　情報提供

利用者に対する情報提供に関して、日本及びシンガポール・英国の規制内容を整理した[31]。外国との比較では、特に、日本法に規定が無く、英国・シンガポールで規定がある内容として、「受取人から要請があった場合には、入金があった都度、通知を行うことができる体制」とする必要がある点で、差異がみられる。

[31] 日本については電子マネーの場合を例として記載しているが、資金移動や包括購入あっせん、個別購入あっせん、割賦販売等それぞれの契約時の情報提供等の規定がある

表 29 情報提供に係る日本法と諸外国法の比較

規制比較	日本 資金決済法(例)	シンガポール PSA	英国 PSR
契約前	○電子マネー発行時 • 氏名、商号又は名称 • 前払式支払手段の支払可能金額等 • ペイメント可能な期間 • 苦情・相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先 • その他内閣府令で定める事項	The E-Payments User Protection Guidelines (PSAの記載は見当たらず) ※SGD500未満の口座枠・与信枠は対象外	PSR及びFCA“Our Approach” • 事業者の概要 • ペイメントサービスの概要 • 手数料・利息 • 伝送について、契約期間 • 資金保全と是正措置 • 裁判管轄、紛議に係る情報
実行前	○支払人のPSP(移動資金受領時) 資金移動業者の商号及び登録番号、受領金額、受領年月日 ○支払人のPSP(資金移動) 標準履行期間、手数料等、苦情・相談に係る連絡先	ペイメント規制等には規定なし	○支払人のPSP 最大所要時間、手数料・課金
実行後	実行後、受取人側の情報提供の規定は見当たらない。 ※口座振替等他のサービスと連携する場合は、連携に際しての情報提供について、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係)」に規定。(実行の都度ではない)	○支払人PSP ペイメント口座から実行された全ての取引に関して(顧客から指示がある場合)取引通知を送信する必要がある。リアルタイムもしくは少なくとも24時間に1回以上、口座番号等識別情報、受信者識別情報、ペイメント機関側が取引を識別するための情報、金額、日時、(該当する場合)加盟店を通知。 ○受取人PSP 「好事例」として入金通知を推奨。 (ｸﾚｼﾞｯﾄ・ﾁｬｰｼﾞ ｶｰﾄﾞ・ﾃﾞﾋﾞｯﾄｶｰﾄﾞは対象外)	○支払人のPSP ①支払人がペイメント取引を識別可能とするリファレンス、必要に応じて受取人に関する情報、②ペイメント取引金額、③支払人が負担する料金、④為替レート、⑤指図を受信した日付 ○受取人のPSP ①受取人がペイメント取引を識別可能とするリファレンス、必要に応じて支払人等に関する情報、②ペイメント取引額、③受取人が負担する料金、④為替レート、⑤資金利用可能日
方法	• (前払式支払手段):前払式支払い手段に係る証票等又はそれと一体となっている書面等、電子機器に備えられたファイル • 読み易く、理解し易い用語	• SMSまたは電子メールで口座所有者に伝達する。 • インターネットバンキング、ペイメントキオスクやアプリによる場合は画面上に表示	• 簡単にアクセス可能な方法 • 紙または耐久性のある媒体で • 平易な言葉、明確で分かり易い形式 • 英語もしくは合意された言語

第4項　抗弁の接続

抗弁の接続については、英国・シンガポールとも、ペイメントサービス法規制以外の枠組みで規定している。

シンガポールでは、クレジットカードに限定したガイドとなっているのに対して、英国では、信用機関全般について規定されている。但し、3 か月以内の 1 回払いの契約は適用除外とされている。

表 30 抗弁の接続に係る日本法と諸外国法の比較

規制比較	日本割賦販売法	シンガポール チャージバックガイド	英国 CCA
抗弁の接続	規制対象：割賦販売法 30条の4　包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、当該支払の請求をする包括信用購入あつせん業者に対抗することができる。 35条3の19 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、当該支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗することができる。 ※支払総額が4万円以上であること（リボルビング払の場合3万8千円以上） ※2月以内のマンスリークリアは対象外	消費者協会チャージバックガイドに規定（PSAに規定なし） クレジットカードによる購入に関して、 消費者は、商品やサービスの不着、欠陥のある/不適合な商品やサービスの配達、クレジットカードの取引エラー、および/または不正な取引に遭遇した場合、取引日から120日以内にチャージバックを要求できることとされている。	消費者信用法 第75条により、販売業者に対して抗弁事由が認められる場合は、クレジット会社（消費者信用会社）の請求に対しても同様の抗弁事由による請求権を有することが定められている。 ただし、3か月以内の契約で1回払いの場合等は適用除外とされている。
実務面の対応	2月超の後払いに係る抗弁事由。英国と類似するが、ペイメントのみが対象となる。（消費者向けの貸金は対象外）	クレジットカードのみにチャージバックを求めるガイドの規定がある。 ブランドルールに沿った内容のため、実務面にはあまり影響を与えない可能性。	消費者信用（後払い・与信）に係る抗弁事由。

その他、米国、フランス、ドイツについても、以下の通り調査を行った。

米国では、取引金額や地域の限定があるものの、一定の場合には抗弁の接続が認められる一方で、フランスやドイツでは、必ずしも抗弁の接続が認められている状況にはない。

- **米国**

貸付真実法[32]170 条及び貸付真実規則 226.12 条（c）において、カード発行者（card issuer）に対する抗弁の接続規定がある。

カード保有者が、クレジットカードで購入した商品・サービスについて、販売者との間で紛争解決ができず、下記条件を満たす場合、カード発行者に対して対象取引の請求・抗弁を主張できる　。 カード保有者が加盟店に連絡し、紛争を解決するため、誠実な対応をしていること。 取引金額が 50 ドルを超えていること。 紛争の生じている取引が、カード保有者の住所と同じ州内、又は 100 マイル以内の場所で行なわれていること。

[32] 連邦レベルでのカード会社の情報開示義務等

● フランス[33]

消費法典に「ひもつき与信」に係る抗弁の接続規定が置かれている。ただし、ペイメントは「与信」ではないと捉えられており、クレジットカードに係る与信も紐付き与信に当たらないとされておる。その後、債務法改正により契約の集合における契約失効規定が設けられたが、クレジットカードの扱いについては依然として議論が残る状況にある。

フランス消費法典では、「ひも付き与信」について、売買など主たる契約が裁判上解除されたり無効になるなどした場合には、貸付契約は当然に解除され無効になるとして（消費法典 L.312-1 条）、両契約間における牽連関係が認められている。
しかしながら、ペイメントは与信ではないと捉えられており、このひも付き与信に関する規定を含む消費法典の L.312-1 条以下の消費者信用に関する規定を含む消費法典の L.312-1 条以下の消費者信用に関する章の規定は適用されない（同法典 L.312-1 条）。また、リボルビング方式のクレジットカードにあたる与信カードも、実務上、「ひも付き与信」にあたらないとされ、上述の牽連関係が否定されてきた。
2016 年 2 月 10 日、債務法を改正するオルドナンス 2016-131 号による民法典の改正において、新たに、契約の集合における契約失効を明文化する 1186 条が設けられたが、クレジットカード取引がひも付き与信に該当するかについては、依然として議論が残る状況にある。

● ドイツ

ドイツでは、第三者による与信がドイツ民法 358 条 3 項における結合契約の要件を満たした場合、消費者は、供給契約（売買契約、役務提供契約など）上の抗弁を信用機関に対しても主張可能である（ドイツ民法 359 条）。但し、クレジットカードについてはこの抗弁の接続は否定されている。（但し信義則に基づき認めた判決もある）

358 条に定められている要件とは、①借入金使途の特定、②供給契約と与信契約との間の経済的一体性である。しかし、①クレジットカード取引はペイメントであり与信取引ではない、②分割払いのクレジットカード取引の場合でも、供給契約との間に経済的一体性が無い ことを理由として、判例通説はクレジットカード取引への適用に否定的な立場をとっている。 3 か月を超える分割払いやリボルビング払いであっても、 ②の問題（経済的一体性）については解消されないため、抗弁の接続は否定されている状況にある。
ただし、ドイツ民法上の抗弁の接続を否定しつつも、信義則に基づく抗弁の接続を認めた高裁判決もある。

[33] フランス・ドイツでは、PSD の国内法化対応について、それぞれ、「通貨金融法典」、「決済サービス健全性監督に関する法律」に規定をおいている。EU の消費者信用指令の国内法対応では、それぞれ消費法典、民法に規定を導入している。ただし、フランス・ドイツとも、3 か月未満の与信については、消費法典・民法の適用除外とされている。

第5項　加盟店審査

加盟店審査については、日本では、番号管理や不正利用防止の観点の他、悪質取引等についても考慮することとなっているが、シンガポールでは、法規制として求めているのは、主に AML の観点からの管理となっている。その他、シンガポールでも、実務面の対応として、加盟店の財務審査を行っているケースが多いものの、規制としての義務付けは無い。

英国については、アクワイアラーの加盟店審査義務に係る規定は見当たらない。

表 31 加盟店審査に係る日本法と諸外国法の比較

規制比較	日本 割賦販売法	シンガポール PSA
加盟店審査義務	（35条17の8） • 目的：販売業者又は役務提供事業者による番号等の適切な管理及び利用者による番号等の不正利用の防止 • 調査対象：クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者 • 調査事項：クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止に支障を及ぼすおそれの有無 ①初期審査（加盟店契約時） • 加盟店所在地・代表者、商材・役務内容、販売方法等 • セキュリティ対策（クレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止）の実施内容 ②途上審査（加盟店契約締結後） • セキュリティ対策の実施状況（情報漏えい、不正使用の発生状況等） • 悪質取引の有無（消費者トラブルの発生状況等）	MAS PSN01（AML上の確認） • ペイメントサービスプロバイダーは、取引が商品またはサービスの販売者へのペイメントの意図された目的のためにのみ行われることを高い確実性で確認する必要がある。 • ペイメントサービスプロバイダーは、ペイメントの対象となる加盟店が商品またはサービスを提供する事業に合法的に従事していることを確認するための適切かつ合理的な手段を採用する必要がある。これは、技術的、契約的、および/またはその他の手段（例：サイト訪問）を使用して達成することができる。
関連規定	（35条18） • 認定割賦販売協会会員は、利用者等の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者等の利益を保護するために必要な情報等を認定割賦販売協会に報告。 ※アクワイアラーは、加盟店調査等の際、加盟店情報交換システム（JDM）の以下に関する登録情報を活用。	MAS“GuidelinesonLicensingforPaymentServiceProvidersunderthePaymentServicesAct“ 当局は、「加盟店獲得事業者」から認可申請を受けたアクティビティの内容を確認する目的で、加盟店契約書の提出を受けることとなっている。
実務面の対応	アクワイアラの実務において、加盟店について財務面の審査を行っている。	アクワイアラの実務において、加盟店について財務面の審査を行っている。

（参照）英国における加盟店獲得サービスに係る規制動向

英国のペイメントシステム当局（PSR）
「Market review into the supply of card-acquiring services」

上記文書において、小規模加盟店におけるアクワイアラとの価格交渉力が欠けているとの課題意識から、アクワイアラの競争促進等の観点からの施策が検討されている。

○ペイメント環境に係る認識
- 英国では、商品・サービスの対価支払の手段としてカードペイメントが主要となっており、その利用は増加している。
- 店舗等がカードペイメントを受け入れるためには、カードアクワイアリングサービスを利用する必要があり、そのサービスコストは、最終的に価格やサービス内容として顧客が影響を受ける可能性がある。
- 上記を受け、英国PSR（ペイメントシステム規制当局）は、加盟店がカードペイメントの受け入れのために契約するサービスについて、「市場の競争力」と、「交換手数料規制が加盟店

に請求される総手数料に与える影響」等の市場レビューを実施（2020 年 9 月中間報告を公表）。

○アクワイアラー
「アクワイアリングサービス」には以下の 2 つのグループがある。
■アクワイアラー（カードスキームによって直接ライセンスされている事業者）
- 主要事業者：バークレイカード、エラボン、グローバルペイメント、ロイズバンクカードネット、ワールドペイ

■ペイメントファシリテーター（アクワイアラーを介してカードシステムにアクセスする仲介者グループ）
- 主要事業者：PayPal、Square、SumUp

○市場の状況と問題の所在
- 年間カード売上高が 5,000 万ポンドを超える大規模加盟店ではうまく機能している。
- 小規模加盟店市場については、新たなサービスプロバイダーが参入しているが、小規模な加盟店側から、アクワイアラー等の事業者を切り替えたり、より良い取引を交渉したりすることには、一定の障壁が残っていると指摘。

○提言内容
特に、中小の加盟店がアクワイアリングサービス事業者から競争力のある価格設定を得ら得る助けとなる 3 つの新しい対策を提案
- カードアクワイアリングサービスの契約において終了日を設定すること。これによって、加盟店が定期的に事業者を選定する機会を与える。ただし、カードによる年間売上高が 5,000 万ポンドを超える大規模な加盟店との契約は対象外。
- POS 端末契約がサービスプロバイダーの切り替えに対する障壁として機能するのを防ぐための対策を講じること。・・・例：POS 端末契約の期間制限、連続する自動契約更新の制限、およびアクワイアリングサービスと POS 端末の契約をパッケージと販売するための措置が含まれることが挙げられる。
- 加盟店が価格を調査および比較しやすくするための措置を講じること。・・・例：アクワイアラとその他の加盟店向けサービス提供事業者（カート事業者等）に、簡単に比較できる形式で価格情報を提供する等

○今後の予定
- 2020 年 12 月まで中間報告に対するフィードバックを受け、2021 年中に最終報告書を発行予定。

第6項　顧客認証（オンライン取引）

顧客認証については、欧州・シンガポールとも多要素認証を規定している。日本でも、一つの固定的な認証に寄らない等、類似した規定はあるものの、外国の方がより具体的に規定されており、適用除外となる場合についても具体的な基準が設けられている。

表 32 顧客認証に係る日本法と諸外国法の比較

規制比較	日本 割販法・資金決済法関連	シンガポール PSA	PSD/EBA
オンラインサービス提供時に係る認証に係る要件	○ｸﾚｼﾞｯﾄ取引ｾｷｭﾘﾃｨ対策協議会事務局・一般社団法人日本ｸﾚｼﾞｯﾄ協会「ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ・ｾｷｭﾘﾃｨｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」 3Dｾｷｭｱ対策の記載あり。 カード会員のみが知るパスワード等（静的・動的）を利用したパスワード認証や、過去の不正利用実績やデバイス情報等を活用したリスク評価によるリスクベース認証等があり、国際ブランドが推奨する本人確認手法。 ○「事務ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（5前払式支払手段発行者関係）」 ｼｽﾃﾑ管理：ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ等通信手段を利用した非対面取引では、固定式のID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞのみに頼らない認証方式等、取引ﾘｽｸに応じた適切な認証方式としているか	○MAS “Technology Risk Management Guidelines” 顧客認証プロセスを保護するために、ｵﾝﾗｲﾝ金融ｻｰﾋﾞｽ（ﾍﾟｲﾒﾝﾄ含む）のﾛｸﾞｲﾝ時に多要素認証を採用せねばならない。 多要素認証は、①知っていること（個人識別番号やﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ等）、②所有しているもの（ﾜﾝﾀｲﾑﾊﾟｽﾜｰﾄﾞｼﾞｪﾈﾚｰﾀ等）、③自分が誰かを示すもの（生体認証等） のうち2以上の要素に基づく。 ※顧客ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞの送信に際は、ｴﾝﾄﾞﾂｰｴﾝﾄﾞの暗号化により、顧客のﾓﾊﾞｲﾙｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝまたはﾌﾞﾗｳｻﾞとﾊﾟｽﾜｰﾄﾞを検証するITｼｽﾃﾑとの中間ﾉｰﾄﾞでのﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ読取を不可能とせねばならない。生体認証技術と顧客パスワードが顧客認証に使用される場合は、ｽﾄﾚｰｼﾞ内および送信中の生体認証関連のﾃﾞｰﾀと認証資格情報を暗号化せねばならない。	○改正PSD2（DIRECTIVE (EU) 2015/2366） 97条 加盟国は、PSPが以下の場合に強力な顧客認証（SCA）を適用することを保証せねばならない。 （a）ﾍﾟｲﾒﾝﾄ口座へのｵﾝﾗｲﾝｱｸｾｽ （b）電子ﾍﾟｲﾒﾝﾄ取引の開始 （c）詐欺または悪用のﾘｽｸのある、ﾘﾓｰﾄﾁｬﾈﾙを介したﾍﾟｲﾒﾝﾄ活動の実行 ○委員会委任規則(EU)2018/389 SCAは、以下の3分類のうち2以上の要素に基き行われること ①知識（長さ・複雑さ等ﾕｰｻﾞｰのみが知っているもの）、②所有（ｱﾙｺﾞﾘｽﾞﾑの仕様、キーの長さ、情報ｴﾝﾄﾛﾋﾟｰ等ﾕｰｻﾞｰのみが所有するもの）、③固有（ｱﾙｺﾞﾘｽﾞﾑ仕様、生体認証ｾﾝｻｰ、ﾃﾝﾌﾟﾚｰﾄ保護機能などユーザーを示すもの）
例外	割賦販売法の対象事業者（包括信用購入あっせん業者・立替払取次業者・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者・加盟店）が対象であるため、2月以内の後払い事業者は対象外	ガイドラインを実施する範囲と程度は、提供される金融サービスおよびそのようなサービスをサポートする技術リスクと複雑さのレベルに見合ったものでなければならない。	①下記にｱｸｾｽ制限されている場合 ・1以上の指定ﾍﾟｲﾒﾝﾄ口座残高 ・過去90日間に実行された、1以上の指定ﾍﾟｲﾒﾝﾄ口座を介した取引 ②定期的取引の2回目以降 ③30€以下の取引且つ、最終SCA以降の取引が100€以下、且つ最終SCA以降の取引件数が5件以下 等

第7項 相互運用性

相互運用・標準化について、シンガポールペイメントサービス法では、ペイメント口座とペイメントシステム間、及び、ペイメントシステム間の相互運用性を確保する様、MAS が事前の書面の通知により支持することができるものとしている。ただし、SGQR については、この規定とは別に、ペイメントカウンシルの下で開催されたタスクフォースにより決定されたものとみられる。

表 33 相互運用性に係る日本法と諸外国法の比較

規制比較	日本	シンガポールPSA	シンガポール Payment Council
相互運用に係る規制・ガイドライン等	割賦販売法上の措置はないものの、キャッシュレス推進協議会においてAPIの仕様標準化、コード決済の標準化（コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン）等が進められている。	ペイメント口座とペイメントシステム間の相互運用性を確保する権限 25.—(1)当局は、書面による通知により、ペイメントサービスプロバイダーに対して、ペイメント口座（またはそのクラス）と決済システム間の相互運用性を確保するため、以下のいずれかまたは両方を行うよう指示することができる。 (a)当局が適切と考える条件で、決済システムの参加者になること。 (b)決済システムの運営者との取り決めの締結。 ペイメントシステム間の相互運用性を確保する権限 26.—(1)当局は、書面による通知により、決済システムを運用するペイメントサービスプロバイダーに対して、当局が適切と考える条件で共通の標準を採用するよう指示することができる。	SGQRの開発 （複数のE-ペイメントソリューションを1つにまとめた単一のQRコード） 2017年8月、Payments Councilは、シンガポールでの電子決済の一般的なQRコード仕様を開発するため、MASとIMDA（情報通信メディア開発庁）が、ペイメントスキーム、発行者、アクワイアラ、銀行、および関連する政府機関のメンバーによる共同タスクフォースを開催し、SGQRを開発。2017年7月にEMVCoが発行した「決済システムのQRコード仕様–加盟店提示モード」に基にして、これをシンガポール市場向けにカスタマイズしたものとなっている。

第8章　　まとめ

本件調査では、クレジットカードに関連する日本及び諸外国の法規制を比較しながら、近年台頭しているペイメントサービスのビジネスモデル等を鑑み、決済横断法制について、幾つかの段階に分けて課題や論点を整理した。

ペイメントサービスについて、より多様な事業者による連携の下で提供されるようになり、ペイメントに係る機能が分化していくとともに、一方では、認証機能等、ある機能を鍵として、多様なペイメント手段をまとめて提供するような動き等、アンバンドリングと、リバンドルの動きが見受けられる。

従来、日本のペイメント関連法規制は、商品ベースに基づく規制となっていたものの、それが必ずしも当てはまらないケースも生じ、商品ごとに異なる法規制が、利用者等にとっては、分かりにくさ等の課題につながっている可能性もある。

そのため、機能別の規制へと変更していくことでこれらの問題に対応していくことが考えられる。

しかしながら、既にペイメント関連の法制度が相応に成熟してきた日本において、これまでの解釈やそれぞれの目的を再定義していく際には、割賦販売法、資金決済法に留まらず、どこまでの範囲を検討していくのかという問題も生じることとなり、活動をどのように定義していくかについても、機能間の影響の有無などを考慮して進めていく必要がある。また個別の規制の要否の問題についても、法の目的、達成すべき目標や方向性によって影響を受けることとなる。

その他、諸外国法を見ても、全てをペイメントサービス関連法で整理しているとは限らず、消費者法や競争法との関連、あるいは、法とガイドライン、自主規制等、どのレベルで規定するか等についても、整理していく必要がある。

今回挙げられた論点を参考としつつ、関連する情報、意見について、関連省庁、有識者、事業者の方々から収集を図りながら、一つずつ進めていくことが望まれる。

Appendix

第1節 シンガポールの法策定段階における欧米の規制の参照

ペイメントサービス法のきっかけとなった、2016 年の「Payment Roadmap」では、シンガポールのペイメント環境を改善するための機会として、諸外国の例を参照して、規制枠組みの合理化を含む4 点を挙げている。

そのうち、規制の枠組みの合理化については、オーストラリア、EU、米国を例示し、規制の焦点がシフトしていることを示している。

(ア) 戦略的プロジェクトの成功促進(英国・スウェーデンを参照)

(イ) 規制の枠組みを合理化および強化して、レベルプレイイングフィールドと透明性を向上―技術中立的で、アクティビティベースの単一のモジュラー型の規制フレームワークにより、ペイメントサービスプロバイダーは、法的確実性と柔軟性を高めて市場にアクセスし、より幅広いペイメント活動を提供する

- 一部のベンチマーク国(オーストラリア、EU、米国)の規制当局が、変化する世界的なペイメント環境の要求を満たすために「リスク低減」「標準化」「競争とイノベーション」「消費者保護」へと焦点を移していると説明。

図 7MAS 文書におけるベンチマーク国における規制枠組みの変更の説明

(ウ) ペイメントのための新たなガバナンスモデル確立　(全国ペイメントカウンシルの設立)(米国、豪州、英国、スウェーデン、韓国を参照)

(エ) 電子ペイメントの採用の強化(スウェーデン、EU、米国、豪州を参照)

またペイメントサービス法の策定過程においても、英国やオーストラリア等の規制をベンチマークとして参照していることが示されている。特に英国の規制が参照されている。

表 34 ペイメントサービス法制定過程における諸外国の参照（例）

文書名	記載内容
RESPONSE TO FEEDBACK RECEIVEDProposed Activity-based Payments Framework(2017.11)	• MASは、アクティビティ1（ペイメント手段の発行と維持）の範囲とペイメント手段の定義につき意見を求めた。 • 回答者は概ね、提案されている「ペイメント手段」の定義を支持したが、その要件があいまいであり、MASがEUのPSDの定義を使用していることを指摘する者もあった。 • MASは、PSBにアクティビティA（口座発行）とアクティビティE（電子マネー発行）を導入した。電子マネーのコンテキストでは、電子マネー（つまり、E-ウォレット）を含むペイメント口座の発行はアクティビティAであり、電子マネー（つまり、E-ウォレットに保存されている値）の発行はアクティビティEである。それぞれのアクティビティもたらすリスクは異なることから、関連するアクティビティを実行するエンティティには異なるリスク軽減策が求められることを説明した。 • MASは、英国ペイメントサービス規則の「ペイメント口座」および「ペイメント手段」に類似した、以下の定義を提案した。 (a)1人以上のペイメントサービスユーザーの名前で保持されている口座、または一意の識別子を持つ口座 または (b)パーソナライズされたデバイスまたはパーソナライズされたファシリティ、これは、決済サービスユーザーが決済トランザクションの開始、実行、またはその両方に使用し、銀行口座、デビットカード、クレジットカード、およびチャージカードを含む
CP:Proposed Payment Services Bill(2017.11)	• 質問16.個人のe-walletの保護。 MASは、個人のe-walletに対して提案されている保全策、およびその上限S＄5,000と取引フローの上限S ＄30,000の妥当性についてコメントを求めている。 • 今後数か月以内に、高額ペイメント口座に係るすべての発行者に適用される「資金アクセス保護ガイドライン」に関する個別のコンサルテーションペーパーを発行する予定であり、その保護口座のしきい値をS ＄500に設定することを提案する。 • これは、英国とオーストラリアの基準に沿ったもので、上限がS ＄500までの口座については、通常、匿名で利用されるため、フレームワークには含まない。これらの無記名商品は、商品に保管されている量が少ないため、詐欺の対象となる可能性も低く、そのような商品は通常、店頭でしか使用できない。
RESPONSE TO FEEDBACK RECEIVED Proposed Payment Services Bill November 2018	• 質問15.ユーザー保護対策 • より幅広い保護オプションのバランスを取るために、MASは電子マネーに係るフロートをT0ベースで保護することを要求する。これは、ペイメントシステム（監視）法（PS（O）A※）の基準およびオーストラリアと香港のプリペイドの基準と一致している。また、送金中の資金については、T +1ベースで保全される。これは、英国の基準に沿っている。 ※PS（O）Aは、ペイメントサービス法導入前のシンガポールのペイメント関連の法規制の1つ

ペイメントサービス規則の策定過程においても、英国・オーストラリア・香港の規制と比較した記述が見受けられる。財務要件の規定では、ベンチマーク国と比較して自国の規制が厳格となることによって、ペイメント機関の参入の妨げとならない様、「競争力」を意識した規定を行っていることが示されている。

表 35 ペイメントサービス規則策定過程における諸外国の参照（例）

文書名	記載内容
Consultation Paper:Proposed Payment Services Regulations(2019.4)	• ペイメントサービスの規定の管理：PS法の6条に規定されたしきい値を超えるペイメントサービスの提供を希望する標準ペイメント機関が、大規模ペイメント機関のライセンスに変更する場合、申請が必要である。ペイメント取引件数の予期しない急増の可能性を考慮して、しきい値に違反したときから30日間の猶予期間を設けている。これは、英国のペイメント規則の基準に類似している。 • ペイメントサービス機関の財務要件：標準ペイメント機関および大規模ペイメント機関は、初期および継続的な財務要件を満たす必要がある。MASが規制する金融機関およびペイメント機関について、英国、オーストラリア、香港で規制される場合の、最低財務要件についてベンチマークを行うと、標準および大規模ペイメント機関について提案した最低財務要件は、ビジネス競争力がある。 MASは、大規模ペイメント機関が、関連するすべての顧客の資金を保全する必要があることを考慮して、大規模ペイメント機関に対して提案する最低財務要件が合理的かつ適切であると評価した。
RESPONSE TO FEEDBACK RECEIVED: Proposed Payment Services Regulations(2019.12)	• 財務要件：質問5.最低限の財務要件について • 少数の回答者は、スタートアップ企業が継続的に基礎資本（ベースキャピタル）を維持することは困難であることを強調し、代わりにMASが払込資本を要件とすることを提案した • MASの対応：MASは、SPIおよびMPIに対してそれぞれ10万ドルおよび25万ドルの基礎資本要件を維持する。これは、経済的および財政的ストレスの時期にペイメント機関が十分な資金を確保可能とするためであり、払込資本と比較して、基礎資本は、損失と配当性向を考慮に入れており、ペイメント機関の財務状況をより優れた指標である。 • コンサルテーションペーパーで強調されている通り、英国、オーストラリア、香港で規制されている他のMAS規制金融機関およびペイメント機関において、それらの国で課されている最低財務要件は、SPIとMPIの両方に対して提案された最低財務要件と同等である。

第2節　諸外国のペイメント産業との発展経緯差異の考慮

ペイメントサービスに係る機能別法規制を設置している国・地域と、日本のペイメント環境を比較した場合、例えば、クレジットカード発行者や銀行間送金システムの参加者の規定に差異が生じている。

- **諸外国ではクレジットカードの発行の多くは銀行が行っている**

クレジットカード・チャージカードの規制は、ノンバンク向けに開発されているが、伝統的に銀行が中心となって発行してきた経緯からか、各種ガイドラインについては、銀行用に開発されたものが適用されている。

欧州・英国・シンガポールとも、銀行の認可制度とは別に、ノンバンクによるクレジットカード発行に係る認可制度が置かれている。

- 欧州：消費者信用指令
- 英国：消費者信用法
- シンガポール：銀行法（クレジットカード・チャージカード）

認可要件自体は資本金要件も無く厳格ではないものの、銀行に適用されるガイドライン類（例：英国「シニアマネージャー認証レジーム」に基づくガバナンス体制）が適用され、厳格な規制となっている。

諸外国においても（シンガポールのように銀行法の中にクレジットカード・チャージカードの規制がある場合を含め）、ノンバンク向けの認可規定が設けられている。（法としては銀行認可とは別である）

- **欧州・英国・シンガポールでは、制度上はノンバンクも銀行間送金システム（ACH）への参加者が可能である**

行間送金を対象とするか否かについて検討する場合、銀行間送金が全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）によってなされており、その参加者が銀行に限定されている。

欧州ペイメントサービス指令(PSD2)・英国ペイメントサービス規則・シンガポールペイメントサービス法とも、決済インフラへのアクセス改善の規定（非差別的な決済インフラへのアクセス）があり、銀行以外でも、ACH（日本の全銀ネットに該当）への参加を可能としているため、銀行間の「為替」についても、ノンバンクが扱うことも前提とした規定が必要となっており、銀行法の枠外で規定する意義が高いと考えられる。

（シンガポール・英国ではノンバンクが ACH に直接接続している例がみられるが、実際には全ての欧州の ACH でノンバンクのアクセスが認められているわけではない）

第3節　ペイメント市場の継続的なモニタリング

第1項　Payments Landscape Review: Call for Evidence

急速に変化する技術環境は、新たな課題とリスクをもたらすとして、英国大蔵省では、2019 年 6 月にペイメント環境の調査を実施。2020 年 7 月に発行された「ペイメントランドスケープレビュー」では、英国ペイメントネットワークに対する政府の目標を示し、現在のシステムが政府目標に対してうまく機能しているかを高レベルで評価し、今後、更なる対応が必要となるか否か、それらの機会、ギャップ、およびリスクについて関連ステークホルダーからの意見提出を求めている。

その他、「パススルーデジタルウォレット」等の技術ソリューションのみ提供する事業者等が現行規制では、規制範囲外になってしまう可能性があることについて課題意識を示している。

こうした状況を受け、FPC（Financial Policy Committee)は、ペイメントチェーンのシステミックリスクの評価を開始

新たなペイメントサービスとペイメントチェーンに係る市場の認識と意見募集の例

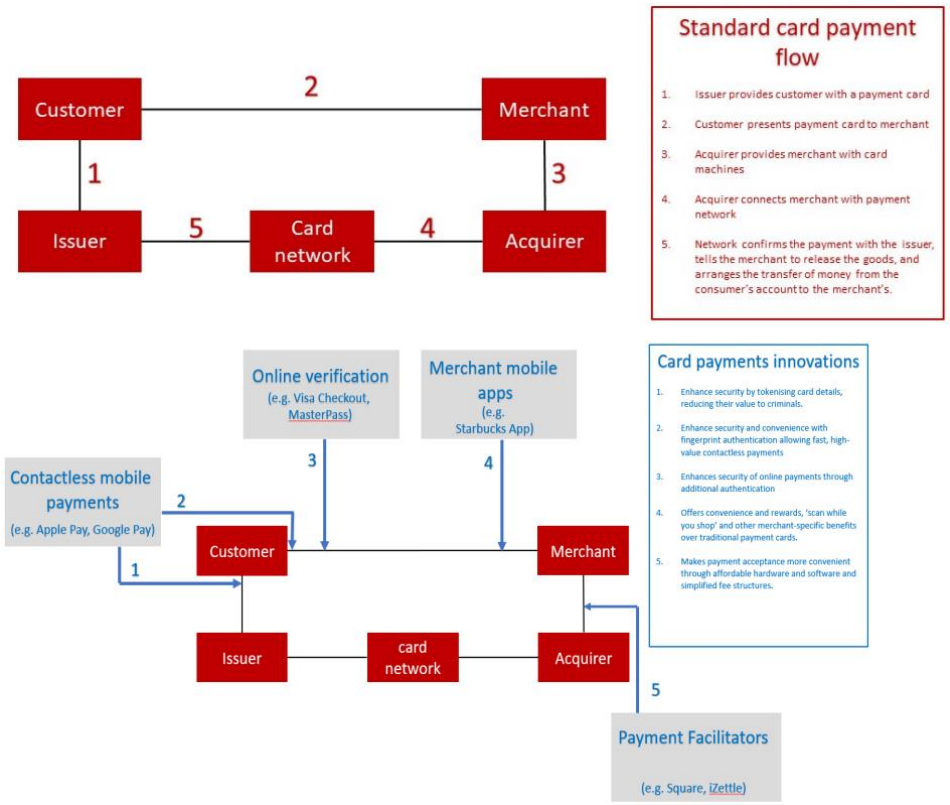

- 質問 16：上図で特定された新しいサービスプロバイダーとペイメントチェーンの傾向に同意するか？
- 質問 17：今後 10 年間で、ペイメントチェーンにどのようなさらなる傾向があると思うか？
- 質問 18：新しいサービスプロバイダーとペイメントチェーンにおける傾向は、どのような機会やリスクをもたらすか？
- 質問 19：これらの機会を実現し、および/またはこれらのリスクに対処するために、業界、規制当局、および政府は何をすべきだと思うか？
- 質問 20：変化する技術的状況に対応するために、ペイメント規制に変更が必要だと思うか？

第2項　Perimeter report

英国 FCA は、将来、社会に大きな影響をもたらす可能性のある変化の兆候をいち早く捉えるために、利用可能な情報を体系的・継続的に収集・分析し、潜在的なリスクや可能性を把握することとして、2019 年より、規制境界レポート(Perimeter report)を発行している。

1. 規制境界に関連する課題

規制の境界にあるサービスについて、新たなビジネスモデル等により、規制の周辺活動も変化することから、必要な場合は規制の変更や採用について具体的活動につなげる必要があるとしている。境界の問題は複雑なため、①消費者や事業者への危害の発生防止と、②消費者保護のためのセーフティネット といった役割に、不確実性と曖昧さを生じる可能性がある。

境界の理解が難しい場合の例

- 規制対象企業が、規制対象外の商品も提供する場合がある
- 企業は（場合によって意図的に）規制の境界の領域で行動し、規制対象の金融サービスに類似しているが規制対象外である商品・サービスを提供する
- FCA の規制対象と、救済措置（金融オンブズマンサービス・金融サービス補償スキーム）の範囲に差異がある。

2. 規制境界への対応

規制の端で活動する企業や意図的に境界を割けている企業を監視し、規制境界にある活動が以下に該当する場合は、関連法制を変更・採用するよう推奨する等が可能な場合は行動する。（欧州規制による場合は、限定的となる）

- 違法であるもしくは詐欺的行為である
- 潜在的に英国の金融システムの信頼を損なう可能性がある。
- 規制活動に密接に関連しているか影響を与える可能性がある。

その他、FCA の役割の明確化と、消費者が「保護」について、企業が「義務」について、理解の改善を目指すとともに、FCA が消費者団体や業界団体と協力して、新たな形態の消費者への危害を評価・防止することとしている。

規制境界に関連する取組み上の課題	規制境界課題への対応策
消費者理解に係る課題 ・ 自分のしている取引が規制対象か否かを判別しにくい（認可企業が規制対象外のサービス提供をしている場合等）	消費者向けツールの改善と提供する情報の有用性の向上 ・ 金融サービスレジスターを開始と再設計 ・ 消費者向けの情報・ガイダンスの提供（年金、投資詐欺、コロナウィルス関連の詐欺に焦点を当てて情報提供） ・ 境界ガイダンスマニュアルの発行
救済制度に係る課題 ・ 問題が起きた場合に、事業者や、オンブズマンサービスに苦情を申し立てたりFSCSに請求するなどして救済措置にアクセスしたりすることは難しい可能性（各制度の対象の相違）	Money Advice and Pensions Service（MaPS）と協力して費者保護の範囲など、ペイメント会社の規制制度がどのように機能しているかについての知識を共有
問題が起きた場合に、事業者や、オンブズマンサービスに苦情を申し立てたりFSCSに請求するなどして救済措置にアクセスすることは難	例（与信類似商品）：従業員の給与前払制度（ESAS）および特定の免除契約の開発について

しい可能性(各制度の対象の相違) ・ 投機的非流動証券、ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞ葬儀ﾌﾟﾗﾝ、規制外住宅ﾛｰﾝの ﾊﾞﾗﾝｽ購入者、高ﾘｽｸ商品取扱金融会社への消費者の紹介等、消費者向け高リスク投資ﾏｽﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ、SME 貸付、与信類似商品、債務ｱﾄﾞﾊﾞｲｽ/債務ｿﾘｭｰｼｮﾝ	・ 通常信用提供を伴わないため規制外。適切に使用すれば、便利だが、料金が高騰する可能性や、依存のリスクがあり、消費者が根底にある経済的な問題を抱えている場合は解決にならない可能性がある。 ・ そこで、FCA は、無担保信用市場の将来の規制について包括的なレビューを実施することとし、 パンデミックが雇用の安全性とクレジットスコアに与える影響、ビジネスモデルの変化、規制外の商品を含む無担保貸付の新たな展開状況を考慮し、2021 年初に FCA 理事会に勧告を行う。

第4節　ペイメントサービス法におけるハウスカードの扱い

シンガポールでは、小売店等がカード発行を行う場合については、そのカードの利用が、その小売店舗のみに限定される場合には、規制の対象外とされている。

第1項　規制対象外とする旨の規定

クレジットカード・チャージカードの発行者(カード媒体に限らない)は、銀行法(クレジットカード・チャージカード)に基づく認可を取得する必要があるが、以下の場合には適用除外とされている。

〈適用除外(銀行法 57G 条)〉

発行者との間で、クレジットで商品またはサービスを購入するためのみのクレジットカードまたはチャージカードであり、発行者がカード所有者の全信用リスクを負うもの。

発行者、および発行者が法人である場合は発行者の関連する法人が、そのカード所有者に付与する与信限度額の合計 500 ドルを超えないこと。 または

クレジットカードまたはチャージカードの発行が、規定されるその他の基準を満たしている。

電子マネー発行者は、ペイメントサービス法に基づく認可を取得する必要があるが、発行者のみで利用可能な電子マネーについては、適用対象外となっている。

〈適用対象となる電子マネー(ペイメントサービス法 2 条)〉

以下の、電子的に保蔵された金銭的な価値を意味する。

a. 任意の通貨建てもしくは発行者によって任意の通貨に固定されている
b. ペイメント口座を使用してペイメント取引を行うことができるよう、前払いされている。
c. 発行者以外の者に受け入れられている。
d. 発行者に対する請求を意味するが、シンガポールで受け入れられた/シンガポールの者からの預金は含まない。

第2項　規制対象外とする理由

ペイメントサービス法策定時のコンサルテーションペーパーによると、限定目的のカードを規制

対象外とした理由は、中小企業の負担の軽減と、リスクも低いと判断されているためである。また、諸外国でも規制対象外とされているケースが多いことも理由として挙げている。

- 限定目的の電子マネー、ロイヤルティポイント、および報酬の除外

回答者の大多数は、顧客が特定の製品やサービスについて、使用・受入の点で目的が限定されている前払い電子マネーを規制しないことに同意した。また、これらの回答者はロイヤルティプログラムを規制すべきではないことにも同意した。これらのプログラムは、既存のビジネスプロセスの強化としての副産物である。そのように回答する根拠としては以下が挙げられた。

a. 規制は中小企業にとって過度に負担になる可能性があり、増加した規制コストは消費者に転嫁される可能性がある。商業的な活動は濫用のリスクが低く、ペイメントシステムの財務安定性への影響は最小限であり、主要な金融センターにおいても、そのような SVF を規制していない。
b. プリペイドのソリューションを提供するビジネスに関連する顧客の救済は、消費者保護法の範囲内とすべきである。
c. 内部のペイメントオプションを提供する加盟店は、ペイメントサービスプロバイダーの定義を超えているため、規制されるべきではない。

- MAS の対応

MAS は、限定目的の SVF は本質的にリスクが低く、主要な管轄区域ではペイメントサービスプロバイダーとは見なされない場合が多いことに同意する。

MAS は、PSB の下で特定の限定目的の SVF（e ウォレット）は、ML / TF リスクが低く、消費者のリーチが限定的であると考えている。

その e ウォレットは、次のいずれかの特性を満たす。

a. 発行者からの商品の購入または発行者のサービスの使用、あるいはその両方に係る支払いまたは一部の支払いに使用される
b. フランチャイジーまたは関連会社の限られたネットワーク内でのみ使用される
c. e ウォレットに保管されているすべての金銭的価値は公的機関によって発行されている、または公的機関が e ウォレットに保存されているすべての金銭的価値について責任を負うか、保証を提供している。

MAS は、ロイヤルティプログラムに蓄積された金銭的価値を電子マネーとして扱わないことも提案している。

以下の全てを満たすペイメント口座に電子的に保存された金銭的価値は、ペイメントサービス法（案）では規制されない。

a. 任意の通貨建てであること
b. スキームの一部として発行者によって発行され、その主な目的が、発行者からの商品の購入またはサービスの使用を促進すること、または発行者によって指定された店舗によって発行されることであること
c. ユーザーが、発行者または発行者の指定する販売者から商品購入またはサー

ビス利用した結果として、ユーザーに発行されるものであること

d. 商品の購入またはサービスの使用、あるいはその両方の支払いまたは一部の支払いに使用されること

e. 金融商品の一部ではないこと

f. ユーザーが通貨と引換えにペイメント口座から引き出すことができないこと

g. 発行者がユーザーの身元を特定および確認しない限り、電子的に保存された金銭的価値が S$100 を超える全額返金ができないこと

第5節　マネーロンダリングに係る加盟店側の対応

マネロン規制に係る加盟店側の取組みは、一部業種を除き、見受けられなかった。ただし、加盟店は、アクワイアラからマネロンの観点から審査を受けることになる。

MAS によるマネロン規制対象

·銀行/マーチャントバンク	·金融会社	·貸金業
·両替商	·送金エージェント	·保険会社
·保険ブローカー	·資本市場の仲介者	·信託会社
·ファイナンシャルアドバイザー	·Central Depository（Pte）Ltd（預託機関）	
·プリペイドファシリティホルダー	·ペイメントサービスプロバイダー（「PSP」）	

マネロンについて、PSPは、取引が商品またはサービスの販売者への支払の目的にのみ行われることを高い確実性で確認する必要があり、PSPは、加盟店が商品またはサービスを提供する事業に合法的に従事していることを確認するため、適切かつ合理的な手段を採用せねばならないものとされている。また、それは、技術、契約、および/またはその他の手段（例：現地訪問）等により達成することができるものとされている。

その他当局等によるマネロン規制対象

- シンガポールカジノ規制庁：カジノオペレーター
- 会計および企業規制庁（ACRA）（自主規制機関：シンガポール公認会計士協会）：企業サービスプロバイダー、専門の会計士および専門の会計事務所
- 不動産業者評議会：不動産業者と販売員
- シンガポール法律協会（自主規制機関）：法律実務家および法律実務
- その他：質屋、貴石および/または貴金属（「PSMD」）のディーラー